

# 堺市

# 子ども・子育て

# 支援事業計画



平成 27 年 3 月



## はじめに

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化し、子育てに関する負担や不安、孤立感が高まっています。子どもは、命をつなぎ、未来をつくるかけがえのない存在であり、社会全体で子ども・子育てを支援することが必要になっています。

本市では、胎児期から社会的自立にいたるまでを、子どもの成長・発達にあわせて、切れ目なく支援する総合的な計画として、「堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）」（計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度）を策定し、市民の皆様と、子どもが豊かな心と社会性を育み、健やかに成長できるまちづくりを推進してまいりました。

一方、国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実をめざす「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりました。

こうした状況を踏まえ、「子ども・子育て支援新制度」を円滑に実施するとともに、計画的に子育て支援サービスの充実を図るため、「堺市子ども青少年育成計画」の後継計画として、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後、本計画に基づき、市民・事業者・関係機関等と連携し、安心して子どもを育てることができる「子育てのまち・堺」の実現に努めてまいりたいと考えております。

最後に、この計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「堺市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民・事業者の皆様からお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月



堺市長 竹山 修身

# 目次

第1章	計画策定の趣旨	
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象	2
5	子ども・子育て支援新制度について	3
第2章	堺市の子ども青少年を取り巻く状況と課題	
1	人口、出生、家庭等の状況	5
2	子育て支援サービス等の利用状況	14
3	子育て支援サービス等の利用意向	22
4	子ども青少年の育成をめぐる課題	28
第3章	計画の理念と基本方針	
1	基本理念	29
2	めざすべき姿	29
3	計画の柱	30
第4章	子ども・子育て支援新制度の円滑な施行	
1	教育・保育の提供区域の設定	31
2	幼児期における教育・保育の推進	32
3	地域における子ども・子育て支援の推進	44
4	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	55
5	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	55
第5章	施策の展開	
1	施策の体系図	57
2	推進事業	58
第6章	計画推進に向けて	
1	推進体制の整備	90
2	実施状況の継続的な点検	90
参考資料		
1	堺市子ども・子育て会議条例	91
2	堺市子ども・子育て会議規則	92
3	堺市子ども・子育て会議委員名簿	93
4	堺市子ども・子育て会議開催経過	94
5	堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会要綱	95
6	堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会委員名簿	96
7	堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会開催経過	97

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。本市では、少子化に対応し、安心して生み育てやすい環境整備を図るため、平成17年に「さかい子どもいきいきプラン（堺市次世代育成支援行動計画）」を策定し、子育て支援コミュニティの形成をめざして、様々な取組を進めてまいりました。また、平成20年には「堺市子ども青少年の育成に関する条例」を制定し、社会全体で子ども青少年の育成に取り組むことを定めています。さらに、平成21年には、新たな課題として、働き方の見直しや特別な支援を必要とする子どもや家庭への配慮に対応していくため、「さかい子どもいきいきプラン」の後継計画である「堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）」を策定しました。同育成計画は、堺市子ども青少年の育成に関する条例の理念のもと、「健やか親子さかい21」「さかい青少年プラン」「堺市母子家庭等自立促進計画」を統合し、胎児期から社会的自立にいたるまでを、子どもの成長・発達にあわせて、切れ目なく支援する総合的な計画としました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、平成24年に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実をめざす子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりました。また、平成25年には、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されたところです。

このような流れを受け、本市においても、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

「堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取組の成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「堺市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、これまで取組を進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）」の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- (3) この計画は、堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果や、学識経験者や子育て支援に関する事業に従事する者、子育て中の保護者などによって構成された「堺市子ども・子育て会議」などによる市民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、堺市子ども青少年の育成に関する条例のもと、「堺市マスタープラン（さかい未来・夢コンパス）」を上位計画とし、「堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）」の後継計画として策定しています。

## 3. 計画の期間

この計画は、平成 27（2015）年度を初年度として、平成 31（2019）年度までの 5 年間に計画期間とします。

平成	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	堺市子ども青少年育成計画 （次世代育成支援後期行動計画）									
						堺市子ども・子育て支援事業計画				

## 4. 計画の対象

この計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの概ね 18 歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟に施策を展開します。

## 5. 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度であり、平成27年4月から施行します。

### 新制度の目的

- 質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供
- 保育の量的拡大
- 地域の子育て支援の充実

#### (1) 質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供

新制度では、「幼稚園」や「保育所」の利用等の基本的な仕組みが共通になるとともに、幼稚園と保育所の両方の機能を持つ「認定こども園」の設置が推進されます。また、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などにより、質の向上を図ります。

#### (2) 保育の量的拡大

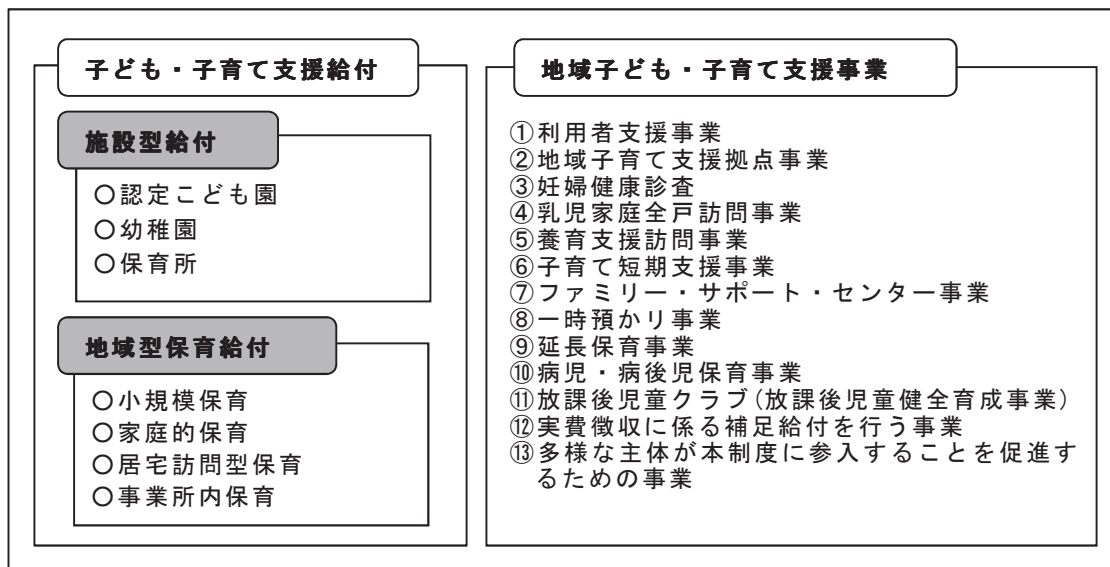
認定こども園の設置を推進するとともに、これまで認可外保育施設という位置づけであった「さかい保育室（堺市認証保育所）」や「家庭的保育事業」なども一定の基準により認可を受ければ、新たにこの制度の対象となります。提供される保育の量や種類を増やすことで、待機児童の解消をめざします。

#### (3) 地域の子育て支援の充実

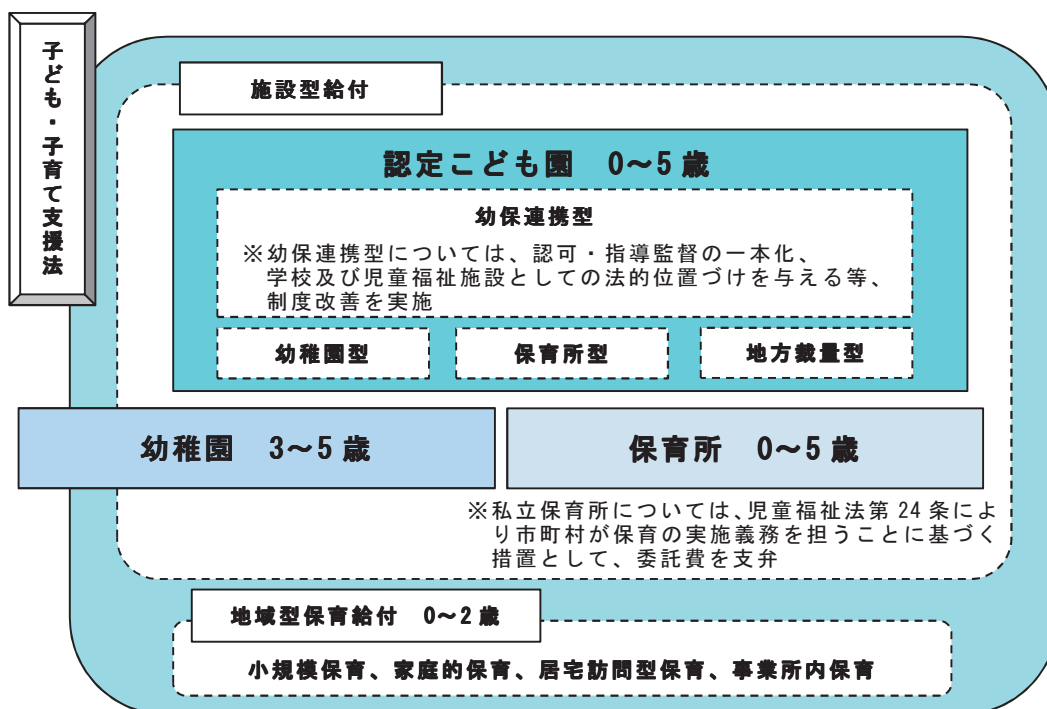
地域における子育て支援に関する多様なニーズに応えることができるよう、「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業」、「放課後児童クラブ」など多様なサービスの更なる拡充を図るとともに、「利用者支援事業」により、利用者がニーズに合ったものを選択できるよう支援していきます。

## 新制度の全体像

◎新制度による子ども・子育て支援サービスは「給付」と「事業」で構成される。



## 施設型給付と地域型保育給付のイメージ



※幼稚園については、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園とがあり、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

## 第2章 堺市の子ども青少年を取り巻く状況と課題

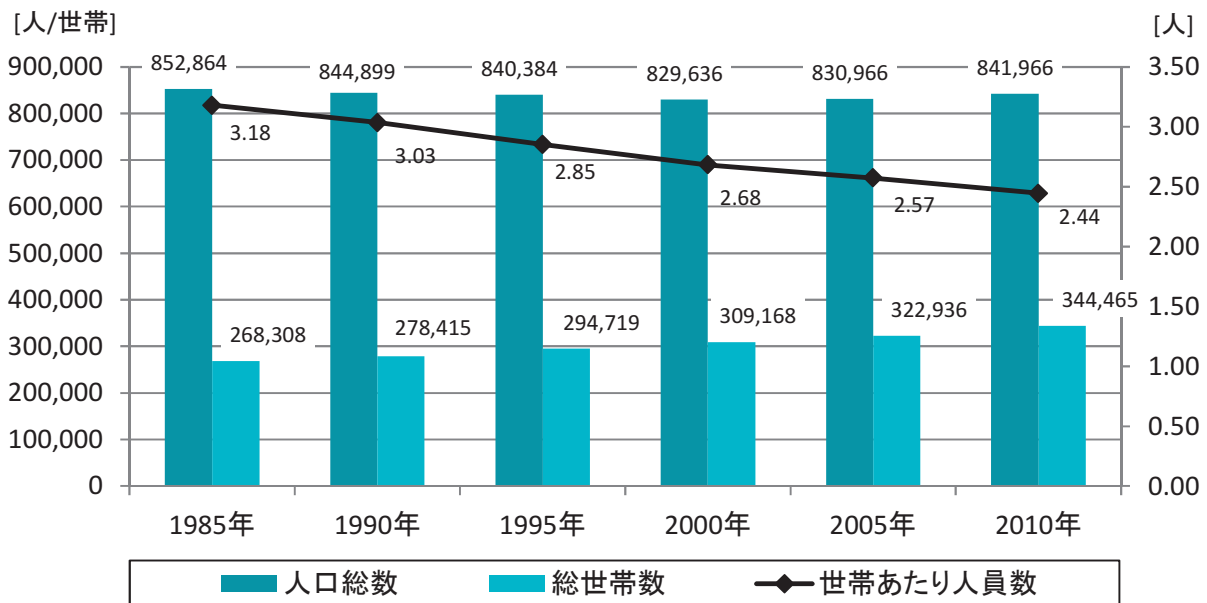
### 1. 人口、出生、家庭等の状況

#### (1) 総人口・世帯数の推移

堺市の人口は、2010年の国勢調査によると、841,966人となっています。1985年以降、徐々に減少していましたが、2000年以降は増加傾向となっています。また、世帯数は増加傾向にあり、2010年の国勢調査によると、344,465世帯となっています。

世帯当たりの人員数は、減少傾向にあり、2010年の国勢調査によると、2.44人/世帯となっています。

図表1 総人口世帯数の推移



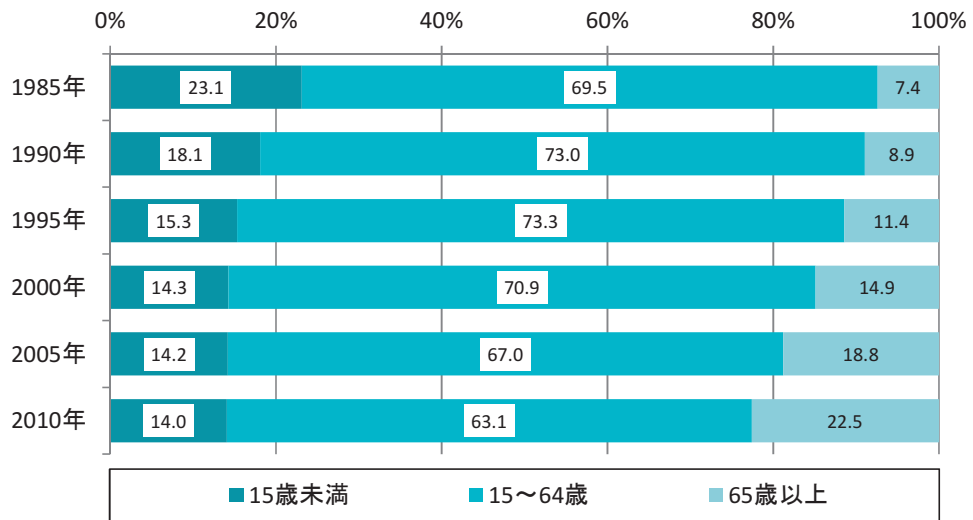
資料) 総務省統計局；国勢調査(1985～2010年)

#### (2) 年齢3区分別人口

堺市の人口を、15歳未満(年少人口)、15～64歳(生産年齢人口)、65歳以上(高齢人口)の年齢3区分でみると、年々、年少人口の割合は低下しており、高齢人口の割合が上昇しています。2000年以降は、高齢人口の割合が年少人口の割合を上回っています。2010年の国勢調査によると、総人口に対する年少人口の割合は14.0%、生産年齢人口の割合は63.1%、高齢人口の割合は22.5%となっています。



図表2 年齢3区分人口構成比

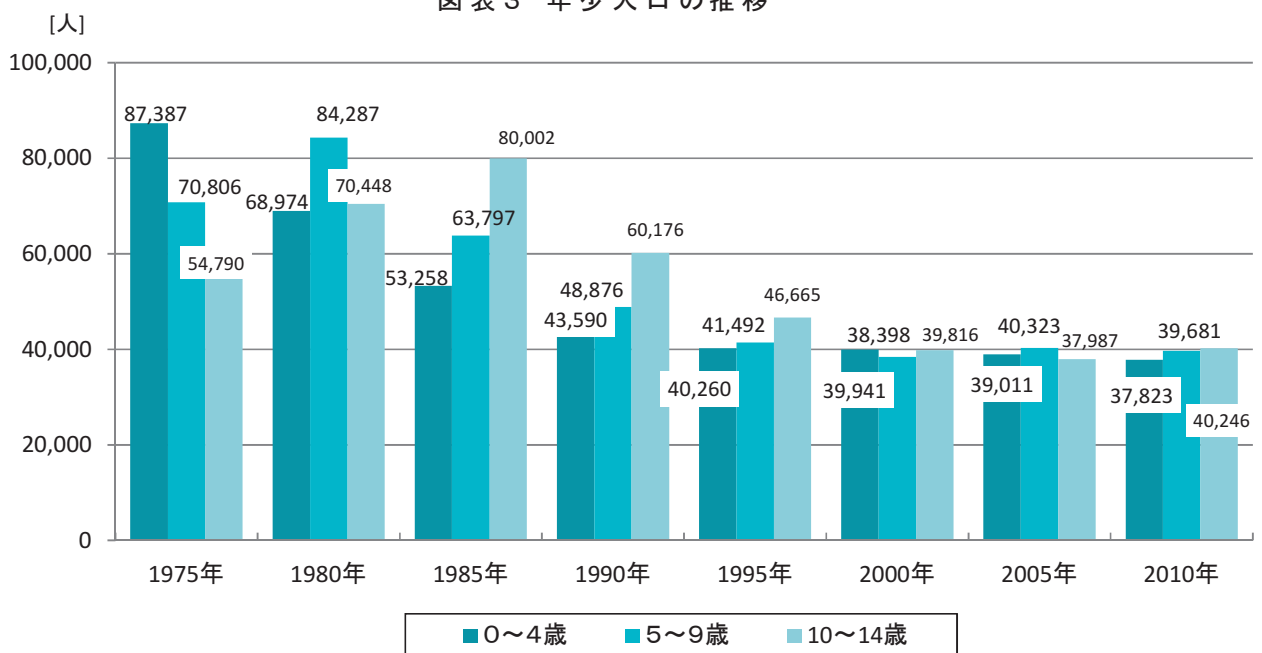


資料) 総務省統計局；国勢調査(1985～2010年)

### (3) 子ども数の推移

堺市の年少人口の内訳を見ると、2010年の国勢調査において、0～4歳人口は37,823人、5～9歳人口が39,681人、10～14歳人口が40,246人となっています。0～4歳人口は1975年から減少、5～9歳人口は1980年、10～14歳人口は1985年を境に、増加から減少へ転じており、いずれの人口も、2000年以降はほぼ横ばい状態となっています。

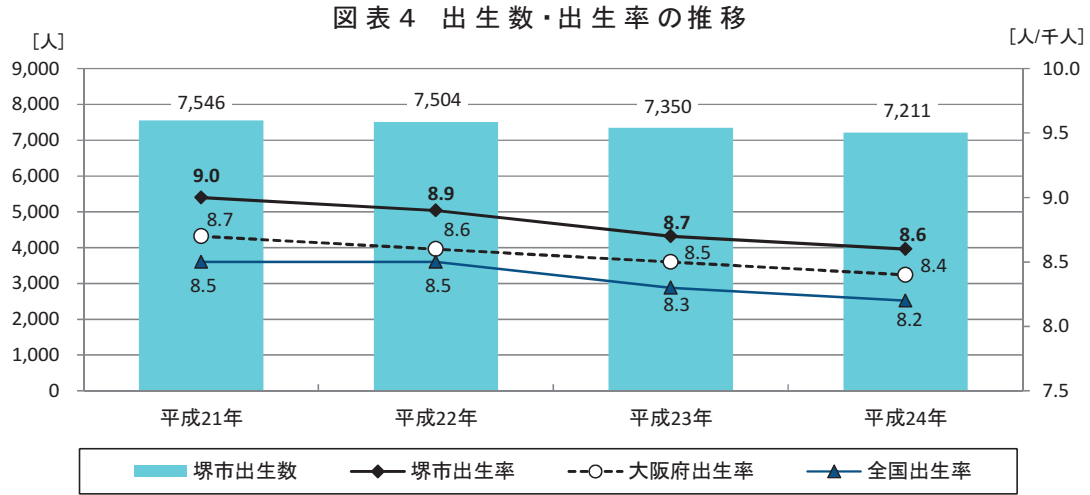
図表3 年少人口の推移



資料) 総務省統計局；国勢調査(1975～2010年)

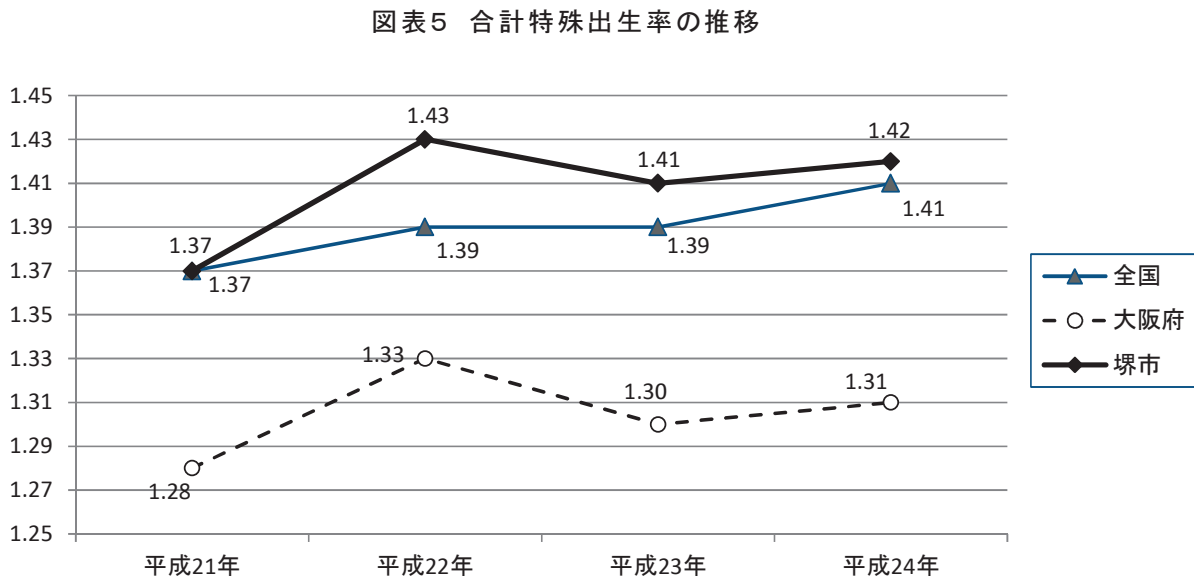
#### (4) 出生数・出生率の推移、大阪府・全国との比較

堺市の出生数は、平成21年度以降、減少傾向にあり、平成24年に7,211人となっています。これにもない、出生率（人口千人当たりの出生数）も同様に変化し、平成24年度には8.6%となっています。



資料) 大阪府人口動態統計 ※出生率は人口千対

堺市の合計特殊出生率は、国・府よりも高い水準で推移しており、平成24年に1.42となっています。



資料) 堺市調べ

## (5) 子どものいる世帯数

2010年の国勢調査によると、堺市の一般世帯344,088世帯のうち、6歳未満の子どものいる世帯は34,655世帯で全体の10.1%、うち、核家族世帯は全体の9.3%となっています。また、18歳未満の子どものいる世帯は82,740世帯で全体の24.0%、うち、核家族世帯は全体の21.5%となっており、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯、ともに、大半が核家族世帯となっています。

2000年から2005年の変化を見ると、一般世帯数の伸び率が7.5%であるのに対し、6歳未満の子どものいる世帯の伸び率は4.2%、18歳未満の子どものいる世帯の伸び率は1.9%と、ともに増加しているものの、一般世帯の伸び率よりも低くなっています。

2005年から2010年にかけては、6歳未満の子どものいる世帯の伸び率は-4.0%と減少に転じ、18歳未満の子どものいる世帯の伸び率は0.8%と小幅の増加となっています。また、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに、世帯数の伸びに比べて核家族世帯の伸び率のほうが高くなっており、核家族化が進んでいることがわかります。

図表6 子どものいる世帯数(2000~2010年)

	2000年		2005年		2010年		2000年 →2005年の 伸び率	2005年 →2010年の 伸び率
	実数 [世帯]	構成比 [%]	実数 [世帯]	構成比 [%]	実数 [世帯]	構成比 [%]	[%]	[%]
一般世帯総数	296,140	100.0	318,239	100.0	344,088	100.0	7.5	8.1
6歳未満の 子どものいる世帯	34,645	11.7	36,114	11.3	34,655	10.1	4.2	-4.0
核家族世帯	30,834	10.4	32,645	10.3	32,080	9.3	5.9	-1.7
その他の 親族世帯	3,811	1.3	3,469	1.1	2,575	0.7	-9.0	-25.8
18歳未満の 子どものいる世帯	80,535	27.2	82,092	25.8	82,740	24.0	1.9	0.8
核家族世帯	69,343	23.4	71,534	22.5	74,016	21.5	3.2	3.5
その他の 親族世帯	11,139	3.8	10,496	3.3	8,205	2.4	-5.8	-21.8
非親族・ 単独世帯	53	0.0	62	0.0	519	0.2	17.0	837.1

資料) 総務省統計局；国勢調査(2000~2010年)

子どものいる世帯の割合を、大阪府、全国と比べると、6歳未満の子どものいる割合は、堺市 10.1%、大阪府 8.8%、全国 9.4%、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、堺市 24.0%、大阪府 21.6%、全国 23.1%となっています。大阪府や全国に比べて子どものいる世帯の割合は高くなっています。

図表7 子どものいる世帯数の比較(2010年)

	堺市	大阪府	全国
一般世帯総数 [世帯]	344,088	3,823,279	51,842,307
6歳未満の子どものいる世帯 [世帯]	34,655	336,831	4,877,321
(構成比 [%])	10.1	8.8	9.4
18歳未満の子どものいる世帯 [世帯]	82,740	826,999	11,989,891
(構成比 [%])	24.0	21.6	23.1

資料) 総務省統計局；国勢調査(2010年)

## (6) 労働力人口

2010年の国勢調査によると、堺市の労働力人口は、390,588人で、うち男性が58.4%、女性が41.6%となっています。2000年から2005年への変化を見ると、労働力人口は全体として増加しており、その伸び率は男性が0.31%であるのに対し女性は7.04%と、女性のほうが高くなっています。また、2005年から2010年にかけては、労働力人口は全体として減少しているものの、男性の伸び率-4.34%に対して、女性の伸び率1.07%と、女性のほうは増加していることがわかります。

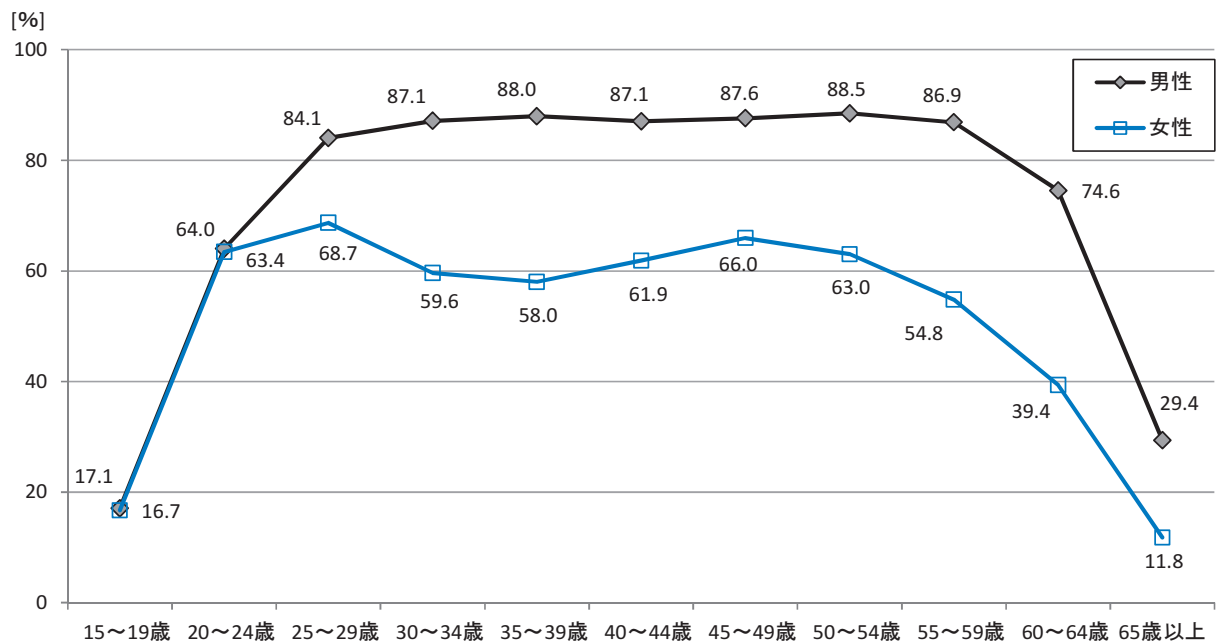
図表8 労働力人口

		2000年		2005年		2010年		2000年→2005年の伸び率 [%]	2005年→2010年の伸び率 [%]
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比		
		[人]	[%]	[人]	[%]	[人]	[%]		
15歳以上人口	総数	677,619	100.0	708,317	100.0	720,642	100.0	4.53	1.74
	男性	325,650	45.9	337,331	47.6	342,484	47.5	3.59	1.53
	女性	351,969	49.6	370,986	52.4	378,158	52.5	5.40	1.93
労働力人口	総数	387,909	100.0	399,226	100.0	390,588	100.0	2.92	-2.16
	男性	237,691	61.3	238,427	59.7	228,072	58.4	0.31	-4.34
	女性	150,218	38.7	160,799	40.3	162,516	41.6	7.04	1.07

資料) 総務省統計局；国勢調査(2000～2010年)

堺市の年齢階級別・男女別の労働力率を見ると、男性では、25～59歳にかけて労働力率が8割台と一定となっているのに対し、女性では、30～39歳でいったん労働力率が5割台に落ち込んだのち高くなり、45歳以上で低下していきます。40歳以上では45～49歳の66.0%が最も高い労働力率となっていますが、25～29歳の68.7%と比べると若干低い値となっています。

図表9 年齢階級別・男女別労働力率(2010年)



資料) 総務省統計局；国勢調査(2010年)

図表10 年齢階級別女性労働力率の比較(2010年)

	堺市	大阪府	全国
合計	43.0	43.9	47.0
15～19歳	16.7	16.3	14.9
20～24歳	63.4	61.8	66.0
25～29歳	68.7	68.5	72.4
30～34歳	59.6	59.7	64.7
35～39歳	58.0	58.1	64.0
40～44歳	61.9	62.4	68.4
45～49歳	66.0	66.3	72.2
50～54歳	63.0	64.0	70.5
55～59歳	54.8	55.8	61.8
60～64歳	39.4	41.6	45.7
65歳以上	11.8	12.9	14.1

資料) 総務省統計局；国勢調査(2010年)

女性労働力率を、大阪府、全国と比較すると、堺市43.0%、大阪府43.9%、全国47.0%と、大阪府、全国と比べて低い値となっています。

また、年齢階級別に比較すると、30歳以上の労働力率が、大阪府や全国と比べて低くなっています。

## (7) 就業者数

2010年の国勢調査によると、堺市に常住している就業者数は362,048人で、うち、男性が57.8%、女性が42.2%となっています。また、有配偶の女性の割合は全体の22.8%となっています。

図表 11 男女別就業者数(2010年)

	全体	男性	女性		
			女性	うち、有配偶の女性	
就業者数 [人]	362,048	209,137	152,911	82,404	
(構成比 [%])	100.0	57.8	42.2	22.8	
自宅就業者数 [人]	22,352	12,767	9,585	7,365	
(構成比 [%])	100.0	57.1	42.9	33.0	
通勤者数 [人]	329,144	189,683	139,461	72,976	
(構成比 [%])	100.0	57.6	42.4	22.2	
市内従業 [人]	113,175	51,497	61,678	37,502	
	(構成比 [%])	100.0	45.5	33.1	
	市外従業 [人]	215,969	138,186	77,783	35,474
	(構成比 [%])	100.0	64.0	36.0	16.4

資料) 総務省統計局；国勢調査(2010年)

男女別就業者数について大阪府・全国と比較すると、就業者数に占める女性の割合は、堺市42.2%、大阪府42.8%、全国42.8%と大差はありません。有配偶の女性の占める割合は、堺市22.8%となっており、大阪府の22.3%よりは僅差で高いものの、全国の25.1%に比べて低くなっています。

図表 12 男女別就業者数の比較(2010年)

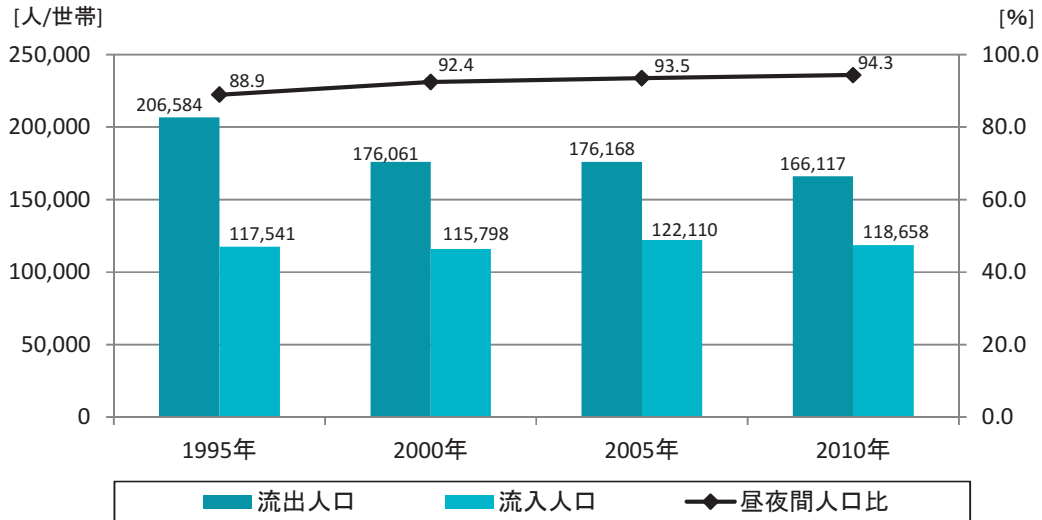
	全体	男性	女性	うち、有配偶の女性
堺市 [人]	362,048	209,137	152,911	82,404
(構成比 [%])	100.0	57.8	42.2	22.8
大阪府 [人]	3,815,052	2,181,227	1,633,825	850,123
(構成比 [%])	100.0	57.2	42.8	22.3
全国 [人]	59,611,311	34,089,629	25,521,682	14,946,630
(構成比 [%])	100.0	57.2	42.8	25.1

資料) 総務省統計局；国勢調査(2010年)

## (8) 流動人口

2010年の国勢調査によると、堺市の流出人口は166,117人、流入人口は118,658人と、流出超過となっていますが、その幅は減少しています。また、2010年の昼夜間人口比は94.3%となっており、上昇傾向にあります。

図表 13 15歳以上流動人口の推移



資料) 総務省統計局；国勢調査(1995～2010年)

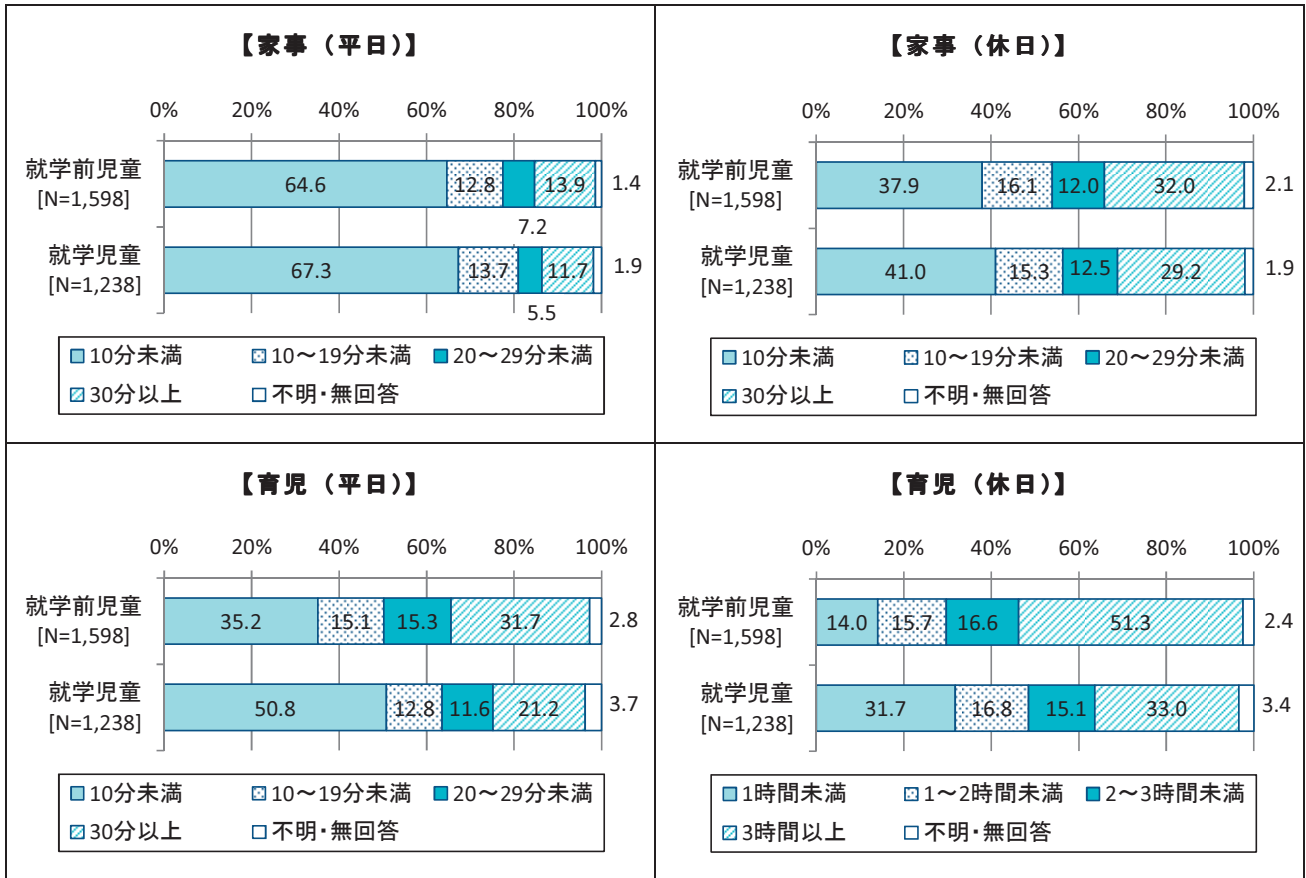
※注：「流出人口」とは、堺市に常住し、堺市外で従業・通学している人口、「流入人口」とは、堺市外に常住し、堺市で従業・通学している人口である。

## (9) 家事・育児の分担状況

父親が家事に費やす時間を見ると、平日では「10分未満」の割合が最も高く、就学前児童が64.6%、就学児童が67.3%を占めています。休日では、就学前児童、就学児童ともに、「10分未満」が約4割、「30分以上」が約3割となっています。平日では、家事に費やす時間が少ない人が多いものの、休日になると、家事に費やす時間が少ない人と多い人とで二極化しているといえます。

父親が育児に費やす時間を見ると、平日では、就学前児童で「30分以上」の割合が31.7%となっているものの、就学児童になると「30分以上」は21.2%となり、「10分未満」が50.8%と高くなっています。休日では、就学前児童で「3時間以上」の割合が51.3%となっているものの、就学児童になると、「3時間以上」の割合は33.0%となり、「1時間未満」が31.7%となっています。平日、休日ともに、育児に費やす時間は、就学児童になると就学前児童に比べて少なくなっていることがわかります。

図表 14 父親が家事・育児に費やす時間



資料) 堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(2013～2014年)



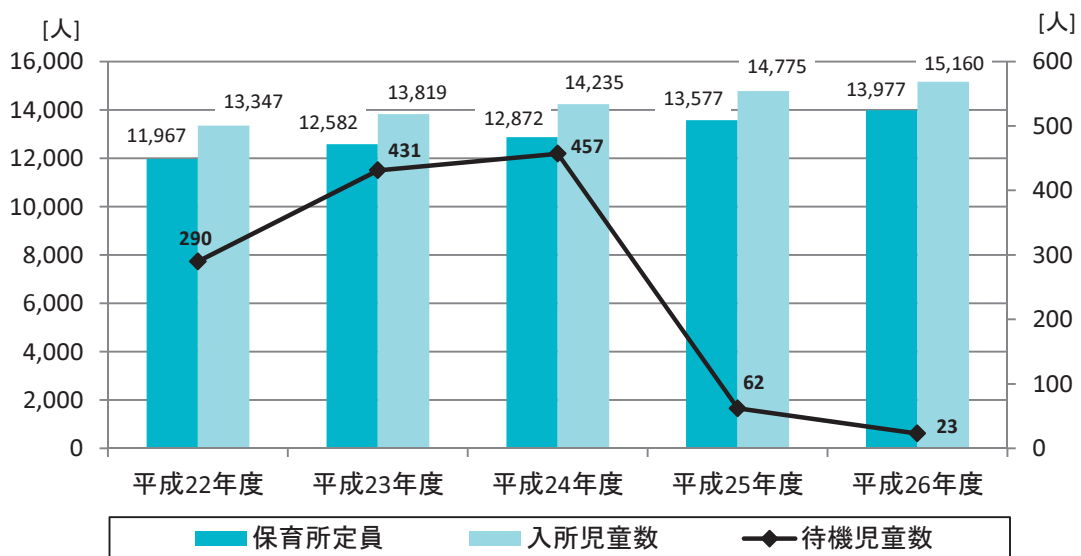
## 2. 子育て支援サービス等の利用状況

### (1) 保育所・保育所入所児童数

平成26年度における堺市の保育所数は114か所(公立20か所、民間94か所)で、保育所定員は13,977人、入所児童数は15,160人となっています。平成22年度からの変化を見ると、保育所数、保育所定員、入所児童数のいずれも増加しています。なお、入所児童数は年齢が上がるにつれて多くなっています。

待機児童数は、平成24年度まで増加傾向にありましたが、平成25年度以降、大幅に減少しています。

図表 15 保育所入所児童数等の推移



[単位: か所、人]

(平成)年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
保育所数	98	102	104	110	114	
保育所定員	11,967	12,582	12,872	13,577	13,977	
入所児童数	13,347	13,819	14,235	14,775	15,160	
年齢別	0歳	1,039	1,096	1,096	1,136	1,135
	1歳	2,055	2,159	2,187	2,393	2,453
	2歳	2,459	2,544	2,648	2,746	2,867
	3歳	2,626	2,661	2,783	2,864	2,888
	4歳	2,561	2,751	2,729	2,893	2,903
	5歳	2,607	2,608	2,792	2,743	2,914
待機児童数	290	431	457	62	23	

資料) 堺市調べ

## (2) 放課後児童対策事業、放課後子どもプランモデル事業等

保護者が就労等により、昼間家庭にいない場合などに、指導員のもとで、放課後の子どもに生活の場を提供するものとして、放課後児童対策事業（のびのびルーム・美原児童会）を実施しています。また、放課後児童対策事業と連携して行う事業として、小学4年生以上の子どもを対象とした放課後ルームを実施しています。

その他にも、放課後子どもプランモデル事業として、子どもたちが豊かな放課後等をすごせるように、「遊び・体験・交流・生活」の場を提供し、のびのびルームの機能もあわせ持った「堺っ子くらぶ」をモデル実施しています。「堺っ子くらぶ」には、留守家庭児童を対象とする【のびのびコース】と、全児童を対象とする【すくすくコース】の2つのコースがあります。

平成 22～25 年度までの全事業合計の利用者推移を見ると、増加傾向にあります。

図表 16 放課後児童対策事業等の利用者数の推移

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	利用者数 [人]	利用者数 [人]	前年度 からの 伸び率 [%]	利用者数 [人]	前年度 からの 伸び率 [%]	利用者数 [人]	前年度 からの 伸び率 [%]	
のびのびルーム	7,165	7,030	-1.9	6,265	-10.9	5,736	-8.4	
美原児童会	378	382	1.1	397	3.9	388	-2.3	
堺っ子 くらぶ	のびのびコース	—	105	—	593	464.8	1,062	79.1
	すくすくコース	—	56	—	505	801.8	956	89.3
放課後ルーム	599	717	19.7	741	3.3	618	-16.6	

資料) 堺市調べ

## (3) その他の保育サービス

保育所、放課後児童対策事業以外の保育サービスの利用状況を見ると、以下のようになります。

延長保育は、平成 22～25 年度まで、利用者数が大きく増加しています。夜間保育は、横ばいとなっています。病児・病後児保育は、平成 23 年度に減少した後、増加傾向となっています。

図表 17 その他の保育サービスの利用状況の推移

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延長保育 [延人]		62,946	67,120	67,490	76,438
夜間保育[延人]		234	248	206	242
一時預かり [延人]			16,402	21,617	16,085
休日保育 [人]		802	1,029	739	842
幼稚園の預かり保育 [延人]				226,949	306,635
病児・病後児保育 [延人]		1,131	643	858	1,051
ショートステイ [人]		300	361	339	411
トワイライト テイ[延人]	夜間養護	3	0	0	1
	休日預かり	7	13	19	22

資料) 堺市調べ

注1) 一時預かりは、平成23年度の民間保育所に対する補助制度拡充後から掲載

注2) 幼稚園の預かり保育は、大阪府スマイル・チャイルド事業(私立幼稚園預かり保育事業)と市立幼稚園預かり保育事業のモデル実施の利用実績の合計値。スマイル・チャイルド事業は平成23年度から開始されたため、同年度から掲載

#### (4) 幼稚園

平成 25 年度における堺市の幼稚園は 60 か所（市立 10 か所、私立 50 か所）、教員数は 875 人、園児数は 13,265 人となっています。学級数及び園児数ともに年々減少しています。

園児の年齢は、平成 25 年度で、3歳が 3,803 人、4歳が 4,722 人、5歳が 4,740 人となっています。

図表 18 幼稚園数・園児数の推移

[単位：か所、人]

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園数		61	60	60	60
学級数		536	533	525	519
教員数		869	880	883	875
園児数		13,941	13,757	13,630	13,265
	3歳	3,895	3,840	3,890	3,803
	4歳	4,901	4,996	4,732	4,722
	5歳	5,145	4,921	5,008	4,740

資料) 堺市調べ

(5) 小中学校・高等学校

平成 25 年度における堺市の小学校は 95 校（市立 93 校、私立 2 校）、教員数は 2,838 人、児童数は 47,932 人となっています。平成 22 年度からの変化を見ると、児童数は減少している一方、教員数は増加しており、教員 1 人に対する児童数は減少しています。

平成 25 年度における堺市の中学校は 47 校（市立 43 校、私立 4 校）、教員数は 1,683 人、生徒数は 23,501 人となっています。平成 22 年度からの変化を見ると、生徒数は増加し続けています。

平成 25 年度における堺市の高等学校は 22 校（公立 16 校、私立 6 校）、教員数は 1,802 人、生徒数は 20,487 人（全日制 19,834 人、定時制 653 人）となっています。平成 22 年度からの変化を見ると、生徒数は平成 24 年度にかけて増加し、平成 25 年度は減少しています。

図表 19 小中学校・高等学校数、児童・生徒数の推移

<小学校>					<中学校>				
[単位:か所、人]					[単位:か所、人]				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学校数	96	96	96	95	学校数	47	47	47	47
学級数	1,779	1,773	1,764	1,773	学級数	721	730	737	756
教員数	2,813	2,822	2,822	2,838	教員数	1,566	1,594	1,633	1,683
児童数	49,315	48,828	48,327	47,932	生徒数	22,575	23,171	23,256	23,501
児童/教員	17.5	17.3	17.1	16.9	生徒/教員	14.4	14.5	14.2	14.0

<高等学校>		[単位:か所、人]			
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学校数		24	22	22	22
教員数		1,698	1,757	1,792	1,802
生徒数	総数	19,895	20,211	20,665	20,487
	全日制	19,023	19,422	19,948	19,834
	定時制	872	789	717	653
生徒/教員		11.7	11.5	11.5	11.4

資料) 堺市調べ

## (6) 特別支援学校

平成 25 年度における堺市の特別支援学校は 7 校、教員数は 531 人、生徒数は 900 人となっています。生徒数の内訳は、幼稚部 18 人、小学部 254 人、中学部 240 人、高等部 388 人となっています。平成 22 年度からの変化を見ると、学級数、教員数、生徒数とも増加傾向にあります。

図表 20 特別支援学校数、生徒数の推移

[単位：か所、人]

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学校数	7	7	7	7
学級数	205	218	225	226
教員数	487	513	524	531
生徒数	809	863	901	900
幼稚部	23	24	19	18
小学部	249	254	256	254
中学部	219	247	238	240
高等部	318	338	388	388

資料) 堺市調べ

## (7) 健康診査の受診状況

平成 25 年度の乳幼児健康診査の受診率を見ると、4 か月児 97.9%、1 歳 6 か月児 97.4%、3 歳児 94.2%と、対象となる児童の年齢が上がるにつれて、受診率は低くなっています。平成 22 年度からの変化を見ると、4 か月児の受診率は、98%前後で推移していますが、1 歳 6 か月児、3 歳児の受診率は増加しています。

図表 21 乳幼児健康診査の受診状況の推移

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 か月児	対象者数 [人]	7,713	7,430	7,358	7,113
	受診者数 [人]	7,564	7,316	7,186	6,963
	受診率 %	98.1	98.5	97.7	97.9
1 歳 6 か月児	対象者数 [人]	7,649	7,854	7,492	7,415
	受診者数 [人]	7,409	7,615	7,290	7,221
	受診率 %	96.9	97.0	97.3	97.4
3 歳児	対象者数 [人]	8,086	7,762	7,718	7,824
	受診者数 [人]	7,420	7,226	7,218	7,369
	受診率 %	91.8	93.1	93.5	94.2

資料) 堺市調べ

妊婦健康診査の受診率は、平成 22 年度で 93.6%、平成 25 年度で 94.0%となっています。

図表 22 妊婦健康診査の受診状況の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数 [人]	7,730	7,565	7,492	7,253
受診者数 [人]	7,238	6,929	7,223	6,819
受診率 %	93.6	91.6	96.4	94.0

資料) 堺市調べ

注1) 対象者数は妊娠届出数。受診者数は健診 I の受診者数。

## (8) 子ども相談所・家庭児童相談室の相談状況

平成 25 年度の子ども相談所の相談件数は 4,590 件、相談内容別に構成比を見ると、「障害相談」(38.7%)、「養護相談」(29.8%)、「育成相談」(22.4%)の順となっています。「障害相談」の内訳を見ると、そのほとんどを「知的障害」が占めています。「育成相談」の内訳を見ると、「育児・しつけ」が約 7 割を占めています。「養護相談」の内訳を見ると、「児童虐待」が約 7 割を占めています。

平成 25 年度の家家庭児童相談室の相談件数は 4,758 件、相談内容別に構成比を見ると、「養護相談」(68.9%)、「障害相談」(18.6%)、「育成相談」(8.3%)の順となっています。「養護相談」の内訳を見ると、「児童虐待」が約 7 割を占めています。「障害相談」の内訳を見ると、「言語発達障害」が約 8 割を占めています。

図表 23 子ども相談所・家庭児童相談室の相談受付件数

	子ども相談所				家庭児童相談室			
	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数 [件]	割合 [%]	件数 [件]	割合 [%]	件数 [件]	割合 [%]	件数 [件]	割合 [%]
総 数	4,633	100.0	4,590	100.0	4,378	100.0	4,758	100.0
養護相談	1,236	26.7	1,366	29.8	3,048	69.6	3,276	68.9
児童虐待	976	21.1	1,002	21.8	2,223	50.8	2,409	50.6
養護(虐待以外)	260	5.6	364	7.9	825	18.8	867	18.2
保 健	1	0.0	5	0.1	129	2.9	103	2.2
障害相談	1,871	40.4	1,775	38.7	788	18.0	886	18.6
肢体不自由	12	0.3	5	0.1	25	0.6	22	0.5
視聴覚障害	17	0.4	1	0.0	21	0.5	15	0.3
言語発達障害	39	0.8	67	1.5	641	14.6	735	15.4
重症心身障害	4	0.1	6	0.1	9	0.2	8	0.2
知的障害	1,791	38.7	1,686	36.7	60	1.4	81	1.7
自閉症	8	0.2	10	0.2	32	0.7	25	0.5
非行相談	203	4.4	216	4.7	20	0.5	14	0.3
ぐ犯行為等	101	2.2	88	1.9	20	0.5	14	0.3
触法行為等	102	2.2	128	2.8	-	0.0	-	0.0
育成相談	1,158	25.0	1,026	22.4	331	7.6	395	8.3
性格行動	193	4.2	167	3.6	161	3.7	185	3.9
不登校	62	1.3	88	1.9	125	2.9	115	2.4
適性	20	0.4	25	0.5	8	0.2	14	0.3
育児・しつけ	883	19.1	746	16.3	37	0.8	81	1.7
その他	164	3.5	202	4.4	62	1.4	84	1.8

資料) 堺市調べ

平成 25 年度において、不登校を理由に長期欠席している児童・生徒数は、小学校で 154 人、中学校で 612 人となっています。小学校、中学校ともに、減少傾向となっています。

図表 24 不登校で長期欠席している児童・生徒数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校 [人]	164	169	156	154
中学校 [人]	680	668	632	612

資料) 堺市調べ

平成 25 年中の堺市における刑法犯少年（「刑法」等に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年）は 836 人、特別法犯少年（「銃刀法」「覚せい剤取締法」などの「刑法犯少年」に規定されている以外の法令に違反した犯罪少年及び触法少年）は 99 人、不良行為少年（非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙、乱暴、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年）は 9,742 人となっています。

堺市における刑法犯少年の内訳をみると、窃盗犯が 503 人と最も多くなっています。平成 22 年からの変化をみると、刑法犯少年は減少しているのに対し、特別法犯少年は平成 24 年以降、不良行為少年は平成 23 年以降、増加しています。

図表 25 非行少年等の推移

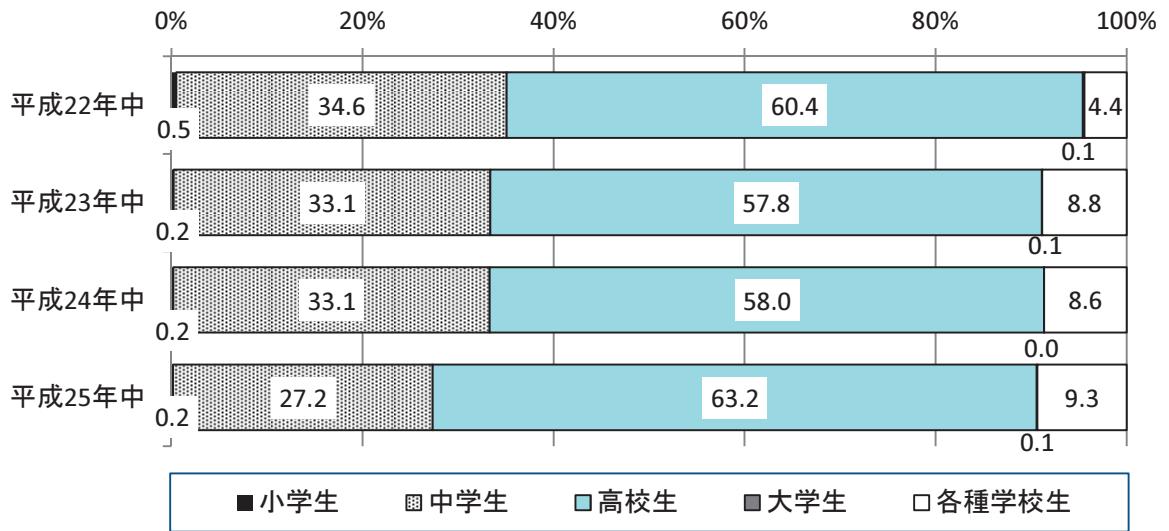
[単位: 人]

		平成 22 年中	平成 23 年中	平成 24 年中	平成 25 年中
刑法犯少年	総数	1,114	1,181	1,056	836
	凶悪犯	12	7	15	18
	粗暴犯	95	155	127	105
	窃盗犯	720	760	654	503
	知能犯	8	5	3	3
	風俗犯	6	5	8	9
	その他	273	249	249	198
特別法犯少年		72	70	50	99
不良行為少年		10,727	7,307	9,357	9,742

資料) 堺市調べ

平成 25 年における、不良行為をした学生生徒の内訳を学識別に見ると、割合の高い順に、高校生が 63.2%、中学生が 27.2%となっています。平成 22 年からの変化をみると、中学生の割合は低下し、高校生の割合が上昇しており、不良行為に占める高校生の割合が高いことがうかがえます。

図表 26 少年非行(不良行為)における学識別学生生徒数割合の推移



[単位:人]

	平成 22 年中	平成 23 年中	平成 24 年中	平成 25 年中
小学生	41	14	17	13
中学生	2,814	1,926	2,577	2,175
高校生	4,909	3,357	4,515	5,055
大学生	11	3	2	5
各種学校生	359	510	670	745
計	8,134	5,810	7,781	7,993

資料) 堺市調べ



### 3. 子育て支援サービス等の利用意向

#### (1) 調査実施概要

本市では、子ども・子育て支援事業計画策定に係る基礎資料として、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ■ 調査実施要領 ■

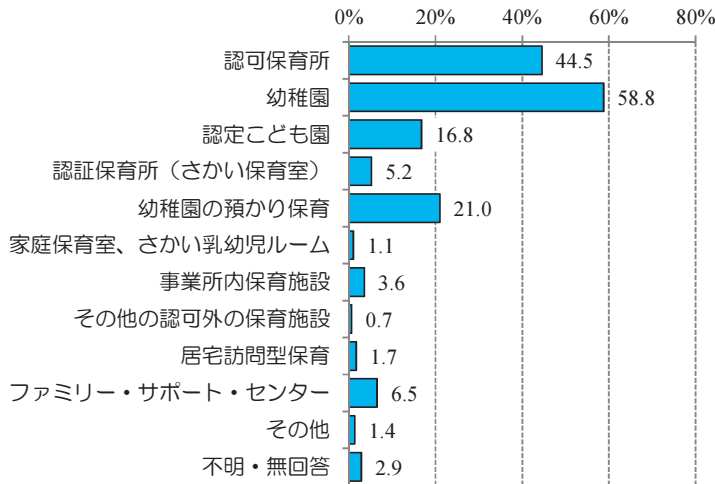
● 調査地域	堺市全域	
● 調査対象	堺市内在住の「未就学児」がいる世帯・保護者（就学前児童調査）3,500人 堺市内在住の「小学生」がいる世帯・保護者（就学児童調査）3,000人	
● 調査期間	平成 25 年 10 月 11 日～31 日（就学前児童）、平成 26 年 2 月 3 日～17 日（就学児童）	
● 調査方法	就学前児童調査：住民基本台帳を基に就学前児童がいる世帯を無作為抽出し、郵送配布・郵送回収 就学児童調査：住民基本台帳を基に就学児童がいる世帯を無作為抽出し、郵送配布・郵送回収	
● 回収結果	<b>【就学前児童】</b> 全 体 1,659 件（回収率：47.4%）※ 堺 区 244 件（回収率：47.8%） 中 区 271 件（回収率：47.5%） 東 区 175 件（回収率：51.0%） 西 区 299 件（回収率：47.9%） 南 区 244 件（回収率：43.2%） 北 区 357 件（回収率：49.3%） 美原区 61 件（回収率：37.2%）	<b>【就学児童】</b> 全 体 1,396 件（回収率：46.5%）※ 堺 区 249 件（回収率：43.1%） 中 区 197 件（回収率：46.8%） 東 区 148 件（回収率：49.7%） 西 区 197 件（回収率：41.1%） 南 区 264 件（回収率：50.2%） 北 区 280 件（回収率：49.2%） 美原区 55 件（回収率：42.6%）
	※居住区不明分含む	

#### (2) 調査結果概要

##### ① 平日における定期的な教育・保育事業の利用希望

就学前児童の保護者にたずねた定期的に利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」が最も高く（58.8%）、次いで「認可保育所」（44.5%）となっています。

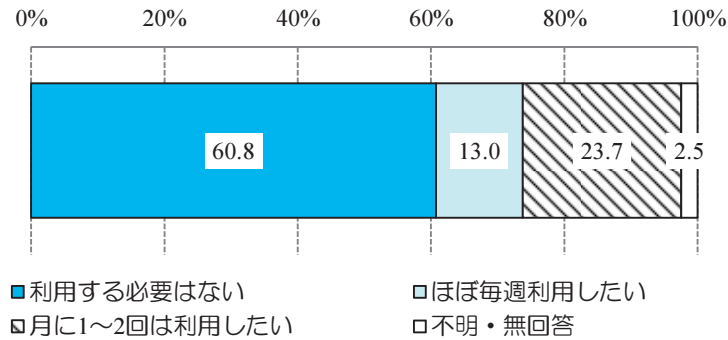
図表 27 平日、定期的に利用したい教育・保育事業/就学前児童 (N=1,659)



### ②土曜日における定期的な教育・保育事業の利用希望

就学前児童の保護者にたずねた土曜日における定期的な教育・保育事業の利用希望は、「ほぼ毎週利用したい」という人が 13.0%、「月に 1～2 回は利用したい」という人が 23.7%となっています。

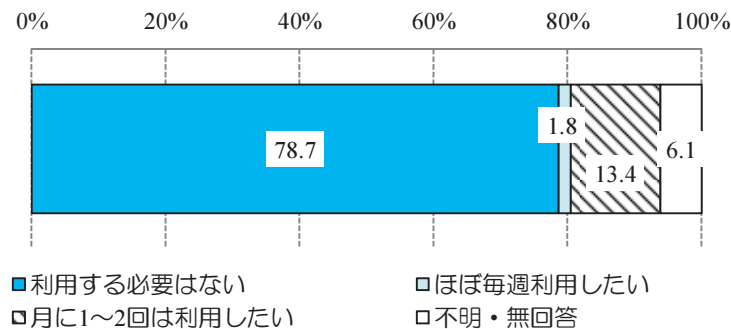
図表 28 土曜日の教育・保育事業の利用希望/就学前児童 (N=1,659)



### ③日曜日・祝日における定期的な教育・保育事業の利用希望

就学前児童の保護者にたずねた日曜日・祝日における定期的な教育・保育事業の利用希望は、「ほぼ毎週利用したい」という人が 1.8%、「月に 1～2 回は利用したい」という人が 13.4%となっています。

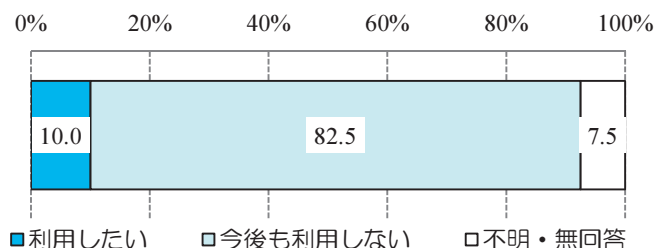
図表 29 日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望/就学前児童 (N=1,659)



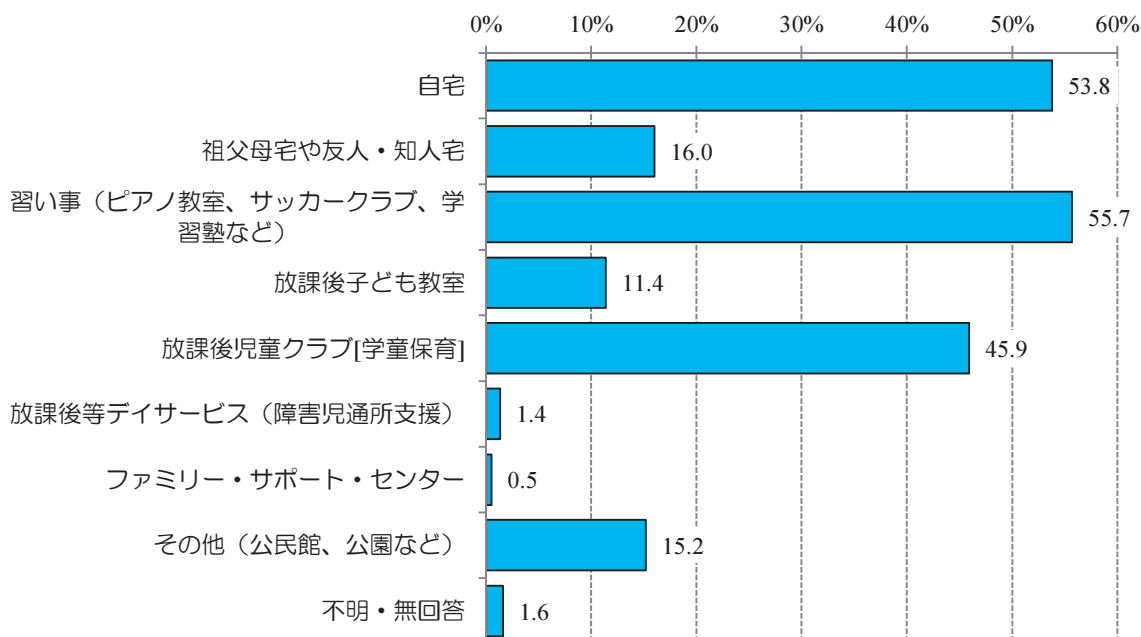
#### ④放課後児童クラブ等の利用意向

現在、放課後児童クラブを利用していない就学児童の保護者にたずねた放課後児童クラブの今後の利用意向については、10.0%の方が「利用したい」と回答しています。また、次年度に小学校入学予定の就学前児童の保護者に、小学校就学後における放課後の過ごし方をたずねたところ、放課後児童クラブが45.9%、放課後子ども教室が11.4%となっています。

図表 30 放課後児童クラブの今後の利用意向/就学児童(N=1,138)



図表 31 小学校就学後における放課後の過ごし方(小学校低学年)/就学前児童(N=368)

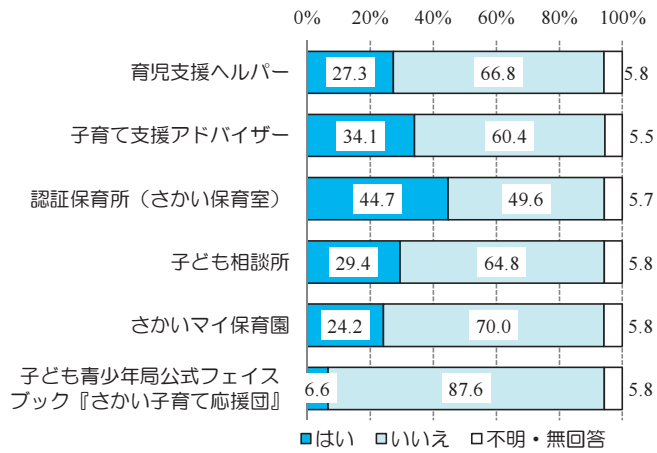


#### ⑤子育て支援サービス・事業の利用状況

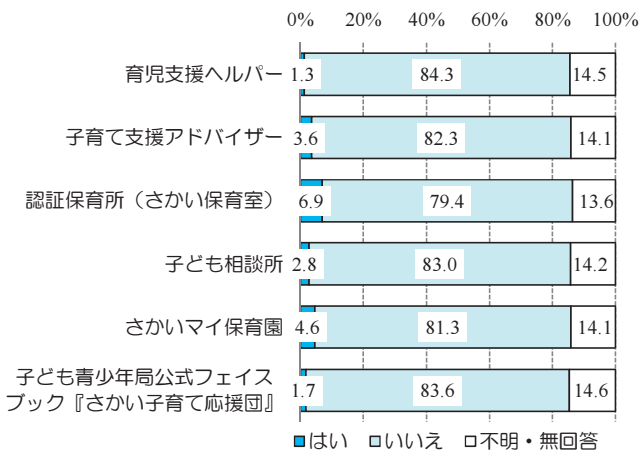
就学前児童の保護者にたずねた、子育て支援サービス・事業の認知度をみると、「認証保育所(さかい保育室)」(44.7%)、「子育てアドバイザー」(34.1%)と高くなっています。利用経験については、「認証保育所(さかい保育室)」が6.9%などとなっています。また、今後の利用意向については、「子育てアドバイザー」(26.6%)、「子ども相談所」(24.5%)と高くなっています。

図表 32 子育て支援事業について/就学前児童 (N=1,659)

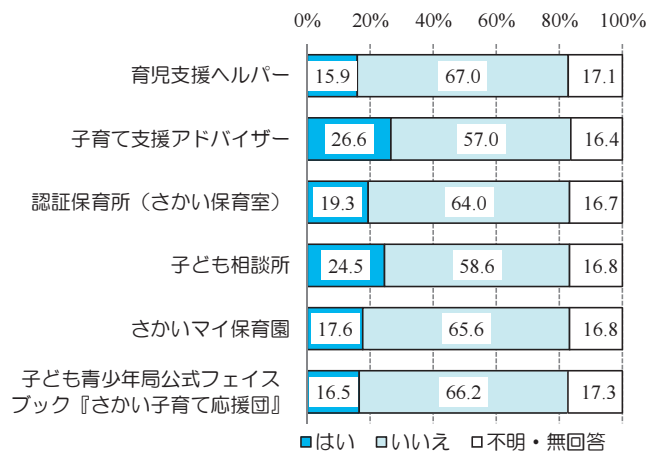
【認知度】



【利用経験】



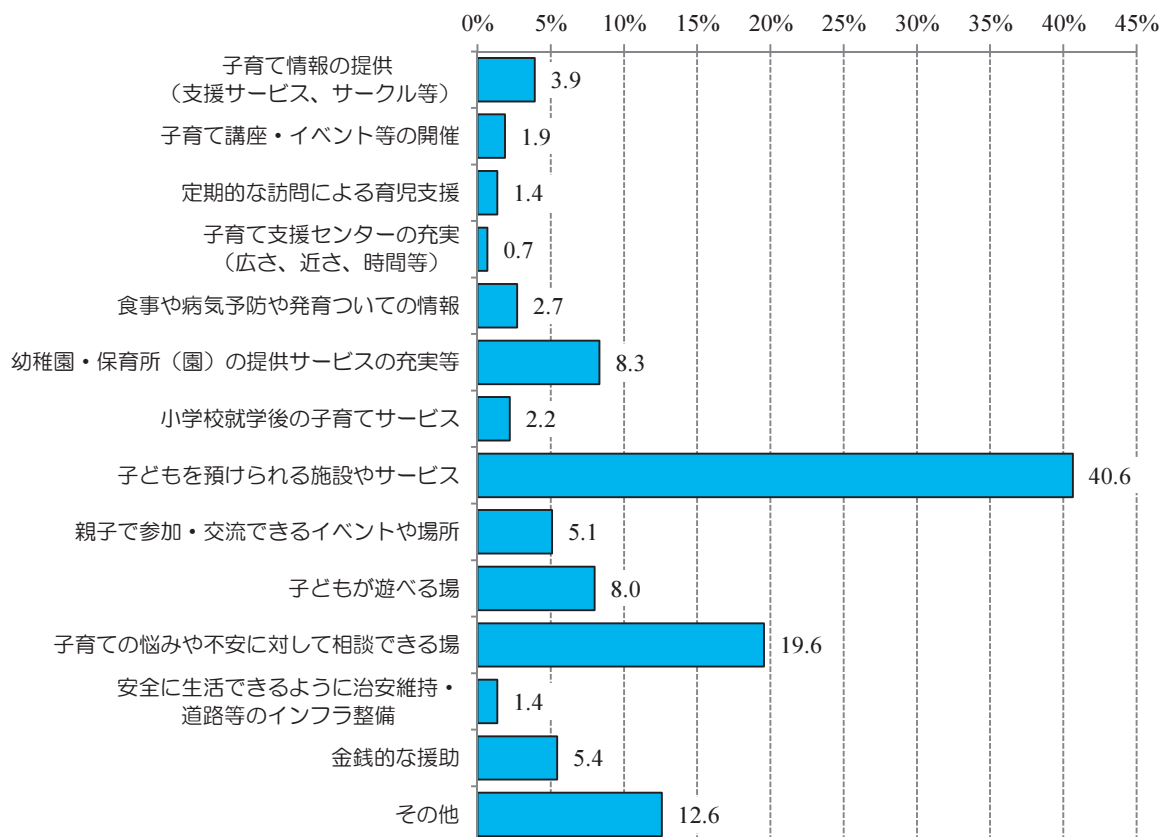
【利用意向】



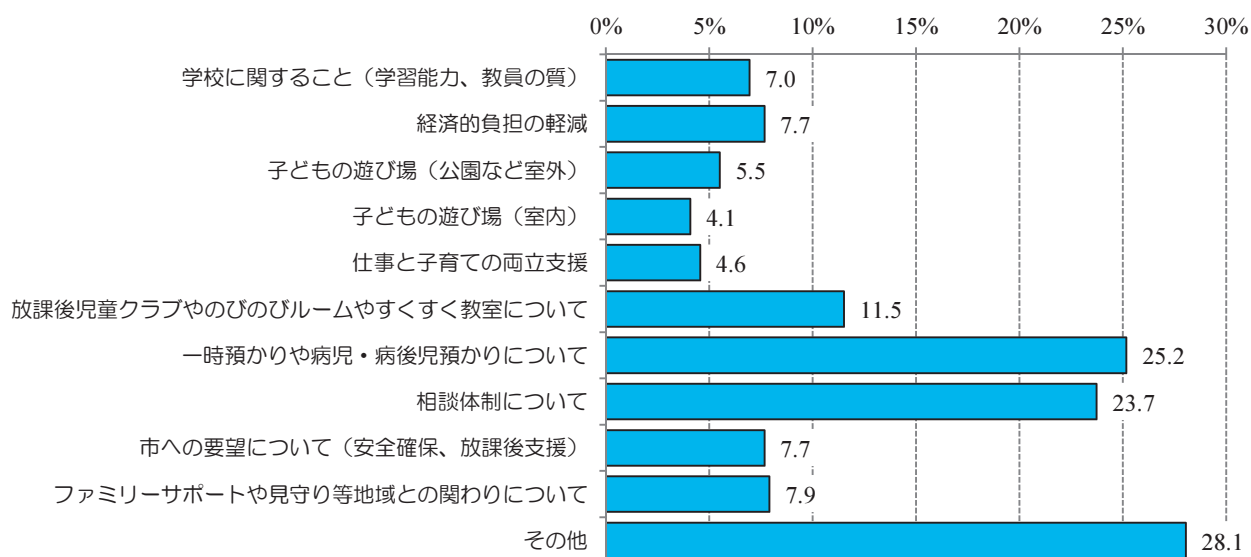
⑥子育てをする上で、周囲からあれば良いサポート

子育てをする上で、周囲からあれば良いと思うサポートは、就学前児童では、「子どもを預けられる施設やサービス」という人の割合が最も高く 40.6%、次いで「子育ての悩みや不安に対して相談できる場」が 19.6%となっています。就学児童では、「一時預かりや病児・病後児預かりについて」が 25.2%、「相談体制について」が 23.7%、「放課後児童クラブやのびのびルームやすくすく教室について」が 11.5%となっています。

図表 33 子育てをする上で、周囲からあれば良いサポート/就学前児童



図表 34 子育てをする上で、周囲からあれば良いサポート/就学児童



子育てをする上で、周囲からあれば良いと思うサポートを、家族構成別に見ると、就学前児童では「子どもを預けられる施設やサービス」が核家族、ひとり親家庭で高くなっています。また、核家族では、「子育ての悩みや不安に対して相談できる場」が高く、ひとり親家庭では、「幼稚園・保育所(園)の提供サービスの充実等」が高くなっています。

就学児童では、「一時預かりや病児・病後児預かりについて」と「相談体制について」が核家族とひとり親家庭で高くなっています。

図表 35 子育てをする上で、周囲からあれば良いサポート/就学前児童 単位：%

	全体 [N=588]	三世代 [N=1]	核家族 [N=568]	ひとり親 家庭 [N=17]	不明・ 無回答 [N=2]
子育て情報の提供(支援サービス、サークル等)	3.9	0.0	4.0	0.0	0.0
子育て講座・イベント等の開催	1.9	0.0	1.9	0.0	0.0
定期的な訪問による育児支援	1.4	0.0	1.4	0.0	0.0
子育て支援センターの充実(広さ、近さ、時間等)	0.7	0.0	0.7	0.0	0.0
食事や病気予防や発育についての情報	2.7	0.0	2.8	0.0	0.0
幼稚園・保育所(園)の提供サービスの充実等	8.3	0.0	7.9	23.5	0.0
小学校就学後の子育てサービス	2.2	0.0	2.1	0.0	50.0
子どもを預けられる施設やサービス	40.6	0.0	40.5	47.1	50.0
親子で参加・交流できるイベントや場所	5.1	0.0	5.3	0.0	0.0
子どもが遊べる場	8.0	0.0	7.9	11.8	0.0
子育ての悩みや不安に対して相談できる場	19.6	100.0	19.9	5.9	0.0
安全に生活できるように治安維持・道路等のインフラ整備	1.4	0.0	1.4	0.0	0.0
金銭的な援助	5.4	0.0	5.1	17.6	0.0
その他	12.6	0.0	12.5	11.8	50.0

図表 36 子育てをする上で、周囲からあれば良いサポート/就学児童 単位：%

	全体 [N=417]	三世代 [N=3]	核家族 [N=354]	ひとり 親家庭 [N=58]	不明・ 無回答 [N=2]
学校に関すること(学習能力、教員の質)	7.0	0.0	7.3	5.2	0.0
経済的負担の軽減	7.7	33.3	6.5	13.8	0.0
子どもの遊び場(公園など室外)	5.5	0.0	6.5	0.0	0.0
子どもの遊び場(室内)	4.1	0.0	4.8	0.0	0.0
仕事と子育ての両立支援	4.6	33.3	4.0	6.9	0.0
放課後児童クラブやのびのびルームやすくすく教室について	11.5	33.3	12.1	6.9	0.0
一時預かりや病児・病後児預かりについて	25.2	0.0	26.0	22.4	0.0
相談体制について	23.7	0.0	24.0	24.1	0.0
市への要望について(安全確保、放課後支援)	7.7	0.0	7.1	12.1	0.0
ファミリーサポートや見守り等地域との関わりについて	7.9	0.0	7.9	6.9	50.0
その他	28.1	0.0	26.8	36.2	50.0

## 4. 子ども青少年の育成をめぐる課題

### (1) 多様な保育ニーズへの対応・子育て支援の充実

核家族化の進展やライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域社会の持つ子育て力や支え合い機能が低下し、育児不安や育児負担がますます増加しています。

本市では、保育所などの申込数が増えているため、施設整備などを実施し、待機児童の解消に努めていますが、更なる受け入れ体制の確保が必要になっています。また、地域社会全体が協力し合い子育て家庭を支える役割を担っていく必要があり、地域子育て支援拠点の確保や保護者の学びの支援を含めた多様な子育て施策の推進が求められています。

### (2) 安全安心の子育て環境の整備

妊娠、出産、子育てを安心して行うことができる環境づくりは、子育て支援の基盤であり、一層の充実が求められています。また、子どもたちの安全を確保するため、保育所の耐震化なども求められています。

### (3) 困難を有する子ども・子育て家庭への自立支援

子どもの虐待防止対策においては、未然予防から早期発見・早期対応、保護・支援、家族再統合に至るさまざまな場面で、関係機関がそれぞれの機能を発揮し、途切れることのない支援を展開する必要があります。また、障害児（者）に対する支援、母子家庭及び父子家庭の自立促進、子どもの貧困への対応も必要です。

### (4) いじめの未然防止

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」です。「いじめは未然防止・早期発見・早期解決が重要」との姿勢のもと、行政、学校、家庭や地域、関係機関等が連携して取り組むことが必要です。

### (5) インターネットの適切な利用

スマートフォンや携帯電話のメールやインターネット上のサービスを利用する機会は、近年急激に増加しており、子どもの生活スタイルや、人間関係づくりの面で多大な影響を与えています。

インターネットを通じたいじめや誹謗中傷、暴力誘発やわいせつ情報の発受信が社会問題化していることから、子どもたちを有害な情報から守るために、フィルタリングソフト等の活用を推進するほか、子どもたちが上手に情報と向き合うための情報モラル教育の充実にも取り組んでいく必要があります。

## 第3章 計画の理念と基本方針

### 1. 基本理念

#### 《子どもの健やかな育ちの推進》

子ども・子育て支援新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方が基本とされています。障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを推進していきます。

#### 《地域と保護者がともに子どもの成長を喜びあえる環境の実現》

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育てや子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。そのようななか、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境を実現します。

### 2. めざすべき姿

子どもが健やかに育ち 学ぶまち・堺  
～ みんなで子育てしよう ～

#### ◇ 健やかに育ち 学ぶ

- 堺市で生まれ育つ全ての子どもが将来自立した社会の担い手として健やかに成長していくことは、市民全ての願いです。堺市の子どもたちの未来に向けて、私たちは、子どもが大きく夢をはぐくみ社会の希望として心身ともに健全に育ち、自ら学び、考え、行動する「生きる力」を身につけることができる環境づくりに取り組んでいくことが大切です。

#### ◇ みんな子育てしよう

- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に気づき、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことで、全ての子どもが健やかに育ち学ぶまちを築くことが大切です。



## 3. 計画の柱

### (1) 子育て世帯への支援と負担の軽減

次代を担う子どもを健やかに育てるために、出産や子育てに対するさまざまな負担および不安を軽減させる取組を進めます。

### (2) 社会全体で子どもをはぐくむ仕組みづくり

子どもが学校の授業を終えた後の居場所づくりや、地域を巻き込みながら子どもやその家庭をはぐくむサポートを進めます。

### (3) 学ぶ力・生きる力の育成

子どもが健やかに育ち、また、将来を担う人材として成長していくために、自分たちで学び・考えることができる総合的な学力の向上につながる取組を進めます。

### (4) 教育・生活環境の充実

学校は、子どもが学び、多くの時間を過ごす場所です。子どもたちが安全、安心に学ぶことができる環境の整備を進めます。また、家庭は、子どもがはぐくまれる場であるとともに、保護者自身も子育てを通じて親として成長していく場です。家庭における親育ちの支援を進めます。

# 第4章 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行

## 1. 教育・保育の提供区域の設定

### (1) 教育・保育提供区域について

本市では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、利用実態に応じて、次のとおり提供区域を設定します。

【提供区域の設定】

事業名		提供区域
教育・保育	1号認定	1区域 (全市)
	2号認定	7区域 (区ごと)
	3号認定	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	1区域 (全市)
	地域子育て支援拠点事業	
	一時預かり事業	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	子育て援助活動支援事業	
	子育て短期支援事業	
	時間外保育事業	
	病児・病後児保育事業	
	放課後児童健全育成事業	
	妊婦健康診査	

### <教育・保育の利用に係る認定区分について>

子ども・子育て支援新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所等で教育・保育を利用するに当たって、1～3号の認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号	満3歳以上で2号認定以外の場合	認定こども園、幼稚園
2号	満3歳以上で保護者の就労や病気等により保育を必要とする場合	認定こども園、保育所
3号	満3歳未満で保護者の就労や病気等により保育を必要とする場合	認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業等

## 2. 幼児期における教育・保育の推進

### (1) 教育・保育に関する施設・事業

子ども・子育て支援新制度では、保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ認定こども園の普及を促進します。また、新たに少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設します。

#### ア. 教育・保育施設

##### 認定こども園【主に0歳～5歳】

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがあります。また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援も行います。

##### 幼稚園【主に3歳～5歳】

幼児の心身の発達のために、満3歳児～小学校就学前児童を対象に、幼児教育を提供する施設。

##### 保育所【0歳～5歳】

小学校就学前児童を対象に、就労や病気等のために家庭で保育ができない保護者に代わって、子どもの心身の発達を目的に保育する施設。

#### イ. 地域型保育事業（主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児）

##### 小規模保育事業

6人～19人までの比較的小規模な、きめ細かな保育を提供する事業。A型（保育所分園に近いタイプ）、C型（家庭的保育に近いタイプ）、B型（A型とC型の中間型）の3タイプがあります。

##### 家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅等において、家庭的な雰囲気のもと、5人以下の乳幼児を対象にきめ細かな保育を提供する事業。

##### 居宅訪問型保育事業

乳幼児の住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を提供する事業。

※障害や慢性疾患等により個別のケアが必要となる場合等への対応が、主な対象となる予定。

##### 事業所内保育事業

事業所の施設内スペース等において、企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として保育を提供する事業。従業員の子どもに加え、「地域における保育を必要とする子ども」を受け入れる施設が対象となります。

## (2) 教育・保育 供給体制の確保方策に関する基本的な考え方

教育・保育の供給体制の確保に当たっては、教育・保育施設等の定員枠の拡大を下記の順により計画的に行うとともに、利用者が適切な保育サービスを受けることができるよう、情報提供や相談対応の充実を図ります。

また、産後の休業及び育児休業明けに、希望に応じて円滑に施設を利用できるよう、面積や職員配置の基準を遵守しながら定員の弾力的な運用を行います。

### 教育・保育施設等の定員枠の拡大について

- 1 既存施設の認定こども園化による利用定員枠の増
- 2 既存施設の利用定員枠の増（定員変更・増改築等）
- 3 教育・保育施設の新設
  - ・ 幼保連携型認定こども園等の募集
  - ・ 一定数の枠が必要な提供区域に限る
- 4 地域型保育事業の新設
  - ・ 1～3の手法による受入枠の増を図ったにもかかわらず、計画上必要な定員枠を確保できない場合
  - ・ 必要な定員枠が少数の提供区域

### (3) 教育・保育 供給体制の確保方策

#### ア. 1号認定子ども

平成 26 年度 利用児童数(市内の子ども)	
1号認定相当の子ども	11,696 人

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
<b>量の見込み</b>		<b>12,541</b>	<b>12,085</b>	<b>11,779</b>	<b>11,481</b>	<b>11,191</b>	
(うち市外の子ども)		(1,169)	(1,028)	(1,028)	(1,028)	(1,028)	
<b>確保方策</b>	教育・保育施設	市内の子ども	3,782	6,605	7,909	8,069	8,056
		市外の子ども	49	289	289	289	289
		市外へ	273	307	308	308	308
	確認を受けない幼稚園	市内の子ども	8,215	5,280	3,698	3,462	3,404
		市外の子ども	1,120	739	739	739	739
		市外へ	937	829	828	828	828
<b>計</b>		<b>14,376</b>	<b>14,049</b>	<b>13,771</b>	<b>13,695</b>	<b>13,624</b>	

※ (量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

※ 確認を受けない幼稚園: 子ども・子育て支援新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園。

#### イ. 2号・3号認定子ども

・2号は「幼児期の学校教育の利用希望が強い」と「保育所・認定こども園の利用希望が強い」の合計。また、2号定員枠が不足する場合、確認を受けない幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園)における預かり保育で受け入れるものとする。

・量の見込みに対して供給体制の確保が不足する場合は、教育・保育施設において、面積や職員配置の基準を遵守しながら、定員の弾力的な運用を行うことでニーズに対応する。

・本市独自の基準を満たす認可外保育施設を認証し、運営費等を補助する堺市認証保育所(さかい保育室)については、子ども・子育て支援新制度への移行を促進していく。

① 堺区

平成 26 年度 利用児童数＋待機児童数(市内の子ども)	
2号認定相当の子ども	1,478 人
3号認定相当の子ども(1・2 歳)	932 人
3号認定相当の子ども(0 歳)	181 人

(単位：人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			
		2号	3号		2号	3号		
		3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)		<b>1,490</b> (0)	<b>882</b> (0)	<b>174</b> (0)	<b>1,491</b> (0)	<b>808</b> (0)	<b>167</b> (0)	
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	1,356 (106)	745 (2)	209 (0)	1,384 (0)	783 (0)	218 (0)
		市外の子ども	0	0	0	0	0	0
		市外へ	0	4	2	2	5	2
		確認を受けない幼稚園	109			80		
	地域型保育事業		60	21		60	21	
	認証保育所	25	73	20	25	73	20	
	<b>計(b)</b>	<b>1,490</b>	<b>882</b>	<b>252</b>	<b>1,491</b>	<b>921</b>	<b>261</b>	
	<b>必要整備量 (a-b)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
		3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)		<b>1,451</b> (0)	<b>776</b> (0)	<b>160</b> (0)	<b>1,377</b> (0)	<b>744</b> (0)	<b>153</b> (0)	<b>1,287</b> (0)	<b>711</b> (0)	<b>147</b> (0)	
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	1,401 (0)	783 (0)	218 (0)	1,401 (0)	783 (0)	218 (0)	1,401 (0)	783 (0)	218 (0)
		市外の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		市外へ	2	5	2	2	5	2	2	5	2
		確認を受けない幼稚園	23			0			0		
	地域型保育事業		60	21		60	21		60	21	
	認証保育所	25	73	20	25	73	20	25	73	20	
	<b>計(b)</b>	<b>1,451</b>	<b>921</b>	<b>261</b>	<b>1,428</b>	<b>921</b>	<b>261</b>	<b>1,428</b>	<b>921</b>	<b>261</b>	
	<b>必要整備量 (a-b)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

※ (量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

② 中区

平成 26 年度 利用児童数＋待機児童数(市内の子ども)	
2号認定相当の子ども	1,409 人
3号認定相当の子ども(1・2 歳)	807 人
3号認定相当の子ども(0 歳)	185 人

(単位：人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			
		2号	3号		2号	3号		
		3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)		<b>1,430</b> (0)	<b>883</b> (1)	<b>192</b> (0)	<b>1,520</b> (0)	<b>940</b> (1)	<b>199</b> (0)	
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	1,319 (0)	803 (37)	223 (0)	1,672 (0)	860 (39)	241 (0)
		市外の子ども	0	1	0	0	1	0
		市外へ	2	0	0	2	0	0
	確認を受けない幼稚園		107			0		
	地域型保育事業			54	12		54	12
	認証保育所		2	25	13	2	25	13
	<b>計(b)</b>		<b>1,430</b>	<b>883</b>	<b>248</b>	<b>1,676</b>	<b>940</b>	<b>266</b>
	<b>必要整備量 (a-b)</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
		3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)		<b>1,635</b> (0)	<b>975</b> (1)	<b>206</b> (0)	<b>1,761</b> (0)	<b>1,010</b> (1)	<b>214</b> (0)	<b>1,865</b> (0)	<b>1,046</b> (1)	<b>222</b> (0)	
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	1,682 (0)	831 (0)	241 (0)	1,682 (0)	895 (0)	241 (0)	1,682 (0)	930 (0)	241 (0)
		市外の子ども	0	1	0	0	1	0	0	1	0
		市外へ	2	0	0	2	0	0	2	0	0
	確認を受けない幼稚園		0			0			0		
	地域型保育事業			54	12		54	12		54	12
	認証保育所		2	25	13	2	25	13	2	25	13
	<b>計(b)</b>		<b>1,686</b>	<b>911</b>	<b>266</b>	<b>1,686</b>	<b>975</b>	<b>266</b>	<b>1,686</b>	<b>1,010</b>	<b>266</b>
	<b>必要整備量 (a-b)</b>		<b>0</b>	<b>64</b>	<b>0</b>	<b>75</b>	<b>35</b>	<b>0</b>	<b>179</b>	<b>36</b>	<b>0</b>

※ (量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

③ 東区

平成 26 年度 利用児童数＋待機児童数(市内の子ども)	
2号認定相当の子ども	935 人
3号認定相当の子ども(1・2 歳)	523 人
3号認定相当の子ども(0 歳)	130 人

(単位：人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			
		2号	3号		2号	3号		
		3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)		<b>1,007</b> (0)	<b>576</b> (0)	<b>141</b> (0)	<b>1,118</b> (0)	<b>652</b> (0)	<b>153</b> (0)	
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	847 (62)	552 (64)	139 (0)	852 (0)	573 (63)	139 (0)
		市外の子ども	0	0	0	0	0	0
		市外へ	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園		160			210		
	地域型保育事業			24	5		24	5
	認証保育所		0	0	0	0	0	0
	<b>計(b)</b>		<b>1,007</b>	<b>576</b>	<b>144</b>	<b>1,062</b>	<b>597</b>	<b>144</b>
	<b>必要整備量 (a-b)</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>56</b>	<b>55</b>	<b>9</b>

		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
		3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)		<b>1,281</b> (0)	<b>708</b> (0)	<b>166</b> (0)	<b>1,470</b> (0)	<b>767</b> (0)	<b>181</b> (0)	<b>1,708</b> (0)	<b>834</b> (0)	<b>197</b> (0)	
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	1,001 (0)	582 (0)	157 (0)	1,020 (0)	684 (0)	161 (0)	1,107 (0)	743 (0)	176 (0)
		市外の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		市外へ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園		276			363			403		
	地域型保育事業			24	5		24	5		24	5
	認証保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>計(b)</b>		<b>1,277</b>	<b>606</b>	<b>162</b>	<b>1,383</b>	<b>708</b>	<b>166</b>	<b>1,510</b>	<b>767</b>	<b>181</b>
	<b>必要整備量 (a-b)</b>		<b>4</b>	<b>102</b>	<b>4</b>	<b>87</b>	<b>59</b>	<b>15</b>	<b>198</b>	<b>67</b>	<b>16</b>

※ (量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。



④ 西区

平成 26 年度 利用児童数＋待機児童数(市内の子ども)	
2号認定相当の子ども	1,488 人
3号認定相当の子ども(1・2 歳)	919 人
3号認定相当の子ども(0 歳)	188 人

(単位：人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			
		2号	3号		2号	3号		
		3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)		<b>1,553</b> (0)	<b>899</b> (0)	<b>186</b> (0)	<b>1,603</b> (0)	<b>884</b> (0)	<b>184</b> (0)	
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	1,340 (6)	845 (0)	259 (0)	1,391 (0)	848 (0)	262 (0)
		市外の子ども	0	0	0	0	0	0
		市外へ	80	12	2	96	23	3
		確認を受けない幼稚園	133			116		
	地域型保育事業		59	14		59	14	
	認証保育所	0	0	0	0	0	0	
	<b>計(b)</b>	<b>1,553</b>	<b>916</b>	<b>275</b>	<b>1,603</b>	<b>930</b>	<b>279</b>	
	<b>必要整備量 (a-b)</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
		3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)		<b>1,635</b> (0)	<b>875</b> (0)	<b>182</b> (0)	<b>1,621</b> (0)	<b>866</b> (0)	<b>180</b> (0)	<b>1,615</b> (0)	<b>856</b> (0)	<b>178</b> (0)	
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	1,501 (0)	860 (0)	262 (0)	1,501 (0)	860 (0)	262 (0)	1,501 (0)	860 (0)	262 (0)
		市外の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		市外へ	96	23	3	94	23	3	92	23	3
		確認を受けない幼稚園	38			26			22		
	地域型保育事業		59	14		59	14		59	14	
	認証保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	<b>計(b)</b>	<b>1,635</b>	<b>942</b>	<b>279</b>	<b>1,621</b>	<b>942</b>	<b>279</b>	<b>1,615</b>	<b>942</b>	<b>279</b>	
	<b>必要整備量 (a-b)</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

※ (量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

⑤ 南区

平成 26 年度 利用児童数＋待機児童数(市内の子ども)	
2号認定相当の子ども	2,134 人
3号認定相当の子ども(1・2 歳)	938 人
3号認定相当の子ども(0 歳)	174 人

(単位：人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			
		2号	3号		2号	3号		
		3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)		<b>2,162</b> (16)	<b>892</b> (6)	<b>170</b> (0)	<b>2,262</b> (92)	<b>846</b> (26)	<b>172</b> (6)	
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	1,765 (0)	940 (0)	224 (0)	2,292 (0)	1,187 (0)	263 (0)
		市外の子ども	16	6	0	92	26	6
		市外へ	11	5	1	13	5	1
	確認を受けない幼稚園		370			0		
	地域型保育事業			0	0		0	0
	認証保育所		0	0	0	0	0	0
	<b>計(b)</b>		<b>2,162</b>	<b>951</b>	<b>225</b>	<b>2,397</b>	<b>1,218</b>	<b>270</b>
	<b>必要整備量 (a-b)</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
		3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)		<b>2,253</b> (92)	<b>826</b> (26)	<b>168</b> (6)	<b>2,212</b> (92)	<b>808</b> (26)	<b>164</b> (6)	<b>2,169</b> (92)	<b>789</b> (26)	<b>160</b> (6)	
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	2,412 (0)	1,197 (0)	263 (0)	2,412 (0)	1,197 (0)	263 (0)	2,457 (0)	1,197 (0)	263 (0)
		市外の子ども	92	26	6	92	26	6	92	26	6
		市外へ	13	5	1	13	5	1	13	5	1
	確認を受けない幼稚園		0			0			0		
	地域型保育事業			0	0		0	0		0	0
	認証保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>計(b)</b>		<b>2,517</b>	<b>1,228</b>	<b>270</b>	<b>2,517</b>	<b>1,228</b>	<b>270</b>	<b>2,562</b>	<b>1,228</b>	<b>270</b>
	<b>必要整備量 (a-b)</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

※ (量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

⑥ 北区

平成 26 年度 利用児童数＋待機児童数(市内の子ども)	
2号認定相当の子ども	2,273 人
3号認定相当の子ども(1・2 歳)	1,423 人
3号認定相当の子ども(0 歳)	299 人

(単位：人)

			平成 27 年度			平成 28 年度		
			2号	3号		2号	3号	
			3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)			<b>2,339</b> (0)	<b>1,432</b> (0)	<b>300</b> (0)	<b>2,381</b> (0)	<b>1,428</b> (0)	<b>301</b> (0)
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	2,056 (94)	1,325 (161)	345 (0)	2,079 (139)	1,320 (99)	352 (0)
		市外の子ども	0	0	0	0	0	0
		市外へ	0	0	0	0	1	0
	確認を受けない幼稚園		281			300		
	地域型保育事業			78	27		78	27
	認証保育所		2	29	10	2	29	10
	<b>計(b)</b>		<b>2,339</b>	<b>1,432</b>	<b>382</b>	<b>2,381</b>	<b>1,428</b>	<b>389</b>
	<b>必要整備量 (a-b)</b>			<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

			平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
			2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)			<b>2,431</b> (0)	<b>1,432</b> (0)	<b>302</b> (0)	<b>2,462</b> (0)	<b>1,436</b> (0)	<b>303</b> (0)	<b>2,484</b> (0)	<b>1,442</b> (0)	<b>304</b> (0)
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	2,087 (0)	1,248 (0)	350 (0)	2,108 (0)	1,324 (0)	350 (0)	2,117 (0)	1,328 (0)	350 (0)
		市外の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		市外へ	0	1	0	0	1	0	0	1	0
	確認を受けない幼稚園		321			343			365		
	地域型保育事業			78	27		78	27		78	27
	認証保育所		2	29	10	2	29	10	2	29	10
	<b>計(b)</b>		<b>2,410</b>	<b>1,356</b>	<b>387</b>	<b>2,453</b>	<b>1,432</b>	<b>387</b>	<b>2,484</b>	<b>1,436</b>	<b>387</b>
	<b>必要整備量 (a-b)</b>			<b>21</b>	<b>76</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6</b>

※ (量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

⑦ 美原区

平成 26 年度 利用児童数＋待機児童数(市内の子ども)	
2号認定相当の子ども	400 人
3号認定相当の子ども(1・2 歳)	232 人
3号認定相当の子ども(0 歳)	45 人

(単位：人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			
		2号	3号		2号	3号		
		3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)		<b>425</b> (0)	<b>238</b> (0)	<b>49</b> (0)	<b>462</b> (0)	<b>252</b> (0)	<b>54</b> (0)	
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	423 (41)	238 (55)	53 (0)	407 (25)	217 (34)	53 (0)
		市外の子ども	0	0	0	0	0	0
		市外へ	2	0	0	1	0	0
	確認を受けない幼稚園		0			0		
	地域型保育事業			0	0		0	0
	認証保育所		0	0	0	0	0	0
	<b>計(b)</b>		<b>425</b>	<b>238</b>	<b>53</b>	<b>408</b>	<b>217</b>	<b>53</b>
	<b>必要整備量 (a-b)</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>54</b>	<b>35</b>	<b>1</b>

		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
		3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)		<b>483</b> (0)	<b>277</b> (0)	<b>59</b> (0)	<b>507</b> (0)	<b>303</b> (0)	<b>65</b> (0)	<b>546</b> (0)	<b>332</b> (0)	<b>71</b> (0)	
確保方策(既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	436 (0)	218 (0)	54 (0)	482 (0)	277 (0)	59 (0)	506 (0)	303 (0)	65 (0)
		市外の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		市外へ	1	0	0	1	0	0	1	0	0
	確認を受けない幼稚園		0			0			0		
	地域型保育事業			0	0		0	0		0	0
	認証保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>計(b)</b>		<b>437</b>	<b>218</b>	<b>54</b>	<b>483</b>	<b>277</b>	<b>59</b>	<b>507</b>	<b>303</b>	<b>65</b>
	<b>必要整備量 (a-b)</b>		<b>46</b>	<b>59</b>	<b>5</b>	<b>24</b>	<b>26</b>	<b>6</b>	<b>39</b>	<b>29</b>	<b>6</b>

※ (量の見込みの考え方) 利用実績の傾向により算定。

⑧ 全市

※各区における数値の積上げ

平成 26 年度 利用児童数＋待機児童数(市内の子ども)	
2号認定相当の子ども	10,117 人
3号認定相当の子ども(1・2 歳)	5,774 人
3号認定相当の子ども(0 歳)	1,202 人

(単位：人)

			平成 27 年度			平成 28 年度		
			2号	3号		2号	3号	
			3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)			<b>10,406</b> (16)	<b>5,802</b> (7)	<b>1,212</b> (0)	<b>10,837</b> (92)	<b>5,810</b> (27)	<b>1,230</b> (6)
確保方策 (既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	9,106 (309)	5,448 (319)	1,452 (0)	10,077 (164)	5,788 (235)	1,528 (0)
		市外の子ども	16	7	0	92	27	6
		市外へ	95	21	5	114	34	6
	確認を受けない幼稚園		1,160			706		
	地域型保育事業			275	79		275	79
	認証保育所		29	127	43	29	127	43
	<b>計(b)</b>		<b>10,406</b>	<b>5,878</b>	<b>1,579</b>	<b>11,018</b>	<b>6,251</b>	<b>1,662</b>
	<b>必要整備量</b> (a-b)		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>110</b>	<b>90</b>	<b>10</b>
<b>3号認定子どもの保育利用率</b> (量の見込み/児童数見込み)				39.7%	16.7%		39.0%	17.1%

			平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
			2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳
<b>量の見込み(a)</b> (うち市外の子ども)			<b>11,169</b> (92)	<b>5,869</b> (27)	<b>1,243</b> (6)	<b>11,410</b> (92)	<b>5,934</b> (27)	<b>1,260</b> (6)	<b>11,674</b> (92)	<b>6,010</b> (27)	<b>1,279</b> (6)
確保方策 (既存施設)	教育・ 保育施設	市内の子ども (うち円滑化)	10,520 (0)	5,719 (0)	1,545 (0)	10,606 (0)	6,020 (0)	1,554 (0)	10,771 (0)	6,144 (0)	1,575 (0)
		市外の子ども	92	27	6	92	27	6	92	27	6
		市外へ	114	34	6	112	34	6	110	34	6
	確認を受けない幼稚園		658			732			790		
	地域型保育事業			275	79		275	79		275	79
	認証保育所		29	127	43	29	127	43	29	127	43
	<b>計(b)</b>		<b>11,413</b>	<b>6,182</b>	<b>1,679</b>	<b>11,571</b>	<b>6,483</b>	<b>1,688</b>	<b>11,792</b>	<b>6,607</b>	<b>1,709</b>
	<b>必要整備量</b> (a-b)		<b>71</b>	<b>301</b>	<b>9</b>	<b>195</b>	<b>124</b>	<b>21</b>	<b>416</b>	<b>138</b>	<b>22</b>
<b>3号認定子どもの保育利用率</b> (量の見込み/児童数見込み)				39.6%	17.3%		40.2%	17.7%		41.0%	18.2%

## ウ. 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の特例について

既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、供給が需要を上回る場合においても、需給調整の特例により、認可・認定を行うことが可能となっています。

### 1号認定子ども

※平成31年度における確保方策計から量の見込みを差し引いた数 (単位:人)

	1号
認定こども園特例枠	2,433

### 2号・3号認定子ども

※平成31年度における確保方策計から量の見込みを差し引いた数 (単位:人)

		2号	3号	
		3~5歳	1・2歳	0歳
認定こども園特例枠	堺区	141	210	114
	中区	0	0	44
	東区	0	0	0
	西区	0	86	101
	南区	393	439	110
	北区	0	0	83
	美原区	0	0	0
	合計	534	735	452

### 3. 地域における子ども・子育て支援の推進

#### (1) 利用者支援事業

##### 【事業内容】

子ども・子育て支援新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児解消や育児不安・育児負担の軽減のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供すべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを確実にかつ円滑に利用できるようなコーディネートが必要です。子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、つどいの広場、一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

##### 【現状】

現在、各区役所子育て支援課では、子育てのワンストップ窓口として、一元的な情報提供や総合的な相談支援などを行っていますが、よりきめ細やかな情報提供・相談を行うため、平成 26 年 10 月から西区において事業を実施しています。

##### 【量の見込みと確保方策】

(単位:箇所数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	7	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7	7

※(量の見込みの考え方)これまで全ての区において、情報提供や相談支援を実施してきたことから、量の見込みを区役所数としている。

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

##### ア. みんなの子育てひろば事業

##### 【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育て相談や子育て関連情報の提供等を実施する地域子育て支援拠点の運営にかかる経費の一部補助を行います。

子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集うひろばを設置していくために、「まちかど子育てサポートルーム」と「子どもルーム」を統合・再編し、平成 26 年 10 月から新しく「みんなの子育てひろば」として実施しています。概ね中学校区に 1 か所程度の開設をめざします。

**【現状】**

平成 25 年度 延べ利用人数 (就学前児童)	
まちかど子育てサポートルーム	38,058 人 (7 か所)
子どもルーム	20,399 人 (14 か所)

**【量の見込みと確保方策】**

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	100,200	100,200	100,200	100,200	100,200
確保方策	84,000 (30 か所)	100,200 (36 か所)	100,200 (36 か所)	100,200 (36 か所)	100,200 (36 か所)

※ (量の見込みの考え方) まちかど子育てサポートルームと子どもルームの利用実績の傾向により算定。

**イ. 地域子育て支援センター事業**

**【事業内容】**

地域の子育て支援の拠点として、育児不安の解消を図るための子育て家庭への支援や、子育てサークル等への支援及び地域の子育てに関する情報提供を行うとともに、市民ボランティア等の育成や子育て支援関係団体との地域ネットワークの強化に取り組んでいます。

平成 26 年 10 月に西区役所内に親子が集い、交流できる常設の広場を開設しました。今後、全区役所での実施をめざします。

**【現状】**

地域子育て支援センターは、各区役所子育て支援課内に設置されており、子育て支援拠点としての機能を有しているが、現在、子育て親子が交流できる常設の広場がないため、月数回程度のほっとルーム事業で交流の場を提供しています。

平成 25 年度 延べ利用人数 (就学前児童)	
ほっとルーム事業 (親子の集い・交流の場)	4,091 人

**【量の見込みと確保方策】**

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100
確保方策	23,100 (7 か所)	23,100 (7 か所)	23,100 (7 か所)	23,100 (7 か所)	23,100 (7 か所)

※ (量の見込みの考え方) まちかど子育てサポートルームと子どもルームの利用実績の傾向により算定。



## ウ. キッズサポートセンターさかい事業

### 【事業内容】

株式会社高島屋・株式会社ポーネルド・厚生労働省大阪労働局と締結した基本協定書に基づき、子どもとその保護者等が「遊び」を出発点に集い、交流し、気軽に相談できる子育て支援の場を提供することで、子育てに関する不安感や負担感を軽減するとともに、まちの賑わいづくりに資することを目的として、平成 26 年 4 月に開設したキッズサポートセンターさかいにおいて、以下の事業を行います。

- (1) 子どもとその保護者等の集い・憩い・交流の場の提供
- (2) 保護者等の子育てに関する相談
- (3) 絵本コーナーの提供・読み聞かせイベント等の実施
- (4) 発達障害児支援事業
- (5) 子育て講習会・父親の育児支援・ワークショップ等の実施
- (6) 親子の室内遊び場「キドキド」(ポーネルドが事業主体)
- (7) イベントスペースの運営(高島屋が事業主体)
- (8) 堺マザーズハローワークとの提携
- (9) その他

当初計画のとおり、平成 26 年度から 30 年度までの 5 か年事業として、毎年度、事業の検証を行い、効果的に運営を行っていきます。

### 【現状】

平成 26 年 4 月開設。

### 【量の見込みと確保方策】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
確保方策	15,000 (1 か所)	15,000 (1 か所)	15,000 (1 か所)	15,000 (1 か所)	15,000 (1 か所)※

※(量の見込みの考え方)市が事業主体の「堺市つどい・交流のひろば」における市内の就学前児童の利用人数を想定。

※平成 30 年度末で事業の効果検証を行ったうえで、今後の方向性を検討する予定。

### (3) 一時預かり事業

#### ア. 民間保育所等一時預かり事業（民間保育所等）／堺市一時保育事業（公立保育所）

##### 【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ、冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、保育所や認定こども園で保育を実施します。

本事業は、保護者の育児負担の軽減等、子育て支援の役割を大きく担っていることから、保育需要に的確に対応するための体制を今後も確保していきます。

##### 【現状】

平成 25 年度 延べ利用人数	
民間保育所一時預かり事業(民間保育所)	14,738 人(90 か所)
堺市一時保育事業(公立保育所)	1,347 人(1 か所)

##### 【量の見込みと確保方策】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	22,740	25,540	28,140	30,510	32,800
確保方策	22,740	25,540	28,140	30,510	32,800

※（量の見込みの考え方）利用実績の傾向により算定。

#### イ. 私立幼稚園預かり保育推進事業

##### 【事業内容】

幼稚園の教育時間の前後等で在園児を預かる事業で、大阪府のスマイル・チャイルド事業として実施しています。

今後、教育標準時間認定の子どものニーズに合わせて事業を実施していきます。

##### 【現状】

平成 25 年度 延べ利用人数	
大阪府スマイル・チャイルド事業	293,292 人

##### 【量の見込みと確保方策】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	49,381	77,495	84,827	104,935	122,518
確保方策	49,381	77,495	84,827	104,935	122,518

※（量の見込みの考え方）利用実績の傾向により算定。

### 【備考】

- ・ 現行の預かり保育の月極利用者（「保護者の就労」等を理由として毎日利用する形態等。本市の現行の預かり保育利用者の約 35.3%）は、「保育認定」（2号認定）の支給認定を受けると想定して算出。
- ・ 新制度に移行しない幼稚園（現行制度のまま継続する園）の預かり保育利用者は、量の見込みから除く。

## ウ. 市立幼稚園預かり保育事業のモデル実施

### 【事業内容】

待機児童数が多い区域、または待機児童数が多い区域に隣接する区域に立地する市立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等に在園児の内、本事業の趣旨を理解し希望する者を対象に預かり保育をモデル実施しています。

### 【現状】

平成 25 年度 延べ利用人数	
モデル事業実施園	7,977 人(3 か所)

### 【量の見込みと確保方策】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
確保方策	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

※（量の見込みの考え方）利用実績の傾向により算定。

## （４）乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業内容】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけます。

低出生体重児・多胎児などの家庭や新生児訪問指導を希望された家庭へは保健師又は助産師が訪問し、その他の家庭へはこんにちは赤ちゃん訪問従事者(民間保育所保育士)などが訪問します。

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

### 【現状】

平成 25 年度 訪問実人数	
乳児家庭全戸訪問事業	6,701 人

※訪問実人数は、実際に面接することのできた人数であり、訪問したものの面接を拒否されたり、居住実態が不明であった等面接できなかった家庭数は含んでいません。なお、面接できなかった家庭に対しては、電話や4か月健診等でフォローをしています。

**【量の見込みと確保方策】**

(単位：訪問人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	7,236	7,184	7,155	7,065	6,965
確保方策	7,236	7,184	7,155	7,065	6,965
	実施体制： 450 人 実施機関： 保健センター 子育て支援課 委託団体等： 民間保育所	実施体制： 450 人 実施機関： 保健センター 子育て支援課 委託団体等： 民間保育所	実施体制： 450 人 実施機関： 保健センター 子育て支援課 委託団体等： 民間保育所	実施体制： 450 人 実施機関： 保健センター 子育て支援課 委託団体等： 民間保育所	実施体制： 450 人 実施機関： 保健センター 子育て支援課 委託団体等： 民間保育所

※（量の見込みの考え方）今後の出生数の動向による算定。

**（5）養育支援訪問事業**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。あわせて、要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施し、要保護児童等を支援します。

**ア．育児支援ヘルパー派遣事業**

**【事業内容】**

妊娠中の方又は赤ちゃんを養育する方が体調不良や育児不安等により、家事や育児が困難であるにも関わらず、昼間、他に家事や育児のお手伝いをしてくれる人がいないような、支援を必要としている家庭からの申請に基づき派遣決定を行い、市と委託契約している事業者からヘルパーを派遣することで、家事、育児等の子育て支援を行います。

子育て家庭からの派遣申請に対し、確実にヘルパーを派遣することができるよう、実施機関である各区役所子育て支援課で着実にコーディネートを行うとともに、ヘルパーに対する研修を行うことにより、更なる支援力の向上につなげていきます。

**【現状】**

平成 25 年度 派遣実件数(対象児童実人数)	
育児支援ヘルパー派遣事業	134 人

**【量の見込みと確保方策】**

(単位：派遣件数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	137	136	136	134	132
確保方策	137	136	136	134	132
	実施体制：270 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等：ヘルパー事業	実施体制：270 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等：ヘルパー事業	実施体制：270 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等：ヘルパー事業	実施体制：270 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等：ヘルパー事業	実施体制：270 人 実施機関：子育て支援課 委託団体等：ヘルパー事業

※（量の見込みの考え方）今後の出生及び利用実績の傾向により算定。

## イ. 子育てアドバイザー派遣事業

### 【事業内容】

子育てに関する不安や養育上の問題を抱える家庭や、地域で自主的に運営されている子育てに関するサークル等に対して、市が実施する研修を修了した子育てアドバイザー（市民ボランティア）を派遣し、適切な育児相談、支援等を行います。また、支援等が必要な家庭を早期に把握し、当該家庭に対する見守りや適切な支援につなげるため、子育てアドバイザーを派遣し、子育てに関する相談に応じたり、養育環境等の把握を行います。

子育ての不安や悩みを抱える家庭に対し、確実に子育てアドバイザーを派遣することができるよう、実施機関である各区役所子育て支援課で着実にコーディネートを行うとともに、子育てアドバイザーに対する研修を行うことにより、更なる支援力の向上につなげていきます。

### 【現状】

平成 25 年度 派遣件数(派遣実家庭数)	
子育てアドバイザー派遣事業	84 人

### 【量の見込みと確保方策】

(単位:派遣件数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	85	84	84	83	83
確保方策	85 実施体制:490 人 実施機関:子育て支援課 委託団体等: 子育てアドバイザー	84 実施体制:530 人 実施機関:子育て支援課 委託団体等: 子育てアドバイザー	84 実施体制:570 人 実施機関:子育て支援課 委託団体等: 子育てアドバイザー	83 実施体制:610 人 実施機関:子育て支援課 委託団体等: 子育てアドバイザー	83 実施体制:650 人 実施機関:子育て支援課 委託団体等: 子育てアドバイザー

※（量の見込みの考え方）利用実績の傾向により算定。

## (6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【事業内容】

子育ての応援をしたい方（提供会員）と子育ての応援を受けたい方（依頼会員）からなる相互援助活動を行う会員組織を運営します。会員登録を希望する市民が、ファミリー・サポート・センター事務局が実施する研修を修了すると会員登録され、相互援助活動を行います。同センターは、依頼会員からの依頼内容に応じることができる提供会員を調整して双方に紹介し、双方合意の上、活動が開始されます。

訪問件数の増加に伴い提供会員を増やすため、広報活動により力を入れて取り組むとともに、より安心安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

## 【現状】

平成 25 年度 活動件数		
ファミリー・サポート・センター事業	就学前	8,098 人
	就学後	7,446 人

## 【量の見込みと確保方策】

(単位:活動件数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	就学前	9,582	10,324	11,066	11,808	12,550
	就学後	7,736	7,881	8,026	8,171	8,316
確保方策	就学前	9,582	10,324	11,066	11,808	12,550
	就学後	7,736	7,881	8,026	8,171	8,316

※（量の見込みの考え方）利用実績の傾向により算定。

## (7) 子育て短期支援事業

### 【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、児童養護施設等で養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を行います。

宿泊を伴う「短期入所生活援助事業」と、平日の夕方から夜間にかけての預かりの夜間養護や休日預かりを実施する「夜間養護等事業」があります。

「子育て短期支援事業」は児童福祉法第 21 条の 9 により、市町村に努力義務が規定されている事業であり、現在本市では市内の児童養護施設 4 か所と母子生活支援施設 1 か所で実施していますが、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を図るために、利用者の意向を踏まえた上で、里親や市外の乳児院などへの事業実施施設数の拡充を図ります。

## 【現状】

平成 25 年度 延べ利用日数	
短期入所生活援助事業	411 日
夜間養護等事業	23 日

## 【量の見込みと確保方策】

(単位:延べ利用日数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	短期入所生活援助事業	330	330	330	330	330
	夜間養護等事業	15	15	15	15	15
確保方策	短期入所生活援助事業	330	330	330	330	330
	夜間養護等事業	15	15	15	15	15

※（量の見込みの考え方）利用実績の傾向により算定。

## (8) 時間外保育事業

### 【事業内容】

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、基本保育時間を延長して保育を実施します。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11 時間）と短時間認定（8 時間）の2区分となり、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。どの区分においても、必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を今後も確保していきます。

### 【現状】

平成 25 年度 利用児童数	
延長保育促進事業（民間保育所）	4,538 人（90 か所）
延長保育事業（公立保育所）	1,116 人（20 か所）

### 【量の見込みと確保方策】

（単位：利用児童数）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6,600 人	6,900 人	7,220 人	7,530 人	7,880 人
確保方策	6,600 人	6,900 人	7,220 人	7,530 人	7,880 人

※（量の見込みの考え方）利用実績の傾向により算定。

※保育時間の認定状況により、利用児童数が変動する可能性がある。

## (9) 病児・病後児保育事業

### 【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり、集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により家庭で養育することができない児童を、一時的に保育・看護します。

設置箇所数の増に向け、平成 25 年度に制度化した保育施設設置促進補助制度を活用するとともに、医療機関等への事業周知もあわせて行っていきます。

### 【現状】

平成 25 年度 延べ利用人数	
病児・病後児保育事業	1,051 人（3 か所）

### 【量の見込みと確保方策】

（単位：延べ利用人数）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,500	2,500	2,600	2,600	2,600
確保方策	2,300 （4 か所）	2,300 （4 か所）	2,600 （5 か所）	2,600 （5 か所）	2,600 （5 か所）

※（量の見込みの考え方）利用実績の傾向により算定。

## (10) 放課後児童健全育成事業

### 【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、小学校の余裕教室を活用して主に集団による遊びやスポーツ活動等を行い、自主性・社会性・協調性を養うことを目的にのびのびルームを開設しています。

美原区においては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後における生活の場として、文化、体育、レクリエーション、学習活動等を行う美原放課後児童健全育成児童会を実施しています。

また、子どもたちが豊かな放課後等を過ごせるように、「遊び・体験・交流・生活」の場を提供し、のびのびルーム機能をあわせ持ったモデル事業として堺っ子くらぶを実施しています。就労世帯を対象とした定員のある「のびのびコース」と全児童を対象とした定員のない「すくすくコース」の2コース開設しています。

今後、国より提示された「放課後子ども総合プラン」を基に、事業の効果検証を行いながら、本市の放課後児童対策を構築します。

### 【現状】

平成 25 年度 利用児童数	
小学1～3年生	6,706 人
小学4～6年生	1,436 人

### 【量の見込みと確保方策】

(単位: 利用児童数)	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	小1～3	小4～6	小1～3	小4～6	小1～3	小4～6	小1～3	小4～6	小1～3	小4～6
量の見込み	7,800	2,200	7,900	2,200	7,950	2,250	8,000	2,300	8,050	2,350
確保方策	学校共用教室の確保 「放課後子ども総合プラン」の推進(全児童対策事業と一体的・連携運用)									
放課後児童健全育成事業	6,800	1,800	6,900	1,800	6,900	1,800	6,900	1,800	6,900	1,800
放課後子供教室(全児童対策)	1,000	400	1,000	400	1,050	450	1,100	500	1,150	550

※(量の見込みの考え方) ニーズ調査結果により算出。

## (11) 妊婦健康診査

### 【事業内容】

母体と胎児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、妊娠中に受ける健康診査のうち、国が示す標準的な健診回数 14 回分を、市が定めた検査項目の費用について公費負担を実施します。平成 26 年度から、妊婦一人当たり公費負担額(上限)を拡充(平成 25 年度 89,800 円⇒平成 26 年度 101,260 円)しています。

今後とも、より安心して健やかな妊娠出産を支援します。



## 【現状】

平成 25 年度		
妊婦健康診査	人数(妊娠届出数)	7,253 人
	健診回数	82,231 回

## 【量の見込みと確保方策】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人数	7,335 人	7,284 人	7,255 人	7,161 人	7,061 人
	健診回数	102,690 回	101,976 回	101,570 回	100,254 回	98,854 回
確保方策	人数:7,335 人 健診回数: 102,690 回	人数:7,284 人 健診回数: 101,976 回	人数:7,255 人 健診回数: 101,570 回	人数:7,161 人 健診回数: 100,254 回	人数:7,061 人 健診回数: 98,854 回	
	実施場所: 医療機関、助産所 検査項目: 診察、血液検査等 実施時期:通年	実施場所: 医療機関、助産所 検査項目: 診察、血液検査等 実施時期:通年	実施場所: 医療機関、助産所 検査項目: 診察、血液検査等 実施時期:通年	実施場所: 医療機関、助産所 検査項目: 診察、血液検査等 実施時期:通年	実施場所: 医療機関、助産所 検査項目: 診察、血液検査等 実施時期:通年	実施場所: 医療機関、助産所 検査項目: 診察、血液検査等 実施時期:通年

※（量の見込みの考え方）妊娠届出数と 0 歳児の減少傾向を見込み算定。

※ 健診回数については、1 人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

## (12) その他

子ども・子育て支援新制度の施行状況等に注視し、国で新規に創設された下記の事業についても、事業の詳細を確認しながら実施を検討します。

### ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

### ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

## 4. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1) 認定こども園の普及

認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能があること、また、地域における子育て支援を行う機能を有し、在宅での子育て家庭への支援の充実にもつながることから、施設の普及に向けて取り組みます。

今後も保育ニーズの増加が見込まれるため、幼稚園から認定こども園への移行を推進していきます。

### (2) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供に努めます。

### (3) 保幼小連携等の取組の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者相互の密接な連携が必要です。そのため、職員の研修や交流の場の確保に努めていきます。

また、認定こども園、幼稚園、保育所の園児と小学生の交流の場を提供するなど、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

## 5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

### (1) 児童虐待の防止

児童虐待は、子どもの健やかな心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、子どもの基本的人権を侵害するものです。

このような認識にたち、本市は、住民に最も身近な保健・福祉の相談窓口として、子どもを取り巻く様々な問題に的確かつ迅速に対応し、適切な支援・援助を行います。

#### ア. 関係機関との連携及び相談体制の強化

虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期発見し、適切な保護

や支援を図ることを目的に、「堺市要保護児童対策地域協議会」という虐待防止の地域ネットワークを構築しています。市の行政部局（福祉、保健、人権、教育）と警察、児童福祉施設、医師会、弁護士をはじめとする民間団体及びその団体に属する機関が構成メンバーとなり、個々の事例についてネットワークで情報共有・支援検討を行っています。

#### イ. 発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や乳児家庭全戸訪問事業など、妊娠期から乳幼児期、また学童期までさまざまな子育て支援施策を実施し、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、適切な支援につなげています。

また、虐待に関する理解や認識を深め、虐待に気づいた際に、どこに相談・通告したらよいかを幅広く周知するための啓発を行っています。

#### ウ. 社会的養護施策との連携

社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するため、児童養護施設や里親と連携し、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の拡充を図ります。

### **(2) ひとり親家庭の自立支援の推進**

ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針等の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な自立支援を行います。

### **(3) 障害のある子どもや特別な支援が必要な子どもの支援**

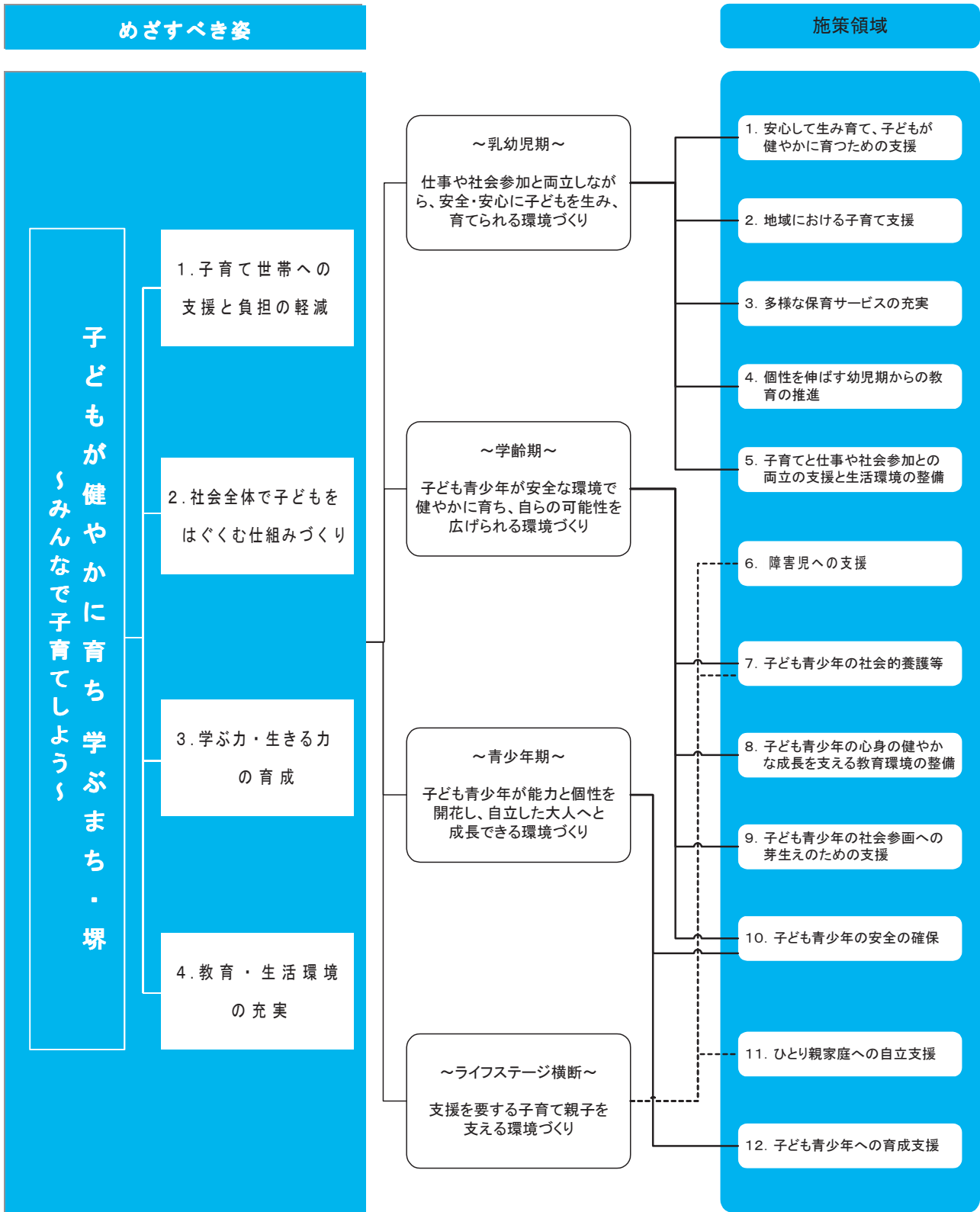
母子保健事業等による障害の早期発見や、早期療育の充実、特別支援教育の推進等の障害児施策の推進を図ります。

障害のある子どもが住みなれた地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各分野の連携を強化し支援体制の充実を図るとともに、個別支援ファイル「あい・ふぁいる」の活用を推進します。

また、教育・保育等の職員の資質や専門性の向上を図るために研修を実施するとともに、教育・保育施設等への巡回指導や、保育所等訪問支援の活用による当該施設職員等への支援を通じて、特別な支援が必要な子どもや家族等への支援の充実を図ります。

# 第5章 施策の展開

## 1 施策の体系図



## 2 推進事業

### 1. 安心して生み育て、子どもが健やかに育つための支援

乳幼児期までの支援としては、妊娠・出産の安全性を確保するため、保健指導、妊婦教室を実施するほか、育児負担の軽減や虐待予防のため、訪問事業や子育ての仲間づくりの場の充実を図ります。また、乳幼児の健康を確保するため、健診と訪問事業によるきめ細やかな支援、食育、歯科健診と歯科口腔保健指導、疾病・事故予防の充実を進めていきます。医療面では、周産期緊急医療体制、小児救急医療体制の整備を図り、かかりつけ医の啓発や子ども医療費助成を継続して実施します。

学齢期から青年期までの支援としては、学校、家庭、関係機関と連携し、健康教育や性教育を実施します。食育の推進に向けては、家庭、地域、学校、関係機関・団体等で構成するネットワークを強化しながら、体験事業、情報発信、イベントなどを実施します。また、心の健康づくりを支援するため、こころの健康センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
妊産婦保健指導事業 【子ども育成課】	母子健康手帳交付時に、保健師（母子保健コーディネーター）が全数面接を行い、妊娠中及び産後の保健指導や妊婦教室の案内を行うとともに、支援の必要な方を把握し、適切な支援につなげるなど、切れ目のない支援を行っています。安心して妊娠・出産するため、国の例示した検査項目について、14 回分の妊婦健康診査(53 ページ 第4章の 3(11)を参照)の公費負担を行うとともに、妊産婦訪問指導、妊婦歯科相談、妊婦教室などの事業を実施します。	医療機関や保健センターなどで実施している妊婦教室に参加する初妊婦の割合:79.1%	医療機関や保健センターなどで実施している妊婦教室に参加する初妊婦の割合:100%
乳児家庭全戸訪問事業 【子ども育成課】	48 ページ 第4章の 3(4)を参照		
特定不妊治療費助成事業 【子ども育成課】	所得等一定の要件を満たす法律上の夫婦を対象に特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に必要な費用の一部を助成(1回の治療につき 150 千円又は 75 千円限度)します。(回数制限あり。)	助成件数 (延):973 件	継続して実施
不妊症・不育症支援 【子ども育成課】	不妊症・不育症で悩まれている方が、適切な治療などを選択できるよう、相談や情報提供、市民への啓発を行います。	保健センターや助産師による相談(延):145 件	保健センターや助産師による相談(延):150 件
乳幼児健康診査 【子ども育成課】	保健センターで、4 か月児、1 歳 6 か月児及び 3 歳児に健康診査を実施し、疾病や発達障害を早期発見するとともに、育児に関する相談、助言を行います。3 歳児健診時には、眼科および聴覚の健診も実施します。	健診受診率 4 か月児健診 :97.9% 1 歳 6 か月児健診:97.4% 3 歳児健診 :94.2%	健診受診率 4 か月児健診 :100% 1 歳 6 か月児健診:98% 3 歳児健診 :95%

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
乳幼児健康診 査後の支援 【子ども育成課 ・子ども家庭課】	乳幼児健康診査に来られなかった方に対し、保健師が家庭訪問や、関係機関との連携を行い、子どもの健康状態や育児環境などの状況把握を行います。 また、健診後の支援として、保健師による育児相談・保健指導やすくすく健康診査、2歳児相談、心理(発達)相談及び幼児教室(在宅乳幼児親子教室)を実施します。	未受診者(4 か月、1歳6か月、3歳)への状況把握：100%	未受診者(4 か月、1歳6か月、3歳)への状況把握：100%
乳幼児期の栄 養指導 【子ども育成課】	乳幼児健診時に、偏食や小食、肥満、アレルギーなどの食の悩みに関する相談や、成長にあった適正な食生活に関する指導を行います。また、健全な発育と正しい食習慣の形成を図るため、離乳食講習会を開催し、離乳食の進め方についての講義や調理実演を行います。	乳幼児健診等での栄養指導の開催 1,133 回 離乳食講習会の受講機会:1歳までに2回	乳幼児健診等での栄養指導の開催:1,135回 離乳食講習会の受講機会:1歳までに2回
乳幼児歯科健 康診査と保健 指導 【子ども育成課】	3歳でのむし歯のない子どもたちを増やすために、乳幼児健康診査や「子どもの歯相談室」で歯科検診の他、歯みがき指導等の歯科口腔保健指導を実施します。また、「1歳6か月児健康診査」、「子どもの歯相談室」においてフッ素塗布を実施します。	3歳児健康診査でむし歯のない子どもの割合:80.3% 乳幼児健診等での歯科保健指導の回数 683回 3歳児でのフッ素塗布経験者の割合:89.14%	3歳児健康診査でむし歯のない子どもの割合:90%以上 乳幼児健診等での歯科口腔保健指導の充実を図る 3歳児でのフッ素塗布経験者の割合:95%以上
疾病・事故予防 【感染症対策課】	・予防接種 BCG、ポリオ、ジフテリア、百日せき、破傷風、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん(はしか)、風しん(三日はしか)、日本脳炎、子宮頸がん、水痘の予防接種を行います。	1歳6か月までに麻しん・三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)の予防接種を終了している者の割合:麻しん 87.8%、三種混合 94.9%	麻しん風しん混合、四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)の接種率:麻しん風しん混合:95%、四種混合:95%
疾病・事故予防 【子ども育成課】	・アレルギー・ぜん息予防教室 アレルギーや気管支ぜん息の発症の可能性がある乳幼児に対し、予防教室において集団指導や診察などを行います。 ・事故予防 地域の支援者や妊産婦・夫・乳幼児の保護者に対して、発達段階に応じた事故防止・応急手当や SIDS(乳幼児突然死症候群)予防の啓発を行います。	アレルギー疾患予防に関する啓発機会:事業継続 事故予防・応急手当の健康教育の回数:20回	アレルギー疾患予防に関する啓発機会:事業継続 事故予防、応急手当等の健康教育回数:40回
周産期緊急医療 体制整備事業 【健康医療推進課】	府内における、周産期医療の充実に向け「大阪府周産期緊急医療体制整備指針」に基づき認定された地域周産期母子医療センターへの支援、並びに周産期ネットワークシステム参画病院(OGCS、NMCS参画病院)への支援経費について応分の負担をすることにより周産期緊急医療体制の更なる整備・充実を図ります。(大阪府、大阪市との共同事業)	大阪府、大阪市人民政府と共同して、継続して事業を実施	広域的な対応が求められる「周産期医療と救急医療の確保と連携」について、大阪府、大阪市人民政府とともにその整備充実を図ります。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
小児救急医療の充実、かかりつけ医・歯科医の啓発 【健康医療推進課・保健医療課】	小児救急医療(初期救急医療)については、市民ニーズは非常に強い高まりを見せていることから、小児救急医療体制の確保に努めます。あわせて重篤患者等いざという場合に備え、新病院の敷地内に小児初期急病施設の整備を進めます。また、早い時期からかかりつけ医・歯科医をもつよう啓発するとともに、急病診療センターなどの周知・啓発を行います。	かかりつけ医等をもつことについて、各保健センターでの健診時パンフレット等配布し、啓発を実施。	かかりつけ医等をもつことについて、各保健センターでの健診時パンフレット等配布し、啓発を実施。
子ども医療費助成制度 【医療年金課】	子どもを生き育てやすい社会環境づくりを推進し、乳幼児子どもが心身ともに健全に育つように、医療保険の給付にかかる費用のうち、自己負担すべき額の一部及び入院時食事療養費にかかる自己負担金を助成する事業です。対象:中学校卒業(15歳到達後最初の3月31日)まで 所得制限:なし	助成件数(延) 1,437,540件	継続して実施
学校における健康教育 【保健給食課・生徒指導課】	保健、総合的な学習の時間、特別活動(学級活動)、集会、学校だより等を中心に、学校教育全体を通して健康教育に取り組みます。また、警察、少年サポートセンター、保健センターなど関係機関を招いて、非行防止教室、薬物乱用(喫煙・飲酒含む)防止教室等を実施します。	健康教育:市立全小中学校 非行防止教室:市立全小学校 薬物乱用防止教室:市立小中高 高等学校 116校	健康教育:市立全小中学校 非行防止教室:市立全小学校 薬物乱用防止教室:市立全小 高等学校
学校との連携による健康教育 【健康医療推進課・子ども育成課】	保健センターでは、幼稚園、学校など関係機関と連携して、協働での健康教育(食育、喫煙、飲酒、歯科口腔保健、生活習慣改善、いのちの大切さについて)などの取組を実施します。	小中高校生を対象に講習の実施 63回/5,069人 学校保健委員会を対象に講習の実施 64回/883人	学校と役割分担しながら取り組む
学校における性教育 【生徒指導課】	保健、総合的な学習の時間、特別活動(学級活動)、理科、生活科を中心に全教育課程に位置づけ性教育の取組を実施します。	実施校:市立全小・中学校	実施校:市立全小・中学校
学校との連携による性教育 【子ども育成課】	学校等の関係機関と連携を強化しながら、赤ちゃんふれあい体験等を実施するなど、協働での性教育の取組を実施します。 重点的に学校、地域関係者に対し性に関する教育等を行うことにより、地域における性教育の取組を支援します。	実施回数(延) 159回 生徒・学生 12,504人 保護者 1,320人 教職員 1,004人	学校や地域助産師と役割分担しながら取り組みます。
食育体験事業 【健康医療推進課】	家庭における健全な食生活の実践をめざして、調理実習等の体験学習を取り入れた事業です。幼児、児童、その保護者を対象とする親子クッキング教室などがあります。	親子クッキング等食育体験教室開催回数 62回 参加人数 2,335人	継続して実施し、事業の更なる充実を図ります。
食育推進のためのネットワークづくり 【健康医療推進課】	食育に関する関係団体、行政(食育関係各課)が情報の共有化、協働事業を検討することを目的に会議等を開催しています。	食育推進ネットワーク会議:年1回開催 食育推進イベント:年1回開催(入場者数 5,080人)	ネットワークを強化し、更なる充実を図ります。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
食通信の発行 【保健給食課】	子どもに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、食に関する情報を全小中学校の全ての家庭に発信しています。	小学校年 11 回 発行 中学校年 11 回 発行	小学校年 11 回 発行 中学校年 11 回 発行
食育フェアの 開催 【保健給食課】	学校給食の役割や食育の重要性について、各種の展示をとおして市民・保護者等に啓発することを目的に開催しています。	年 1 回開催	年 1 回開催
食育講演会の 開催 【保健給食課】	教職員や保護者等を対象に食育講演会を開催し、食育への関心を高め、広く食育の推進を図ります。	年 1 回開催	年 1 回開催
親子料理教室 の開催 【保健給食課】	親子料理教室を開催し、家庭における食育の推進を図ります。	各区年 3 回開催	各区年 3 回開催
こころの健康つ くり推進事業 【精神保健課】	精神保健福祉相談員や保健師による受診相談、訪問、関係機関の紹介、連絡調整等を行います。また、嘱託精神科医師による定例の精神保健福祉相談日(予約制)を設けます。その他相談事例の中から必要に応じてグループワークを実施します。	相談者実人数:2,451人 相談者延人数:37,277件	相談者実人数:3,200人 相談者延人数:38,000件
スクールカウ ンセラー配置 事業 【生徒指導課】	小中高等学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者、教職員を対象とした教育相談を行います。平成 26 年度からは小学校 1 校に増配置し、小学校での配置校は 16 校となります。	全中学校:43 校 全高等学校:1 校 小学校:15 校 各学校 35 回配 置	継続して実施し、活用状況を見ながら配置増を検討していきます。
就学援助事業 【学務課】	経済的な理由で就学困難な市立小・中学校の児童生徒のいる家庭に対し、給食費・学用品費等の就学援助金を支給しています。	平成 25 年度 児童生徒数 69,067 人 就学援助受給者 数 14,098 人 援助率 20.41%	継続して実施



## 2. 地域における子育て支援

乳幼児期までの支援としては、子育て短期支援事業の拡充を図るほか、子育て中の保護者の育児不安や負担感を軽減するため、地域の身近な場所に親子の集う場を積極的に提供します。また、子育て支援や青少年健全育成に関する情報をホームページ内で一元化して情報提供する「さかい☆HUG はぐネット」の運営、子育て家庭の不安解消に対する専門家のより積極的な関与、講座におけるメニューの多様化に取り組みます。子育てを応援する取組を行っている企業・団体等に対し、「さかい子育て応援団」への登録を呼びかけ、地域社会全体で子育てを応援する機運を醸成します。

学齢期から青年期までの支援としては、ニーズの高い放課後児童対策事業や放課後ルームについて、順次、放課後子どもプランモデル事業への移行、統合を進めます。また、子どもの発達上の問題、虐待や放任、性格行動や不登校など、特定の状況下にある子どもを支援するため、相談支援体制の充実を図ります。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度 末時点)	平成 31 年度 目標事業量等
利用者支援事業 【子ども育成課】	44 ページ 第 4 章の 3 (1) を参照		
子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業) 【子ども家庭課】	51 ページ 第 4 章の 3 (7) を参照		
子育て短期支援事業 (夜間養護等事業) 【子ども家庭課】	51 ページ 第 4 章の 3 (7) を参照		
みんなの子育てひろば事業 【子ども育成課】	44 ページ 第 4 章の 3 (2) を参照		
子育てサロン等の子育て支援活動の推進 【高齢施策推進課】	各校区福祉委員会が実施する「地域のつながりハート事業(堺市小地域ネットワーク活動)」の一環として、各小学校区内の自治会館・地域会館等において、子育て中の親子やボランティアが集まる「子育てサロン」などを実施します。	実施校区:88 校区	実施校区:全校区
公共賃貸住宅の集会所などの活用 【住宅まちづくり課】	公共賃貸住宅の集会所などを活用して、子育てに関連する相談や情報交換のできる場所を提供します。	集会所の周辺地域への利用貸出しは一部で行われています。	子育て施策と連携し、地域の拠点づくりに努めます。
地域子育て支援センター事業 【子ども育成課】	45 ページ 第 4 章の 3 (2) を参照		
キッズサポートセンターさかい事業 【子ども育成課】	46 ページ 第 4 章の 3 (2) を参照		

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度 末時点)	平成 31 年度 目標事業量等
子育てのまちづくり事業「堺区 孫育て講座」 【堺区役所子育て支援課】	祖父母世代の「孫育て」へのニーズを活かした教室を開催することで、全ての世代が子どもに関心を持ち、子育てしやすい堺区をめざします。	3 回開催	・年間 6 回程度の実施。 ・地域の子育て支援へつなげていく。
東区「子育て広場」事業 【東区役所子育て支援課】	未就学児とその保護者が自由に集い交流できる場として、東区役所 1 階に「子育て広場」を開設します。 また、月に 1 回父親と子どもの遊び場づくりや父親同士の交流の機会づくりを目的に「ばばてらす事業」を実施し、子育て世代の連帯感の醸成を図ります。	子育て広場(10 か月)利用者数 : 2,370 組、5,029 人 ばばてらす(10 回)参加者数 : 93 組、266 人	継続して実施
北区子育てフェスタ 【北区役所企画総務課】	主に、北区の子どもや子育て世帯を対象に、イベントを開催し、地域で活動している各種団体や子育てサークルなどの交流を促進することで、子育て世帯の孤立を防止し、地域ぐるみの子育て支援につなげます。	来場者約 2,000 人	前年度の実績を越える来場者数
ママポケットキャラバン事業 【北区役所企画総務課】	子育てに悩んでいたたり、子育てに追われて家庭に閉じこもりがちなお歳児とその保護者を対象に、身近な地域(地域会館など)で子育て講座をキャラバン形式で実施します。	区内の 4 校区で実施	区内の全校区(15 校区)で実施
baby∞star「いのちありがとうプロジェクト」 【中保健センター】	若年出産(21 歳以下で出産)された保護者への支援。保護者自身が楽しんで参加できる内容とし、地域子育て支援関係者・健康づくり自主活動グループ(歩み会・8020 メイト)も協力してもらい、支援者との関係づくりを行います。若年出産した保護者が自分も子どもも大切にできるよう支援します。	年 6 回の教室開催	年 6 回の教室開催
ひがし・ママスタート応援事業 【東区役所子育て支援課】	我が子に愛情を持ちながら安心して子育てができるように、子育てのスキルアップや子どもへの愛情を育む講座等を実施します。また、子育て中の孤立防止や不安解消をするため子育て支援情報を提供します。 ・ベビーダンスにより親子のコミュニケーションを図るとともに、育児相談や情報交換会を実施。 ・子育ての不安解消や育児支援に関連する講座を開催。 ・子育てサークルサロンの紹介や地域子育て支援センター事業など掲載した東区子育て応援MAPを発行。	講座と情報交換会を開催 ※平成 26 年度新規事業	継続して実施
ようきた(北)ね! 子育て案内講座 【北区役所子育て支援課】	転入して間もない未就学児童とその保護者を対象に、子育てや地域の情報提供を行う交流会形式の講座を実施し、子育ての不安の軽減を図り、楽しく子育てできる環境づくりを支援します。	講座を実施 ※平成 26 年度新規事業	継続して実施

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度 末時点)	平成 31 年度 目標事業量等
さかい子育て 応援団事業 【子ども企画課】	子育て家庭が利用しやすい設備等の提供、うれしい付加的サービス、割引やプレゼントの提供サービス等、子育て家庭を応援する取組をしている堺市内の企業・団体等を対象に応援団への登録を呼びかけ、登録決定後、応援団ロゴマークを交付します。 また、登録企業等の取組について、市ホームページやフェイスブックページ等を活用して、市内の子育て家庭等へ情報発信を行います。	さかい子育て応援団の登録数 68 団体	さかい子育て応援団の登録数 500 団体
子育て情報提供事業 【子ども育成課】	育児の基礎的な知識や保育所、幼稚園、子育てサークルや遊び場、制度などの子育てに関する各種資源・制度の状況について、市民にきめ細かく情報を提供する事業で、現在、子育て情報誌を発行し、保健センターでの妊娠届出時に、面接しながら全員に配布しています。	子育て情報誌発行部数 :10,000 部	子育て情報誌発行部数 :12,000 部
堺市子育て支援情報総合サイト事業 【子ども企画課】	堺市における子育て支援や青少年健全育成に関する情報をホームページ内「さかい☆HUG はぐネット」で一元化して提供しています。	さかい☆HUG はぐネット アクセス件数 155,305 件/月	掲載内容の充実及びアクセス件数の増加をめざします。
堺市子育て情報ケータイ配信事業 【子ども企画課】	親子で参加できるイベントや育児講座、子育てに関する制度や事業、手続きや相談窓口などの情報を庁内連携のうえ、対象者のケータイに随時配信します。	メール登録者数 :3,533 人	配信内容の充実及びメール登録者数の増加をめざします。
保育所等における地域活動事業 【幼保推進課】	保育所等を利用する家庭だけでなく地域の在宅で子育てする家庭を対象に、保育所や認定こども園で育児講座、育児相談を実施し、園庭開放では子育て家庭の交流、老人会等の世代間交流及び保育ボランティアとの協働の場を提供します。認可保育所等の新規開設に伴い、事業実施施設の増加を見込んでいます。	109 か所	114 か所
さかいマイ保育園事業 【幼保推進課】	出産予定や子育て中の不安や悩みを軽減・解消するため、身近な保育所等を「かかりつけ保育園」として登録してもらい、保育所や認定こども園が提供している各種子育て支援サービスの利用を促進します。 ○情報提供…乳幼児や子育て支援に関する情報の提供 ○育児相談…保育士等による子育てに関する相談 ○園庭開放…施設を活用した子ども同士の遊びや交流 ○ほっと預かり…平日午前中の一時預かりサービスをひとり1回に限り無料で利用可能(ただし、利用は0歳児から3歳児保育までの間に限る。また、原則保育所等利用児は除く。)	登録児童数 3,446 人	登録児童数 4,400 人
子育てアドバイザー派遣事業 【子ども育成課】	50 ページ 第4章の3(5)を参照		
育児支援ヘルパー派遣事業 【子ども育成課】	49 ページ 第4章の3(5)を参照		
パパの育児教室 【子ども育成課】	妊婦と夫、婚約中の者等を対象に、男女協働による子育てを啓発しており、男性を中心に沐浴指導や子育て体験(抱き方、おむつ交換、衣服の着せ方)を行います。	開催回数:5回 参加人数 (延):927 人	開催回数:5回 参加人数 (延):980 人

事業名	事業概要	現状 (平成25年度 末時点)	平成31年度 目標事業量等
どこでもセミナー（生涯学習まちづくり出前講座） 【生涯学習課】	市職員が地域に出向き、市の事業施策についての講義や説明を行い、市民協働のまちづくりを推進します。	全93講座 内、子育て関係講座:4講座	講座メニューの多様化を図り、受講者数の増加をめざします。
各区役所での保護者と赤ちゃんへの絵本の配布事業 【堺区役所企画総務課 中区役所自治推進課 東区役所企画総務課 西区役所企画総務課 南区役所企画総務課 北区役所企画総務課 美原区役所企画総務課】	図書館及び地域ボランティア等と連携し、各保健センターが実施する4か月健診時に、各区役所で工夫をこらし、赤ちゃんと保護者に絵本の紹介や読み聞かせを行い、絵本を配布することで、親子のふれあいを支援します。	(堺区) 配付冊数:1,012冊 (中区) 配付冊数:981冊 (東区) 配付冊数:575冊 (西区) 配付冊数:950冊 (南区) 配付冊数:741冊 (北区) 配付冊数:1,642冊 (美原区) 配付冊数:314冊	(堺区) 配付冊数:1,100冊 (中区) 配付冊数:1,100冊 (東区) 配付冊数:700冊 (西区) 配付冊数:1,100冊 (南区) 配付冊数:800冊 (北区) 配付冊数:1,900冊 (美原区) 配付冊数:420冊
東区「待ち時間を親子のふれあい時間へ」事業 【東区役所企画総務課】	区役所に来庁した子ども連れの方に、待ち時間を親子で触れ合う快適な時間にしていただくことを目的に、絵本ラックの設置やベビーカーの貸し出し、窓口への折り紙・ぬり絵の配架を実施します。	継続して実施	継続して実施
放課後児童対策事業（のびのびルーム、美原児童会） 【放課後子ども支援課】	53ページ 第4章の3(10)を参照		
放課後ルーム事業 【放課後子ども支援課】	4～6年生の児童を対象に、小学校の図書室、体育館、多目的室等を共用利用して、放課後等に学習アドバイザーや指導員による基礎的・基本的な知識や技能の習得を支援するとともに、学習の習慣づけを図ります。	利用児童数：628人 設置箇所数：15校	53ページ 第4章の3(10)を参照
放課後子どもプランモデル事業(堺っ子くらぶ) 【放課後子ども支援課】	53ページ 第4章の3(10)を参照		
小学校施設総合開放事業の推進 【地域教育振興課】	スポーツ活動を通じた児童の健全育成を目的に、学校教育活動に支障の無い範囲で小学校の体育施設(運動場、体育館)を開放するとともに地域住民の生涯学習活動推進のため、小学校にある会議室、多目的室等も開放する総合開放事業を実施します。	実施校数:89校	実施校数:93校

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度 末時点)	平成 31 年度 目標事業量等
堺市 P T A 協 議会活動 【地域教育振興課】	P T A 会員に対して、子育てに関する学習・啓発の機会や情報を提供するとともに、泉北・堺市地区 P T A 協議会や大阪府 P T A 協議会等の情報を随時提供し会員の資質向上や家庭の教育力向上の支援を行います。	中央研修会参加 者数:1,436 人	中央研修会参加 者数:1,900 人
土曜日の教育 活動研究事業 【教務課】	学校が家庭や地域と連携し、学校の状況に応じた多様な学習や体験活動の機会の工夫・充実などを図ることで、子どもたちの土曜日の教育環境を豊かなものにします。土曜支援員を配置し、学校の方針に則って、年 3 回程度土曜日の教育活動を実施します。	小学校 4 校 中学校 3 校 ※平成 26 年度 新規事業	実施状況や効果 検証等を把握し ながら、検討し ていきます。
家庭児童相談 事業 【子ども家庭課】	各区役所子育て支援課に設置されている家庭児童相談室で、発達上の問題、虐待や放任等、性格行動や不登校などの相談業務等を実施し、適切な助言や援助、関係機関への紹介等を行います。	養護相談:867 件 虐待相談:2,409 件 障害相談:886 件 非行相談:14 件 育成相談:395 件 その他:187 件	継続し、家庭児 童相談体制の充 実に努めます。
子ども相談所 事業(子育て支 援関係) 【子ども相談所】	児童福祉司、児童心理司などが、子どもを取り巻く状況や子どもの心理状況などを総合的に判断して、子ども・保護者・関係者等に対し助言や指導を行うほか、必要に応じて児童福祉施設への入所、里親への委託、一時保護などを行い、問題の改善に取り組みます。また、虐待通告先として 24 時間 365 日対応の子ども虐待ダイヤルを開設しています。	養護相談:364 件 虐待相談:1,002 件 障害相談:1,775 件 非行相談:216 件 育成相談:1,026 件 その他:207 件	継続し、相談体 制の充実に努め ます。
児童家庭支援 センター事業 【子ども家庭課】	地域、家庭からの相談に応じ、児童相談所からの受託による指導を行うとともに、関係機関との連携・連絡調整を行います。また、児童養護施設退所後の児童等に対する支援や地域交流事業も実施しています。	養護(虐待含む) 相談:42 件 障害相談:2 件 非行相談:0 件 育成相談:23 件 その他:76 件	継続し、地域の 児童・家庭の福 祉の向上に努め ます。
教育相談事業 【教育センター】	一人ひとりの子どもの状況に応じて、継続的な教育相談を実施するとともに、学校や関係機関とも連携しながら、面接相談や電話教育相談を実施し、課題の解決をめざします。	面接相談件数: 6,685 件 電話相談件数: 1,542 件	継続して実施

### 3. 多様な保育サービスの充実

保育サービスについては、平成27年度より施行される子ども・子育て支援新制度に基づき、量の確保と質の向上を図っていきます。平日昼間の保育サービスについては、保育需要の動向を注視しながら認定こども園等の教育・保育施設の整備を進めます。

また、保護者の多様な就労形態に対応するため、夜間・休日の預かりや一時預かり等を実施します。また、病児・病後児保育についても推進します。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末時点)	平成 31 年度 目標事業量等
教育・保育施設供給体制の確保 【幼保運営課・幼保推進課】	32 ページ 第 4 章の 2 を参照		
延長保育事業 【幼保運営課】	52 ページ 第 4 章の 3 (8) を参照		
夜間保育 【幼保運営課】	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、夜間に保育を実施する場合は、施設型給付の加算対象となります。	定員数:20 人 設置数:1 か所	定員数:20 人 設置数:1 か所
民間保育所等一時預かり事業 (民間保育所等) / 堺市一時保育事業(公立保育所) 【幼保運営課】	47 ページ 第 4 章の 3 (3) を参照		
休日保育 【幼保運営課】	保護者の就労形態の多様化等に伴う日曜・祝日等の保育需要に対応するため、保育所や認定こども園において、保育を実施する場合は、施設型給付の加算対象となります。	定員数:120 人 設置数:4 か所	定員数:150 人 設置数:5 か所
私立幼稚園預かり保育推進事業 【幼保推進課】	47 ページ 第 4 章の 3 (3) を参照		
病児・病後児保育事業 【子ども育成課】	52 ページ 第 4 章の 3 (9) を参照		
保育所緊急情報発信メールシステム事業 【幼保推進課】	公立保育所における突然の休所や行事の変更、日常行事や保育の情報をメールで配信します。	登録者数 2,002 人	登録者数目標 2,100 人

## 4. 個性を伸ばす幼児期からの教育の推進

認定こども園・幼稚園・保育所から義務教育への移行を円滑にするため、就学前幼児の保護者に対する情報提供を継続して実施するほか、認定こども園・幼稚園・保育所で活用できる共通の幼児教育カリキュラム「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」を推進します。また、認定こども園・幼稚園・保育所における様々な教育課程についての調査研究や人材育成も継続して実施し、子どもたちの個性を大切に伸ばすような教育を推進します。

また、保育士等の再就職を支援することで、保育士の慢性的な不足の解消を図ります。家庭教育に関する学習の機会や情報の提供等にも取り組みます。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
就学支援ノートの作成 【教育環境整備推進室】	義務教育への円滑な接続を図るため、就学前幼児の保護者等に小学校入学に向けての様々な情報を提供するための冊子を作成し、配布します。	デザインを一新し、10,500部作成	継続して実施
幼児教育堺スタンダードカリキュラム 【教育環境整備推進室】	本市の幼稚園・保育所等で活用できる共通の幼児教育カリキュラムを作成し、推進していくことで、幼児教育の充実を図るとともに、義務教育への円滑な接続を図ります。	幼稚園・保育所等に啓発	幼稚園・保育所等への啓発を継続
幼児教育実践研究事業 【教育環境整備推進室・幼保推進課】	義務教育への移行期におけるさまざまな教育課題をとらえ、小学校への円滑な接続に向けた幼児教育のあり方について実践研究を行っています。	実践園 幼稚園 2園 保育園 2園	継続して実施
研究実践園への支援 【教務課】	百舌鳥幼稚園とみはら大地幼稚園は、本市全体の幼児教育の充実を図るため、研究実践園として幼児教育に関する調査研究や人材育成を行います。	継続して実施	継続して実施
保育士等就職支援事業 【幼保運営課】	育児や介護等により退職し、長期に保育所現場から遠ざかっている保育士や保育士をめざす人等を対象に就職支援研修を行います。また、民間保育所等への就職あっせんを行い保育士等の人材確保を図ります。	復職支援セミナー 3講座・求人ブース 9月(延)143人・ 11月(延)102人 25年度中就職人数 7名、26年度4月 4名	継続して実施
保育士等研修事業 【幼保推進課】	全市的な保育サービスの充実を目的として、専門的な知識や技術の更なる向上を図るため、市内の保育施設に対し、系統化した研修を実施します。	公立保育所、民間保育所、認可外保育施設等、認定こども園、認証保育所、事業所内保育施設 ※平成 26 年度新規事業	継続して実施
教職員研修 【教育センター】	子ども一人ひとりの「生きる力」の育成に向け、各学校園の教育改善の推進と教育力向上を担う「情熱」「指導力」「人間力」を備えた教職員の育成のために、効果的かつ計画的に研修・研究を進めます。	研究部門及び研修部門（基本研修・管理職研修・総合研修・特別研修）を実施	継続して実施

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
家庭教育支援 事業 【地域教育振興 課】	家庭教育に関する学習の機会や情報、親子のきずなを育む場を提供します。平成 24 年度から、保護者の学びを支援する学習会に対して、講師、学習テーマについて情報提供等の支援を行う「家庭教育サポート講座」を実施しています。	家庭教育サポート講座実施校 園数:9 校 園 家庭教育サポート講座参加人数:236 人	全小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保
ワクワクひろば事業 【教育環境整備 推進室】	子どもが小学校入学後の生活の変化に対応し、実り多い生活や学習が展開できるようにするための方策の一つとして、地域の 5 歳児が小学校の行事等への参加を通して交流を図っています。	全校(93 校)で実施	全校で実施



## 5. 子育てと仕事や社会参加との両立の支援と生活環境の整備

子育てと仕事や社会参加の両立を支援するため、地域における子育ての支え合いとしてファミリー・サポート・センターの提供会員を確保し体制を拡充します。

また、出産や子育て等で離職し、早期再就職をめざす女性や転職を希望する女性を対象に、キャリアカウンセリングや就職支援セミナーなどを実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業者に対しては女性をはじめ誰もが能力を發揮できる職場環境を構築するためのセミナーを開催します。

さらに、子育て家庭のための生活環境の整備として、ファミリー向けの賃貸住宅の供給や子育てバリアフリー等を推進し、新婚世帯や子育て世帯の市内定着や市外からの人口誘導を図ります。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
ファミリー・サポート・センター事業 【子ども育成課】	50 ページ 第 4 章の 3 (6) を参照		
事業所内保育事業【幼保運営課・幼保推進課】	32 ページ 第 4 章の 2 を参照		
さかい JOB ステーション事業 【雇用推進課】	出産や子育て等で離職し早期再就職をめざす女性や転職を希望する女性を対象に、専門のカウンセラーによるキャリアカウンセリングや就職支援セミナーなどを実施し、実践的な就職活動の支援を行います。また、南区には「JOBステーション南サテライト」を設置しています。平成 25 年 4 月より、さかい JOB ステーション内に「堺ハローワークコーナー」を設置し、職業紹介や求人票の受け付けなど、機能を拡充しました。	女性の再就職支援事業 利用者数(延):5,117人 就職決定者数:342人 ※88 ページの「さかいJOBステーション事業」も参照	就職決定者数：400人以上
雇用環境の整備等の普及啓発 【雇用推進課】	仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を普及啓発するため、メールマガジン「e-わーきんぐ SAKAI」の配信並びに雇用推進課ホームページ等により、広報・啓発、情報提供を行います。	ホームページアクセス件数:137,111件 メールマガジン配信件数 843 件(平成 26 年 3 月配信分)	アクセス件数：100,000 件以上
女性の活躍推進事業 【雇用推進課】	仕事と家庭の両立を支援するため、また、少子高齢化、グローバル化が進む中、女性をはじめ誰もが能力を發揮できる職場環境を構築するため、市内事業所に対してセミナーを開催します。 出産、育児、介護等により離職し、再就職をめざす女性を対象に、企業等での短期間のインターンシップと座学を通じて、一定期間のキャリアブランクの解消を支援する「女性のキャリアブランク解消支援事業」を実施します。 女性をはじめ誰もが仕事を継続しやすい労働環境整備を促進するため、ワーク・ライフ・バランス制度の導入を検討又は推進している市内中小企業に専門家を派遣し、ワーク・ライフ・バランス診断と現状分析を行い、企業の実情に即した取組方法を指導し、スムーズな制度導入を支援します。	開催回数:年 3 回 (「ダイバーシティ経営戦略セミナー」:1 回、「上級キャリア・アップセミナー」:1 回、「ワーク・ライフ・バランスを考えるセミナー」:1 回)	開催回数:年 3 回

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
子育て世帯等 住まいアシス ト事業 【住宅まちづく り課】	適正な家賃で良質な居住水準を備えた 特定優良賃貸住宅に入居する新婚世 帯・子育て世帯等の住居費を軽減するな ど、住み替え等により良質な住宅を確保 する子育て世帯等の居住を促進します。	84 戸	供給住宅戸 数:100 戸/年
公共賃貸住宅 における多子 世帯等の優先 入居制度の活 用 【住宅まちづく り課】	公共賃貸住宅の建替えの際には、子育て 世帯をはじめとする多様な世帯向けの 住宅供給を図るとともに、地域の需要を 考慮しながら、子育て支援施設の整備の 推進に努めます。	事業者と協議	継続して実施
子育てバリア フリーの推進 及び啓発 【障害者支援課 公共交通課 建築指導課 公園緑地整備課 道路整備課】	バリアフリー新法や「大阪府福祉のまち づくり条例」に基づき、民間建築物、市 有建築物、道路及び公園などのバリアフ リー整備を図り、また、市内各鉄道駅及 びその周辺地区等を対象とするバリア フリー基本構想を策定し、駅舎、周辺道 路等のバリアフリー化を重点的・一体的 に推進します。	(障害者支援課) バリアフリー化庁 内推進検討会、バ リアフリー化検討委 員会を実施 (道路整備課) 特定道路のバリア フリー化(平成 25 年度実施延長: 2.0km) (公園緑地整備課) バリアフリー便所 建替工事 4 公園 バリアフリー化園 路改修工事 3 公園	(障害者支援課) ・堺市バリアフリー 基本構想事業にお ける総括、検証。 ・市有施設バリアフ リー情報ホームペ ージの更新。同ホ ームページ充実につ いての検討。 (道路整備課) 平成 27 から平成 28 年度 整備予定延長 6.7km (公園緑地整備課) バリアフリー便所 建替工事 14 公園 バリアフリー化園 路改修工事 8 公園
市営住宅の入 居者の募集に おける子育て 世帯の募集枠 の確保 【住宅管理課】	市営住宅の入居者の募集において、一般 の募集枠とは別に、子育て世帯(義務教 育終了以前の子を扶養し、同居する親子 世帯)に限定した募集枠を設定し、高齢 化率の高い団地のコミュニティバラン スの確保を図ります。	平成 25 年度の 総募集戸数 14 5 戸のうち 21 戸を子育て世帯 枠として募集	総募集戸数のう ち 1 割程度を子 育て世帯枠とし て確保。
都市公園の整 備 【公園緑地整備課】	地域住民に親しまれる魅力のある公園 づくりを推進します。 ・原池公園、新堀公園、平尾南街区公園 等の都市公園の整備推進	・原池公園：公園基 本計画の見直し ・新堀公園：基本設 計、進入口設置工 事に着手 ・平尾南街区公園： 実施設計業務に着 手	公園整備の推進

## 6. 障害児への支援

認定こども園、保育所、放課後児童対策事業等における障害児の受け入れは、児童の健全な成長に資するものでもあり、今後も受け入れを推進していきます。また、発達障害児等への指導を充実するため、学校に対し専門家による巡回相談を行うなど、組織的な支援体制の充実を図ります。

障害児及びその家族の生活を支えるため、身近な地域で相談や療育等が受けられる支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を推進していきます。また、発達障害児については、4・5歳児発達相談の実施など、早期発見・早期支援体制の充実を図ります。

事業名	事業概要	現状 (平成25年度末 時点)	平成31年度 目標事業量等
障害児保育の 充実 【幼保推進課】	健常児と障害児がともに育ちあうことにより、児童の健全な発達に資するもので、集団保育が可能な範囲において、保護者の就労等にかかわらず障害児を認定こども園・保育所等で受け入れます。	実施保育所の割合 100%	実施保育所の割合 100%
放課後児童対策事業における障害のある児童の受け入れの推進 【放課後子ども支援課】	個々の児童の障害の状況を把握するとともに、施設面や設備面、また指導員の現状を踏まえ、総合的な判断により可能な限り受け入れ、必要に応じて指導員を加配します。	可能な限り受け入れ	可能な限り受け入れ
発達障害児等巡回相談事業の推進 【教務課】	発達障害児等に対する個に応じた指導の一層の充実を図るため、学校に対し専門家による巡回相談を行い、児童生徒への指導方法や配慮すべき内容等を直接指導します。	訪問指導回数:30回 実施済校:82校	二一ズを踏まえ、充実に向け方向性を検討します。
支援学校サマー・サポート事業 【放課後子ども支援課】	堺市立百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校小学部に在籍する児童を対象に、夏季休業時における集団生活と健全育成の場の確保を図り、規則正しい生活を支援するため、夏休みに、サマー・サポート事業を実施します。	利用児童数:29人 設置箇所数:2校	利用実態・二一ズを基に検証を行い、方向性を検討します。
障害児等療育支援事業の充実 【子ども家庭課】	障害児その他療育が必要と認められる障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる支援体制を充実するとともに、他の療育機関等との重層的な連携により、障害児及びその家族の福祉の向上を図ります。	実施団体:5団体	実施団体:9団体
児童発達支援センターにおける療育の充実 【子ども家庭課】	児童発達支援センターを設置し、将来、地域社会の中でいきいきとした暮らしを送ることができるように援助します。	医療型児童発達支援センター定員数:70人、福祉型児童発達支援センター定員数:150人。並行通園の実施	施設の果たす役割を踏まえた柔軟な療育支援の提供に取り組みます。
障害者(児)自立生活訓練事業の推進 【障害施策推進課】	地域で自立生活を望む障害者(児)に対し、集団生活に関する指導を行うことや適切な日常生活訓練の機会を提供することにより、自立に必要な力と自立意欲を高め、地域での自立生活を促進します。	身体障害者(児)対象事業所:1か所 知的障害者(児)対象事業所:1か所	身体障害者(児)対象事業所:1か所 知的障害者(児)対象事業所:1か所

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
子ども相談所 事業(障害児支 援関係) 【子ども相談所】	児童福祉司や児童心理司などが、子どもを取り巻く状況や子どもの心理状況などを総合的に判断して、子ども・保護者・関係者等に対し助言や指導を行うほか、子どもの障害特性の把握に努め、家庭や学校等における環境調整の働きかけを行うなど問題の改善に取り組みます。また、療育手帳の判定等も行っています。	肢体不自由相談:5件 視聴覚障害相談:1件 言語発達障害等相談:67件 重症心身障害児相談:6件 知的障害相談:1,686件 自閉症相談:10件	継続し、相談体制の充実に努めます。
発達障害児 (者)支援事業 【子ども家庭課】	「4・5歳児発達相談」やペアレントトレーニングを実施し、発達障害の早期発見・早期対応、二次的な適応障害の予防や子育て支援を行います。	4・5歳児発達 相談:年47回	継続し、地域の関係機関等との連携を進め、早期支援の充実に努めます。
発達障害者支 援センター運 営事業 【子ども家庭課】	発達障害児(者)に対する支援の地域拠点として、発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、発達障害児(者)及びその家族の福祉の向上を図ります。	相談・支援件数 2,110件	継続して実施
私立幼稚園発 達障害児等巡 回相談事業 【教育環境整備 推進室】	私立幼稚園に在園する発達障害児等に対する個に応じた指導を支援するため、専門家による巡回相談を行い、園児への指導方法や配慮すべき内容等を教職員に直接指導する機会を持つことにより、障害のある幼児の私立幼稚園での受け入れの促進を図ります。	新規実施 6園 (本事業を実施 した幼稚園数 23園)	全園での本事業 の実施
障害者基幹相 談支援センタ ー事業 【障害施策推進課】	障害がある人やその家族等からの相談に応じ、地域で安心してその人らしい生活をおくれるよう、関係機関と連携しながら支援する機関です。 なお、区域を担当する区障害者基幹相談支援センターと、市全域(広域)を担当する総合相談情報センターがあります。	相談人数 : 4,751人 相談件数 : 24,392件	各区役所1か所 の障害者(児) 関連相談窓口設 置体制を継続し ます。
「あい・ふあ いる」活用推 進事業 【子ども家庭課】	支援をつなぎ広げるためのコミュニケーションツールとして作成した個別支援ファイル『あい・ふあいる』の活用を推進するため、活用セミナーを開催します。	セミナー開催 2回	支援者向けのセ ミナーを開催 するとともに、 「あい・ふあい る」の周知を進 めます。

## 7. 子ども青少年の社会的養護等

在宅以外の社会的養護では、家庭養護（里親・ファミリーホーム）を推進していくとともに、児童養護施設においても、できる限り家庭的な養育環境を整え、ケアの質の向上や権利擁護の充実を図り、児童養護施設退所後のアフターケアの体制整備に努めます。

子どもの虐待防止対策においては、未然予防から早期発見・早期対応、保護・支援、家族再統合に至るさまざまな場面で、関係機関がそれぞれの機能を発揮して相互に協力し対応できるように、ネットワークを強化し、子育て支援の充実を図り、通告先や相談機関の周知を徹底します。また、専門的な支援を必要とする児童に対応するため、研修体制の充実など職員の資質向上に努めます。

学校における不登校・いじめ・非行防止対策では、外部人材や専門機関を積極的に活用しており、外部人材の確保やスキルアップ、学校と外部人材・専門機関の役割分担の明確化により、学校だけでは解決できない課題への取組体制の充実を図ります。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度 末時点)	平成 31 年度 目標事業量等
家庭養護（里親・ファミリーホーム）の推進 【子ども家庭課 ・子ども相談所】	里親支援機関や里親会及び施設の里親支援専門相談員との連携を図りながら、効果的な広報・啓発活動等を実施して、登録里親の増加やファミリーホームの開設促進を図るとともに、里親委託推進に努めます。	里親登録数:26組 里親委託児童数:19人 里親委託率:6.27%	里親登録数:40組 里親委託児童数:38人 里親委託率:10.89%
施設養護の充実 【子ども家庭課 ・子ども相談所】	社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で、安定した人間関係のもとで行われる必要があるため、市内の児童養護施設において、養育の形態を小規模グループケアやグループホームに変えるなど、家庭的な養育環境の整備に努めます。	児童養護施設:4か所(定員 360名) うち、1か所で地域小規模児童養護施設(定員6名)を設置	児童養護施設:4か所(定員 346名) 各施設において、分園型グループケア又は地域小規模児童養護施設を1か所以上設置
専門的ケアの充実及び人材確保・育成 【子ども家庭課】	社会的養護において、虐待を受けた経験のある子どもや障害のある子どもなどが増加しているため、個別的ケアや専門的ケアの充実を図ります。また、社会的養護の質を確保するため、担い手となる人材及びその専門性の確保を図ります。	施設職員・里親の専門性を高めるための研修実施や施設におけるケアの向上と人材育成を担う基幹的職員を養成する。	継続して実施
児童養護施設等退所者等支援 【子ども家庭課】	児童養護施設退所後や里親委託解除後の子どもたちへの自立支援策の充実を図ります。また、児童自立生活援助事業のあり方について検討します。	大阪府・大阪市と合同で、自立生活技術講習会の実施： 延べ参加児童数 1,551人 相談受付：511人	対象児童のアフターケアの充実に努めるとともに、就業環境の確保や必要な支援、職場開拓を含め就職後のフォローアップを行います。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度 末時点)	平成 31 年度 目標事業量等
家族支援及び 地域支援の充実 【子ども家庭課】	虐待を受けた子どもの早期の家庭復帰、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止、または虐待を未然に防ぎ親子分離に至らない段階での親支援の充実を図ります。	家族再統合に向けた取組を、家族、施設、里親、子ども相談所、子育て支援課の協働で進める。	継続して実施
子どもの権利擁護の推進 【子ども家庭課】	児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちが安心・安全に暮らせるよう、関係機関が連携して、子どもの権利擁護の推進を図る。	施設・里親家庭において、子どもが意見表明しやすいよう、意見箱や権利ノートにより効果的な運用を促す。	継続して実施
母子生活支援施設措置等事業 【子ども家庭課】	配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の保護や自立のための生活を支援します。	延べ 456 世帯入所	DV被害者の保護等、母子家庭の保護、自立に向けた支援を実施。
児童自立支援施設整備事業 【児童自立支援施設整備室】	非行や家庭環境などに問題を抱える子どもを入所させ、それぞれの状況に応じた必要な指導を行うことで、その社会的な自立を支援するための施設を整備します。	堺市立児童自立支援施設基本計画(案)を策定	堺市立児童自立支援施設早期開所予定
子ども虐待防止事業 【子ども家庭課】	本市では、子どもを虐待から守る地域ネットワークとして「堺市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。この協議会は、子ども相談所、子育て支援課、保健センター、保育所、幼稚園、学校、病院、警察、児童養護施設、民生委員児童委員・主任児童委員等により構成され、虐待の未然防止から早期発見・対応、保護・支援、家族再統合に至るまでの総合的な虐待防止対策を推進します。また、児童虐待防止推進月間である 11 月を中心に、子どもへの虐待防止に関する啓発を、「女性に対する暴力をなくす運動」と一体的に行うことで、効率・効果的な啓発活動を行っています。	代表者会議：1 回 区代表者会議：各区 1 回 区子ども虐待ケース連絡会：各区 4 回 区要支援ケース連絡会：各区 4 回程度 個別ケースカンファレンス検討数： 全市 552 件	虐待の未然防止から早期発見・対応、保護・支援、家族再統合に至るまで、支援が途切れることがないように、関係機関の連携を強化します。
子ども相談所事業(児童虐待対応関係) 【子ども相談所】	児童虐待に関する相談や通報があれば、速やかに子どもの状況等についての調査を実施し、必要に応じ一時保護や施設入所等の措置を行います。また、家族再統合や家庭復帰に向けた取組も行っています。	身体的虐待相談:304 件 ネグレクト相談:289 件 性的虐待相談:22 件 心理的虐待相談:387 件	継続し、相談体制の充実に努めます。
一時保護所事業 【子ども相談所】	緊急保護、行動観察、短期入所指導などの理由により、一時保護した子ども一人ひとりの状況に応じた適切な援助を確保します。	利用者数: 261 人 利用日数: 5,577 日	適切な援助を継続します。
家庭児童相談事業(再掲)	別掲 66 ページ		
児童家庭支援センター事業(再掲)	別掲 66 ページ		
乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	48 ページ 第 4 章の 3 (4) を参照		

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度 末時点)	平成 31 年度 目標事業量等
子育てアドバイザー派遣事業 (再掲)	50 ページ 第4章の3(5)を参照		
24時間電話相談 【教育センター】	児童生徒や保護者から直接電話による相談を受け、学校生活及び家庭教育を支援するための指導・助言を毎日、24時間体制で行います。	電話相談件数:1,542件	継続して実施
生徒指導アシスタント派遣事業 【生徒指導課】	校長の指揮監督のもと、生徒指導アシスタントが生徒指導に関する補助、関係機関・地域との連携補助、学校行事への支援などを行います。	生徒指導アシスタント派遣回数:12,286回	継続して実施し、活用状況を見ながら配置増を検討していきます。
SAT緊急対応事業 スクールサポートチーム派遣事業 【生徒指導課】	学校だけで解決できない生徒指導上の緊急課題を抱える学校の要請でSATケース会議を開き、指導助言を行います。また、必要に応じて関係機関と連携します。さらに学習支援・家庭支援・教員補助が必要である場合には学生、地域ボランティア(SATスタッフ)を派遣します。 学校の荒れにつながる喫緊の課題等に対して早期解決を図るため、指導主事、学校危機管理アドバイザー、生徒指導サポートスタッフをチームとして派遣し、学校と連携して、緊急・集中的な支援を行います。また、学校だけでは解決できない緊急課題を抱える学校の要請に対し、SAT(スクールアシストチーム)ケース会議を開催し、指導助言を行います。(平成23年度からSAT緊急対応事業を再構築)	生徒指導サポートスタッフ派遣実績:小学校14校、中学校8校 1,272回	関係機関との連携を強化しながら、非行等の生徒指導上の課題に対し、有効的な事業を展開していきます。
スクールカウンセラー配置事業(再掲)	別掲61ページ		
スクールソーシャルワーカー活用事業 【生徒指導課】	教育分野、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、不登校や問題行動等に対し、学校とともに子どもの置かれた環境に働きかけたり、子ども相談所などの関係機関とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて、課題の解決を図ります。平成25年度から、8人のスクールソーシャルワーカーを配置しています。	配置校数:小学校5校、中学校1校 配置校以外の学校には必要に応じて派遣する。	継続して実施し、活用状況を見ながら配置増を検討していきます。

## 8. 子ども青少年の心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

子ども青少年の好奇心や社会性、思いやりの心を育み、可能性を広げるため、子どもたちのニーズに合った豊富な体験活動を提供します。

高度情報社会における教育力を向上するため、情報教育担当者の研修や通信設備の整備を進めます。また、子ども青少年がインターネットを通じて情報を得る機会が増えていくことを受け、学校において情報モラル授業を継続して実施するほか、保護者や地域への啓発も行います。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
堺自然ふれあいの森 【公園緑地整備課】	自然について関心・興味を持ち、理解を深められるよう、来園者に対し、自然環境学習として、クラフト等の製作や生き物の観察といった各種プログラムを実施します。指定管理者制度を導入し、市民協働により里山保全を行います。	イベント参加人数 4,648 人 団体利用数 119 団体、 7,678 人	継続して実施
ソフィア・堺プラネタリウム 【教育センター】	一般投映の他、土・日曜日および学校の長期休業日を除く平日に、予約制で団体投映を実施しています。また、天体観測会や天文に関する講演会、星空コンサートなども開催しています。平成 19 年度から、指定管理者制度を導入しています。 ※平成 23 年度からは、幼児からシニア層まで幅広い年齢層へのニーズに応えるため、番組充実を図る。	プラネタリウム観賞人数 39,508 人 天体観測会参加人数 1,946 人 講演会参加人数:656 人	プラネタリウム観賞人数 40,000 人 天体観測会参加人数 2,000 人 講演会参加人数:1,000 人
科学技術や自然環境に対する意識の高揚 【教育センター】	児童・生徒・市民の科学技術や自然環境に対する意識を高めるため、科学に関する講座・講習会等を開催します。 ・子どもたちの理科・科学に対する興味関心を小中高と校種を超えて持続・発展させるため「堺サイエンスクラブ」の活動を行います。 ・「堺で科学サカイエンス」を堺サイエンスクラブの研究発表の場としても活用します。	科学に関する講座数:30 講座 堺サイエンスクラブ創設:活動回数 23 回 科学に関する講座参加人数:2,636 人	事業の再構築
堺市東吉野キャンプ場の管理運営 【子ども育成課】	友好都市である東吉野村内ふるさと村においてサマーシーズン中にキャンプサイトを設置します。 ※東吉野村との協定により東吉野村が運営。	団体利用状況:7 団体/(延)748 人 家族利用状況 :52 家族/(延)659 人	団体利用状況 :15 団体/(延)1,000 人 家族利用状況 :60 家族/(延)800 人
日高少年自然の家管理運営 【子ども育成課】	学校、こども会、ボーイスカウト、スポーツ関係等の青少年団体が集団で宿泊生活を行いながら、カヌー、カヤック、磯観察、野外炊さん、レクリエーション等の野外活動ができる場を提供します。	市内小・中学校利用校数:66 校 全体利用者数:18,065 人	市内小・中学校利用校数:93 校 全体利用者数:21,500 人



事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
ジュニアスポーツ教室 【人権推進課】	人権ふれあいセンターにおいて、バドミントン・テニス・サッカー教室を年間前・後期の 2 期に分け実施します。また、夏季休業中に短期教室を実施します。平成 27 年度から指定管理者制度を導入します。	バドミントン・テニス(ショートテニス)・サッカー(フットサル)教室参加人数 1,177 人 短期教室参加人数:175 人	継続して実施
部活動推進事業 【生徒指導課】	部活動の振興を目的として、中学校の部活動に各種目専門の外部技術指導者を派遣します。また、種目別拠点校を設置し、自校に希望クラブがない生徒の部活動の機会を保障します。さらに保護者負担を軽減するため、全国大会・地方大会出場生徒への交通費全額補助及び参加奨励金等を支給し、入部率等に基づき部活動推進用具整備を支援します。	派遣人数 / 回数 :340 人 / 13,882 回 入部率:80% 出場内容:全国大会 98 人、近畿大会 161 人	継続して実施
青少年センター及び青少年の家青少年健全育成事業 【子ども育成課】	英会話、ヒップホップ、サッカー、陶芸、キッズチアリーディング、茶道、プレスクール、ストレッチバレエ、キッズダンス、野外料理、クラフト、キッズヒップホップ、ビーズ、リトミック、書道等の講座を実施します。	青少年センター利用者数 : 68,964 人 青少年の家利用者数:109,536 人	青少年センター利用者数 : 83,000 人 青少年の家利用者数: 135,000 人
青少年交流事業 【人権推進課】	人権ふれあいセンターにおいて、文化、スポーツ等各種講座を開催します。 <青少年交流講座> ・水曜講座(スポーツ系、ダンス系、文化系) ・ジュニアスポーツ広場 ・サタデーキッズ(「作って、遊ぼう!」、「来て、見て、楽しもう!」)等 平成 27 年度から指定管理者制度を導入します。	青少年の交流講座数 / 参加人数 :66 回 / (延)1,851 人 サタデーキッズ開催回数 / 参加人数 :18 回 / (延)636 人	継続して実施
こども館活動 【美原こども館】	児童文化教室(毛筆・硬筆・茶道)、遊びの会(手作り・映画会・オセロ他)、スポーツ・レクリエーション(卓球・バドミントン・なわとび・ミニ運動会)、世代間交流(夏のつどい・もちつき大会・わくわくカーニバル)を実施します。	参加人数 : 22,172 人	参加人数 : 26,000 人
子ども読書活動の推進 【中央図書館】	「堺市子ども読書活動推進計画」に基づき子どもや子どもに関わる大人が本や図書館に親しみ、計画について認識・理解してもらえるような事業を実施します。 乳幼児期から本に親しめる環境醸成のため「堺乳幼児サービス」を実施します。	堺市図書館まつり参加人数(延):990 人 おはなし会・おはなし大会・読み聞かせ会・乳幼児向けおはなし会参加人数(延):12,935 人 0 歳児向けブックリスト配布数:6,963 部 3 歳児向けブックリスト配布数:7,824 部 ボランティア養成講座・ステップアップ講座参加人数:308 人 保護者向け講座・読書活動推進講座参加人数:526 人	地域で活動するボランティアを養成するとともに、活動中のボランティアのスキルアップを支援し、連携を密にします。また、より効果的な方法や内容を検討しつつ、継続して実施します。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
		さかい☆HUG はぐメール 「子ども読書や読み聞かせなどに関する情報」2,578 人が登録 「こんな絵本はいかが？」(年代別絵本の紹介)26 点紹介 行事案内等 139 件	
親子でチャレンジアート in ひがし 【東区役所企画総務課】	文化活動を通じて親子のふれあいを深めることを目的に、日本画、洋画、工芸、書道の 4 教室でワークショップを開催します。 ※一部教室内容が変更されております。	参加者数 絵画教室 7 組 陶芸教室 17 組 書道教室 15 組 工作教室 6 組	参加者数 絵画教室 15 組 陶芸教室 15 組 書道教室 15 組
堺・スタンダード茶の湯体験 【学校企画課】	小中 9 年間で学校の実態に合わせ、独自性を生かした実施方法などを工夫し、地域人材や堺市外部人材システム等を活用し、茶の湯の体験活動を行います。	茶の湯体験実施校 小学校 93 校 中学校 32 校	茶の湯体験を全校で実施
堺ウェリントン青少年交流事業 【国際課・学校企画課】	派遣の場合:堺の生徒にウェリントン市内の学校へ通う生徒宅にてホームステイ体験をしてもらい、また学校に体験入学、英語学習、野外活動を実施します。受入の場合:堺市内の中学校にてウェリントン市からの交流参加者を受け入れ、各家庭にてホームステイを行います。	本市中学生 16 名をウェリントン市に派遣 (7/27~8/10)	毎年度約 20 人×期間中の毎年度の受け入れまたは、派遣 (ただし、インフルエンザや国際情勢の悪化などの影響で事業が実施できない年度を除く)
体験学習会 【博物館学芸課】	堺市博物館における展示のメインテーマである「堺の歴史と文化」について、子どもたちの興味・関心をよびさまし、楽しみながら、また、家族がふれあいながら、主体的に学習する機会を設定するために、体験学習会を開催します。	開催回数 15 回 ／参加人数: 610 人	開催回数 15 回 ／参加人数: 600 人
キャリア教育推進事業 【学校企画課】	児童生徒が働くことの意義や将来に向けて学ぶことの大切さについて考え、自己の生き方を見つめ、職業観・勤労観を養うことを目的とし、産業界やスポーツ界など各方面の専門家(エキスパート)による講義や体験活動を行います。また、スポーツ、文化、芸術などで活躍する堺ゆかりの著名人が、堺の先輩として学校で、「夢をもつことの大切さ」を子どもたちに伝え、主体的に生き方を考え行動する能力を育成するとともに、堺への愛着や誇りをもつことを目的とする堺ゆめ授業を実施する。	出前授業・体験的な指導のためのエキスパートの派遣回数(延): 96 回	効果的な派遣方法等を検討し、継続して実施
ちびっこ老人憩いの広場の整備事業 【子ども育成課】	幼児に適切な遊び場を与えて事故等の危険から守り、また、高齢者のための憩いの場として、安全な環境を整えるため、遊具等修繕の助成も行います。	設置数:73 か所	現状維持

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
阪田名人杯将棋大会 【文化課】	堺出身の偉大な先人、阪田名人を顕彰するとともに、日本の伝統文化「将棋」の普及を通じ、本市の地域文化の振興を図ることを目的に将棋大会を開催します。	開催回数:1 回 応募者数:小中学生を含む 666 名	継続して実施
堺・スクールサポーター活用事業の推進 【学校企画課】	専門的知識をもった地域の人材を「外部人材システム」に登録し、ゲストティーチャーとして学校園へ派遣することにより、学校教育の活性化を図る事業です。学校のカリキュラムに応じた効果的な活用が可能です。	アシスタント、特別支援教育サポーターの派遣回数 13,677 回	スクールサポーター派遣回数 の拡充
交響楽団芸術鑑賞事業 【教務課】	市立小学校児童を対象に、プロの交響楽団による演奏会を市内の文化施設を活用して実施します。	市内 5 会場で実施し、84 校の児童約 7,000 人が参加	継続して実施
堺エコロジー大学一般講座 【環境共生課】	市民等の環境学習への関心や環境意識の向上を図るため、平成 22 年 10 月に堺エコロジー大学を開校し、一般講座として、自然・エネルギー・リサイクル等さまざまなテーマで講座を実施しています。	一般講座 138 講座実施 (内、青少年対象 26 講座)	年間 100 講座実施(大人のみを対象とした講座も含む)
熊野本宮子どもエコツアー 【環境共生課】	関西大学人間健康学部(堺キャンパス)と連携し、かつて本市と友好都市提携していた和歌山県田辺市本宮地区をフィールドに、学生×市民(子ども)×地域住民が交流する新しいスタイルの自然体験学習を実施します。なお予算については関西大学の地域連携協力資金を活用します。	8/29(木)～9/1(日) 3泊4日で実施 39人参加	3泊4日程度で実施
トップレベルチームとの連携事業 【スポーツ推進課】	堺ブレイザーズやセレッソ大阪・セレッソ大阪堺レディースなどのトップレベルチームと連携し、スポーツの指導や試合観戦などのスポーツに親しむ機会を提供します。	堺市優待観戦企画:3回 【セレッソ大阪 2回、オリックス 1回】	年間5回
競技スポーツ大会出場奨励金事業 【スポーツ推進課】	スポーツの全国大会に出場する堺市民に対し、出場奨励金を交付することにより、スポーツの普及及び推進を図ります。	未成年に対する交付件数:103件	150件
西区こども芸術鑑賞会 【西区役所企画総務課】	西区の子どもたちに優れた芸術文化に触れる機会を設けることにより、西区まちづくりビジョンのまちづくりテーマに掲げる「子どもの主体性と豊かな想像力、生きる力を育てる」ことに寄与することを目的として、区内在住・在学の小学生以下の子どもとその保護者を対象に、芸術鑑賞会に無料招待する。	参加人数:890人 (小学生以下の子どもとその保護者)	参加人数:500人 (小学生以下の子どもとその保護者)
教育IT化推進事業 【教育センター】	各教科でインターネットやコンピュータを活用する授業や児童生徒の情報活用能力を育成する授業を行うための力量を高めるために、教育用ソフト活用研修、情報モラル研修、ホームページ作成研修、情報教育担当者研修等の研修を行います。	1,056人	研修受講者数(延):2,000人

事業名	事業概要	現状 (平成25年度末 時点)	平成31年度 目標事業量等
教育情報ネットワークの整備 【教育センター】	児童・生徒の確かな学力、教職員研修の充実、行政システムの高度化のため、IDC(インターネット・データ・センター)にサーバー類を設置するとともに、リモート装置を教育センターにおいて、各学校間をイントラネットで結び、あわせて校内LANを整備します。	校務用端末整備状況・・・100% 教育用端末整備状況(児童・生徒に対する整備台数)・・・7.6人/台	継続して実施
小中一貫教育・学力向上推進事業 【学校企画課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫学力向上推進リーダーを全43中学校区に配置します。</li> <li>・小中一貫義務教育9年間のキャリア教育の視点による「子ども堺学」等モデルカリキュラムを作成します。</li> <li>・堺市独自の学力等状況調査「堺市『子どもがのびる』学びの診断」を、市立小学校3年から中学校3年の全児童生徒を対象に毎年実施します。</li> <li>・中学校に国語・数学の研究校を1校ずつ指定し、学力向上の取組や研究成果を全市に発信します。</li> </ul>	全43中学校区に小中一貫教育推進リーダーを配置。 「堺市『子どもがのびる』学びの診断」を実施	全43中学校区に小中一貫教育推進リーダーを配置 「堺市『子どもがのびる』学びの診断」を実施
家庭教育支援事業 (再掲)	別掲69ページ		
体力向上推進事業 【生徒指導課】	子どもの体力向上を図るため、学校で作成する体力向上プランに基づく取組や、学校・家庭・地域の連携による体力向上の取組を推進する。	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の全国平均を100とした場合の堺市平均との比較値 平成25年度 小5 96.4 中2 92.0	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の全国平均を100とした場合の堺市平均との比較値 100以上
堺マイスタディ事業 【教務課】	放課後や長期休業中などを活用し、児童生徒の学びの状況に応じたきめ細かな指導を通して、一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図ります。 小学校では、3～6年生を対象に国語・算数で、中学校では、全学年を対象に国語・数学・英語を基本として実施します。	全小中学校：136校	継続して実施し、効果検証等行いながら検討していきます。
学習と居場所づくり支援事業 【生活援護管理課】  ※平成27年度新規事業	家庭の経済的な事情等にかかわらず学習できる環境や居場所をつくることを目的として、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の高校生等を対象とした無料の学習教室を開催します。子どもたちが、進路選択の幅を広げ、将来自立した生活を送れるように、一人ひとりに応じた家庭教育を補うための学習支援を実施します。	生活保護受給世帯の高校在学年齢の子どもに対し、高校等の中退防止を目的として、「堺市キャリア・ナビ事業」を実施。相談支援、学習支援、社会体験支援を組み合わせ、高校等定着支援を行っています。	より効果的な事業となるよう事業内容等の充実を図り、継続して実施します。
ネットいじめ防止プログラム実施事業 【生徒指導課】	市立中学校1年全員を対象に、IT分野の専門家と教員の協働によるネットいじめ防止のための授業をクラスごとに実施し、生徒の情報モラルの向上を図ります。また、ネットいじめ防止プログラムのホームページを立ち上げ、保護者・地域への啓発を行います。	市立中学校1年生全(203)クラス、7,915名を対象に実施	継続して実施し、状況を確認しながら内容や拡充等について検討していきます。

## 9. 子ども青少年の社会参画への芽生えのための支援

子ども青少年の勤労観・職業観を育成するため、専門家による講義や体験活動を行うとともに、国際化が進む中で子ども青少年が世界にふれる機会を積極的に提供し、価値観が多様化する中で自分と他人を尊ぶことの大切さを教育するため、引き続き国際的視野や人権感覚の育成に取り組みます。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
鋳物づくり体験講座 【みはら歴史博物館】	テーマのひとつである「河内鋳物師」についての理解を深めてもらい、郷土史の認知を図るため、簡単な鋳造体験講座を実施します。 鋳物づくり体験講座は、回数を増やし、季節に合わせたテーマの作品作りに変更しました。また、あらたにミュージアムクイズを企画し、展示内容をじっくり見ていただき記憶に残る工夫をしました。他に鋳物づくりだけではなく、絵手紙体験等を実施しました。	・体験講座「絵手紙」2回 27名、鋳物づくり体験講座「ステンド風ランプカバー」2回 32名、鋳物づくり体験講座「オリジナル作品」1回 14名、鋳物づくり体験講座「クリスマスツリーのオーナメント」1回 4名、ミュージアムクイズ 1回 52名、鋳物づくり体験講座「おひなさま」1回 5名、ホール自主事業「夏休みの工作」1回 10人 合計 9回 144名	継続して実施
キャリア教育推進事業 (再掲)	別掲 79 ページ		
南区区民まちづくり会議 交流班提案「地域間交流」事業 【南区役所企画総務課】	「小学生を対象に」農業体験(田植え・収穫)を通して、旧村地域とニュータウン地域の交流及び世代間の交流を図ります。	参加人数 236名 大人 110人 子ども 126人	継続して実施
東区子どものまちづくり体験事業 【東区役所企画総務課】	子どもたちが協力して「仕事をする市民」になり、自分たちだけのまちを作ります。子どもは「ミニひがし市民」となって自分の好きな仕事をし、ミニひがしの通貨を稼ぎます。 仕事を続ける中で、まちにどのような仕事が必要か、自分たちの仕事がどのように役に立つかを、体験を通じて考えて学ぶことを目的としています。	参加人数 子ども 124人 ボランティア 47人	継続して実施
みなみ交流 E・K・I・D・E・N 【南区役所企画総務課】	南区の新たな地域コミュニティの創造を推進し、「自然とふれあい人と人とのつながりを大切にするまちづくり」に向けて、区民の相互理解・交流を図るため、地域からの大会スタッフのもと駅伝を実施します。	校区対抗により、19校区中 17校区(小学 5 年生以上の男女でチーム)の参加	全 19 校区(自治会)の参加

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
英語教育推進事業(小学校) 【学校企画課】	英語によるコミュニケーション能力の素地を養う外国語活動を実施するため、ネイティブスピーカーを小学校に派遣します。 小学校 5・6 年の配置を年間 10 時間から 12 時間にします。	全小学校にネイティブスピーカー配置 12 時間	国の動向を踏まえ、より充実する方向で検討します。
英語教育推進事業(中学校・高等学校) 【学校企画課】	ネイティブスピーカーを派遣し、英語担当教員と T・T(ティーム・ティーチング)による授業を行います。	全中学校に 2 学期間配置 高等学校:通年配置 1 人	国の動向を踏まえ、より充実する方向で検討します。
堺ウェリントン青少年交流事業(再掲)	別掲 79 ページ		
人権学習の推進 【人権教育課】	人権や人権問題について理解を深め、全ての人の人権が尊重されるよう、本市立学校園の P T A 会員などを対象に、人権に関する講座の開催や啓発冊子の発行などを行います。	人権啓発冊子の作成、PTA 人権研修会の開催、人権教育連続講座の開催	継続して実施
青年人権活動推進事業補助 【人権推進課】	インターコース堺(IYS)への事業補助を行い、人権啓発事業、交流事業(国際交流・国内交流)、社会貢献事業を展開します。また、交流事業(国際交流)の経験をより多くの市民に伝えるための各事業を推進し参画します。	国際交流事業海外派遣人数:12 人 国内交流(啓発パネル展示等)来場者数:1,050 人 海外派遣報告集会等参加者数:801 人 出前講座参加者数:1,029 人	国際交流事業海外派遣人数:12 人 国内交流(啓発パネル展示等)来場者数:1,000 人 海外派遣報告集会等参加者数:1,000 人 出前講座参加者数:1,000 人
明るい選挙啓発ポスター・書道コンクール 【選挙管理委員会事務局】	市内小・中・高校・特別支援学校の児童・生徒から、明るい選挙、政治、くらしをイメージするポスター・書道作品を募集し、優秀作品を「明るい選挙啓発ポスター・書道展」で展示します。	ポスター応募数/優秀作品:709 件/57 件 書道応募数/優秀作品:618 件/40 件	ポスター応募数/優秀作品:950 件/80 件 書道応募数/優秀作品:830 件/56 件

## 10. 子ども青少年の安全の確保

子ども青少年を犯罪から守り、地域の防犯意識の高揚や地域コミュニティの活性化を進めるため、学校と家庭・地域・関係機関の連携による見守りを実施するなど、地域ぐるみで子ども青少年の安全を守ります。

そのほか、子ども青少年の日常生活における安全を確保するため、保育所の耐震化を進めるほか、交通安全教育の推進にも取り組みます。

また、子どもの安全を大人が守るだけでなく、子どもが自分の身を自分で守ることができるよう、不審者や危機的状況への対応力を育成する実践的なプログラム等を実施します。問題発生時の対応体制としては、学校では解決できない課題に適切に対応できるよう、警察等の関係機関と連携を図ります。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
「こども 110 番」運動の推進 【子ども育成課】	子どもが不審者に追いかけられたりした場合に、すぐに助けを求められることができる避難場所を確保する事業です。自治会等を通して、子どもがよく通る道や通学路沿いにある住宅・商店等に小旗を配付し、子どもたちの避難場所とします。また、市公用車に 110 番ステッカーを貼付し走行します。	こども 110 番の家協力件数: 9,276 件 こども 110 番のくるま台数: 634 台	こども 110 番の家協力件数: 12,000 件 こども 110 番のくるま台数: 現状維持
子どもを守る地域ぐるみの取り組みの推進 【教委総務課・学校総務課・生徒指導課・施設課】	学校と家庭・地域・関係機関の連携により、地域ぐるみで子どもの安全を守ります。小学校区ごとに組織された「子どもの安全見まもり隊」による登下校時の子どもの見守り活動を実施し、子どもの安全を確保します。また、全ての小学校と支援学校(本校)の児童の登校日に、地域の団体やシルバー人材センターによる「学校安全管理員」を配置しています。	「子どもの安全見まもり隊(生徒指導課)」組織率 100% 「学校安全管理員(教委総務課・学校総務課・施設課)」全小学校・支援学校に配置	子どもの安全見まもり隊の組織率 100% 学校安全管理員の継続配置
地域安全推進事業 【市民協働課】	地域の自主防犯活動に対する支援策として、自主防犯パトロール登録団体に対して、パトロール用品の支給や青色防犯パトロール車両の譲渡、青色防犯パトロール活動費補助を実施します。また、地域が行う街頭防犯カメラの設置に対する補助制度を実施します。	自主防犯パトロール登録団体数:179 団体 青色防犯パトロール車両譲渡数:38 台 防犯カメラ設置補助台数:309 台	自主防犯パトロール登録団体数:190 団体 青色防犯パトロール車両譲渡数:50 台 防犯カメラ設置補助台数:800 台
堺市安全安心メール 【教育センター】	学校などから連絡のあった不審者情報等の子どもの安全に関する情報を「堺市安全安心メールシステム」を使用して登録者に配信します。	登録者数: 21,340 件 (情報配信数:65 件)	登録者数: 22,000 件
保育所の耐震化事業 【幼保運営課】	保育所は、乳児や障害児などの避難困難者を含む就学前児童の生活の場であることから、児童の安全・安心な環境を確保するため、耐震化工事を推進します。	平成 26 年 4 月耐震化率:92.3%	耐震化事業については平成 27 年度 100%完了をめざします。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
幼児・児童に対する交通安全教育の推進 【自転車企画推進課】	保育所、幼稚園、小学校で模擬道路を設置しての実技指導、警察官のお話、ビデオ上映などによる交通安全教室を実施します。	実施回数 保育所 113 回 幼稚園 40 回 小学校 91 回 特別支援学校 3 回 計 247 回	実施回数 保育所 98 回 幼稚園 62 回 小学校 96 回 特別支援学校 5 回 計 261 回
学校安全指導員派遣事業 【生徒指導課】	警察OBである学校安全指導員が、サスマタや警杖の使用法などを含む教職員対象講習、幼児児童生徒を含む不審者対応避難訓練等の不審者侵入時の対応訓練、学校への巡回指導等を実施します。	教職員対象講習会の実施：幼稚園 10 園、小学校 86 校、中学校 7 校、支援学校 3 校 避難訓練の実施：幼稚園 10 園、小学校 82 校、中学校 6 校、支援学校 2 校 不審者対応訓練または巡回指導の実施率 88%	学校安全指導員による不審者対応訓練または巡回指導を継続実施
SAFE プログラム 【生徒指導課】	現代社会で子どもたちが直面する可能性のある 13 の危機的状況を具体的に示したイラストボードを使って、子どもと教員が対話型で学習を進める教育プログラムを実施します。	小学校低学年担当教員を対象とした研修会の実施：5 回、143 人	継続して実施
いじめ・暴力防止CAPプログラム事業 【生徒指導課】	危機的状況を自分で切り抜けるための知識や方法を学び、たくましく生き抜いていくための力を養う体験型プログラムを実施します。	実施学級数：幼稚園 19 学級、小学校 102 学級、中学校 42 学級、適応指導教室 1 学級、支援学校 2 学級	継続して実施
スクールサポートチーム派遣事業（再掲）	別掲 76 ページ		
青少年社会環境実態調査（大阪府委託事業） 【子ども育成課】	府下全域で青少年指導員が図書类等自動販売・貸付機及び、書店、コンビニ、ビデオ(レンタル)ショップ、ゲームソフト店、カラオケボックス、ボウリング場、ゲームセンター、マンガ喫茶などの営業状況等を調査します。	各種調査の実施	各種調査の実施
教育IT化推進事業（再掲）	別掲 80 ページ		



## 11. ひとり親家庭への自立支援

ひとり親が、悩みや不安を専門家や親同士で相談できるよう、相談体制の充実やひとり親家庭同士のつながりづくりの充実に取り組みます。ひとり親の子育てと仕事や社会活動の両立支援に当たっては、保育サービスの優先的な利用や家事援助を継続して実施します。また、母子生活支援施設入所による母子保護を実施し、母子家庭の母の自立に向けた支援を行います。

母子家庭等の就労自立を促進するため、相談から就労までの一貫した就労支援、常勤職への移行や就労条件の改善につながる技能習得等に対する経済的支援の充実、雇用環境に対する啓発の充実に取り組みます。また、母子家庭等の経済的安定を図るため、養育費取得の支援や経済的支援に関する事業の周知や適切な運営を進める中で事業の定着を図ります。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度末 時点)	平成 31 年度 目標事業量等
母子家庭等に対する相談体制の充実 【子ども家庭課】	各区役所子育て支援課において、母子・父子自立支援員を中心に母子家庭等の生活や子どもの養育、母子父子寡婦福祉資金の貸付及び就労・就業、自立の相談支援を行います。	各区役所子育て支援課に母子・父子自立支援員を配置	母子家庭等就業・自立支援センターと連携を強化します。
ひとり親家庭交流事業（堺ふおーらむ広場） 【子ども家庭課】	ひとり親家庭が定期的に集い相談しあう場を設け、交流や情報交換を行い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図る事業です。実施に関しては、一般財団法人に委託し、日曜日の午後で開催しています。	年間開催数:12回	年間開催数:12回
保育所等への優先利用調整の推進 【幼保推進課】	ひとり親家庭の就業や求職活動を支援するため、保育所等への利用調整に当たり、優先的な取扱いを実施します。	入所児童数 母子家庭児童: 2,473人 父子家庭児童: 138人	ひとり親家庭児童の優先入所を推進していきます。
のびのびルームの優先的利用の推進 【放課後子ども支援課】	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の放課後における健全な育成と子育て支援を図るため、適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童対策事業を実施します。	可能な限り受け入れ	可能な限り受け入れ
母子生活支援施設措置等事業（再掲）	別掲 75 ページ		
母子家庭等日常生活支援事業 【子ども家庭課】	母子家庭等を対象に、一時的に家事等が困難となったときに家庭支援員を利用者宅に派遣し、掃除、洗濯、買い物等の家事を援助しています。	派遣延べ回数:74回 実施事業所数:3か所	派遣回数増加と実施事業所の拡大を図ります。
病児・病後児保育事業（再掲）	52 ページ 第4章の3(9)を参照		
夜間保育（再掲）	別掲 67 ページ		
休日保育（再掲）	別掲 67 ページ		

事業名	事業概要	現状 (平成25年度末 時点)	平成31年度 目標事業量等
ファミリー・サポート・センター事業 (再掲)	50 ページ 第4章の3(6)を参照		
子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業)(再掲)	51 ページ 第4章の3(7)を参照		
子育て短期支援事業(夜間養護等事業)(再掲)	51 ページ 第4章の3(7)を参照		
母子家庭等就業・自立支援センター事業 【子ども家庭課】	ひとり親家庭の母及び父、寡婦の就業をより効果的に促進させるため、就労相談から技能習得、職業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスの提供や地域生活の支援や養育費の取り決め等、専門的な法律相談などを実施します。	設置数:1 か所	求人情報の開拓と登録を推進し、ハローワークと連携を強化していきます。
自立支援給付金事業 【子ども家庭課】	・高等職業訓練促進給付金事業:ひとり親家庭の母及び父が資格を取得するために養成機関に在籍期間中、一定期間給付金を支給します。H25 年度から父子拡大。H26 年度名称変更。 ・自立支援教育訓練給付金事業:ひとり親家庭の母及び父の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母及び父に給付金を支給します。H25 年度から父子拡大。	高等技能訓練促進費支給件数:80 件 入学支援修了一時金件数:38 件 教育訓練給付金支給件数:13 件	主体的な取組の拡充と取得した資格を就職に結びつけるための、更なる支援を検討します。
母子父子寡婦福祉資金の貸付事業 【子ども家庭課】	母子家庭等に対し、経済的支援を行い、自立を推進するために、子育てに必要な修学資金や、技能習得期間中の生活資金、起業を支援する事業資金など目的に応じて12種類の資金を貸付けます。	貸付件数:491 件	貸付金の活用周知と適正な償還指導を行い、償還率向上を推進します。
母子父子自立支援プログラム策定事業 【子ども家庭課】	児童扶養手当受給者を対象に、福祉施策とハローワーク就労支援事業の活用を図りながら、就労支援を実施します。	策定件数:38 件	きめ細かな策定の推進を図ります。
養育費に関する相談・啓発・情報提供事業 【子ども家庭課】	養育費の取り決め等、弁護士等による専門的な法律相談などを実施するとともに、児童扶養手当窓口やその他相談窓口で養育費取得手続きの啓発、母子父子自立支援員及び母子家庭等就業・自立支援センターにおいて養育費に関する情報提供を行います。	相談件数:98 件	養育費相談支援センターとも連携し推進します。
児童扶養手当 【子ども家庭課】	経済的支援を行うため、ひとり親家庭(父又は母が一定の障害の状態にある場合も含む)の父又は母、または父母以外の方がその児童を養育する場合、その人に対して支給します。	受給者:9,753 人	制度の周知を図ります。

## 12. 子ども青少年への育成支援

スポーツ・文化活動、地域清掃・美化活動等の子ども青少年の健全育成活動においては、周知活動や人材育成等を通じて事業を促進し、子ども青少年の交流機会の確保、学校園・家庭・地域の連携強化、健全育成に携わる人材の確保を図ります。

若者の職業的自立に向けては、実践的な就職活動の支援を行い、ひきこもり等困難を抱える子ども青少年及びその保護者に対する相談支援などの充実にも努めていきます。

事業名	事業概要	現状 (平成 25 年度 末時点)	平成 31 年度 目標事業量等
堺市こども会 育成協議会事業 【地域教育振興課】	スポーツ活動、文化活動などの子ども交流事業を実施し、友好都市や市内全域の子どもたちの交流の場を提供することに加え、指導者・育成者に対しては各研修会を実施し、啓発や育成を図るなど、子どもの健全育成の支援を行います。	こども会加入率 (対:府加入率)指 数 1.28 校区連合こども 会校区数:87 校 区	こども会加入率 (対:府加入率)指 数:1.43 校区連合こども 会校区数:93 校 区
堺元気づけ子づ くり推進事業 【子ども育成課・ 生徒指導課】	地域清掃・美化活動、オリエンテーリング、音楽会など、中学校を単位とした青少年健全育成組織が運営する事業に補助金を支出するものです。学校園・家庭・地域が協働した青少年健全育成への取組を推進することにより、地域教育力を活性化させ、子どもに「生きる力」と「豊かな心」を育みます。	補助金交付中学 校区青少年健全 育成組織数:43	補助金交付中学 校区青少年健全 育成組織数:43
青少年指導員 地域活動支援 事業 【子ども育成課】	青少年指導員は、健全育成事業・啓発活動・青少年団体の育成・指導者の養成・環境浄化等の活動を行う、有志のボランティアです。各小学校区青少年指導員会及びその校区幹事により組織する堺市青少年指導員連絡協議会の活動について補助・支援・助言を行います。	青少年指導員 数:1,402 名 補助金交付校区 数:92 校区	青少年指導員 数:1,500 名 補助金交付校区 数:93 校区
堺市スポーツ 少年団 【スポーツ推進課】	スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に資するため、堺市スポーツ少年団事業を支援し、各登録団の育成を図ります。	登録団体数： 157 団	登録団体数： 160 団
殿馬場中学夜 間学級 【学務課】	義務教育の年齢をこえている方で義務教育を修了していない方を対象に、中学校教育を行うことを目的として、昭和 47 年から堺市立殿馬場中学校に夜間学級を設置しています。	殿馬場中学校に 夜間学級を設置	継続して実施
さかい JOB ス テーション事業 【雇用推進課】	39 歳以下の若年者、年長フリーターなどの不安定就労者を対象に、専門のカウンセラーによるキャリアカウンセリングや就職支援セミナーなどを実施し、実践的な就職活動の支援を行います。また、南区に「JOBステーション南サテライト」を設置しています。その他、合同企業面接会など、ハローワークさかいとの連携による事業を実施します。平成 25 年 4 月より、さかい JOB ステーション内に「堺ハローワークコーナー」を設置し、職業紹介や求人票の受け付けなど、機能を拡充しました。	若年者等利用者 数:11,841 人 就 職 決 定 者 数:1,464 人 ※就職決定者数 は、「さかい JOB ステ ーション事業」の うち、70 ペ ージの「女性 の再就職支 援事業」と の重複分(127 人)を含む。	就職決定者数： 1,300 人以上

事業名	事業概要	現状 (平成25年度 末時点)	平成31年度 目標事業量等
就職支援プログラム事業 【雇用推進課】	学生等に対する職業意識の醸成と雇用のミスマッチ解消を目的とし、堺・南大阪地域インターンシップ推進協議会を通じ、インターンシップ事業や地元企業による大学での出前講座、職場見学バスツアー等のキャリア教育支援事業を実施します。	インターンシップ参加学生数：203人	インターンシップ参加学生数：年200人以上
こころの健康づくり推進事業（再掲）	別掲61ページ		
こころの健康センター地域支援事業 【こころの健康センター】	市民に対して精神保健及び精神障害者の相談・指導(複雑又は困難なもの)、市内関係機関に対して技術支援を実施している。その中で、下記の特定相談を実施している。 15歳以上の自宅以外での生活の場が失われているひきこもり状態にある本人、家族、関係者を対象に、相談支援を実施している。	専門職による相談実人数 295人 グループワーク活動 80回 家族教室 3回 家族交流会 6回 市民講演会 2回 ひきこもりに関する研修 2回	新規相談事例の増加に対応できる体制の整備と継続相談事例の効果的な支援のためにスタッフのスキルアップと関係機関との連携を推進していきます。
家庭児童相談事業（再掲）	別掲66ページ		
子ども相談所事業（再掲）	別掲75ページ		
児童家庭支援センター事業（再掲）	別掲66ページ		
教育相談事業（再掲）	別掲66ページ		
7月非行防止月間推進事業 【子ども育成課】	7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(内閣府)及び「暴走族追放・少年非行防止強調月間」(大阪府)に合わせ堺大魚夜市などにおいて、啓発に努め、青少年の規範意識の醸成と社会環境の浄化を図ります。	青少年指導員参加者数:148名 配布物品数:2,500個	青少年指導員参加者数:200名 配布物品数 3,000個
ユースサポートセンター運営事業（子ども・若者総合相談センター） 【子ども家庭課】	ひきこもり、不登校、ニート、非行など社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者及びその家族への総合的な相談支援窓口として、相談者に応じた支援機関の紹介等を行います。また、自立に向けた支援プログラムやセミナーの開催、居場所づくりなどを行います。	相談・支援対象者数（新規）：192人 相談・支援対象者数（新規・継続）：620人 総相談・支援件数：1,880件	効果検証を行い、継続して実施します。
ユースサポートセンター運営事業（堺市若者サポートステーション） 【子ども家庭課】	働くことに悩みを抱えるニート状態の若者などに対し、カウンセラーなど専門家による相談、就職に向けたセミナー、就労体験などを実施し、職業的な自立を支援します。	平成26年6月に開設	効果検証を行い、継続して実施します。

# 第6章 計画推進に向けて

## 1. 推進体制の整備

### (1) 市内における関係部局の連携

本計画の推進に当たっては、多岐にわたる行政分野が関連するため、関係部局で構成される「堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会」を中心として、子ども・子育て支援に係る施策の関係部局間の連携を図り、総合的かつ円滑な実施を推進していきます。

### (2) 市民・事業者・関係機関等との連携

子ども・子育て支援は、行政だけでなく、社会全体での取組として推進することが大切です。子育て中の保護者や事業者、地域活動団体、有識者等で構成される「堺市子ども・子育て会議」において、施策の推進に必要な事項を審議するとともに、平成27年度から各区役所に設置される「区教育・健全育成会議」における提言等を踏まえ、市民・事業者・関係機関等と連携しながら取組を進めていきます。

## 2. 実施状況の継続的な点検

本計画に基づく施策の実施状況については、「堺市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、将来の需要の変動を視野に入れ、施策の改善につなげていきます。

また、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の需給状況について、計画と実績が大きくかい離した場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて事業計画の見直しを行います。

## 參考資料

---

# 1. 堺市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、堺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第4条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該調査審議が終了したときに、解嘱されたものとする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる子ども・子育て会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

## 2. 堺市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第31号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、堺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(会議の公開等)

第2条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席した委員（議事に関係のある特別委員を含む。）の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

(会議録)

第3条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員及び特別委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(守秘義務)

第4条 子ども・子育て会議の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 条例第7条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第5条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども企画課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(堺市事務分掌規則の一部改正)

2 堺市事務分掌規則（昭和47年規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課企画調整係の分掌事務を定める部分中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 子ども・子育て会議に関すること。



### 3. 堺市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

氏名	役職等
イシダ カスタカ 石田 和孝	堺市私立幼稚園連合会 会長
イシモト キョウコ 石本 京子	堺市議会議員
オオエ チカ 大江 千佳	堺法律事務所 弁護士
オギノ ヨウコ 荻野 洋子	子育て中の保護者
カクハラ アヤコ 郭原 綾子	堺市PTA協議会 副会長
コナカ ヒサオ 小仲 久雄	NPO法人 子育てネットみちくさ 代表理事
サワダ ヨシハル 澤田 芳治	社会福祉法人 竹仙会 竹宝保育園 園長
サワモト ミナコ 澤本 美奈子	堺市青少年指導員連絡協議会 副会長
シバタ アツコ 柴田 惇子	堺市人権教育推進協議会 会計
タカハイ ケイコ 高塚 敬子	堺市立金岡小学校 校長
タマムラ トオル 玉村 徹	堺市こども会育成協議会 会長
ナカタニ ナツコ ○中谷 奈津子	公立大学法人 大阪府立大学 准教授
ニシムラ モトノブ 西村 元伸	子育て中の保護者
ヒラノ ユウコ 平野 祐子	堺市女性団体協議会 運営委員
マツオカ ジュンコ 松岡 淳子	堺市民生委員児童委員連合会 理事
ヤマガタ フミハル ◎山縣 文治	関西大学 教授
ヨシダ ユリコ 吉田 百合子	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会 理事長
コバヤシ ヒサカズ ☆小林 久和	一般社団法人 堺市医師会 副会長
クワハラ タカオ ☆桑原 隆男	一般社団法人 堺市歯科医師会 副会長

※平成27年3月1日現在

※◎は会長、○は職務代理者

※☆は特別委員

(備考) 堺市PTA協議会代表は、平成26年7月3日に澤井愛委員より交代

堺市民生委員児童委員連合会代表は、平成26年2月21日に濱田國男委員より交代

## 4. 堺市子ども・子育て会議開催経過

日時	会議名	内容
平成25年8月8日(木) 午後2時00分～	平成25年度 第1回 堺市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長の選任</li> <li>堺市子ども・子育て会議について</li> <li>子ども・子育て支援新制度について</li> <li>堺市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について</li> </ul>
平成25年12月25日(水) 午前10時00分～	平成25年度 第2回 堺市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前児童ニーズ調査の結果について</li> <li>就学児童ニーズ調査票について</li> </ul>
平成26年3月25日(火) 午後2時00分～	平成25年度 第3回 堺市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査集計結果(案)について</li> <li>地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて</li> </ul>
平成26年5月21日(水) 午後3時00分～	平成26年度 第1回 堺市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて</li> <li>教育・保育施設の量の見込みについて</li> <li>『(仮称)堺市子ども・子育て支援事業計画』の基本事項(案)について</li> </ul>
平成26年8月8日(金) 午前10時00分～	平成26年度 第2回 堺市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園について</li> <li>地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保方策について</li> <li>『(仮称)堺市子ども・子育て支援事業計画』の基本理念(案)について</li> </ul>
平成26年9月25日(木) 午前10時00分～	平成26年度 第3回 堺市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育施設の供給体制の確保方策について</li> <li>『堺市子ども青少年育成計画』から引き継ぐ推進事業について</li> </ul>
平成26年11月26日(水) 午前9時10分～	平成26年度 第4回 堺市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育施設の供給体制の確保方策について</li> <li>『堺市子ども・子育て支援事業計画』(案)について</li> </ul>
平成27年3月19日(木) 午前10時00分～	平成26年度 第5回 堺市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>『堺市子ども・子育て支援事業計画』について</li> <li>教育・保育施設等 利用定員(案)について</li> </ul>

## 5. 堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会要綱

(設置)

第1条 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援に係る施策の関係部局間の連携を図り、総合的かつ円滑な実施を推進するため、堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に係る施策の関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、子ども青少年育成部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、学校管理部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子ども企画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

## 6. 堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会委員名簿

企画部長	保育部長
市民生活部長	子ども相談所長
人権部長	商工労働部長
男女共同参画推進担当部長	西区役所副区長
生活福祉部長	教育委員会事務局総務部長
障害福祉部長	学校教育部長
健康部長	地域教育支援部長
◎子ども青少年育成部長	○学校管理部長

※平成 27 年 3 月 1 日現在

※◎は委員長、○は副委員長

## 7. 堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会開催経過

日時	会議名	内容
平成 25 年 7 月 30 日(火) 午前 10 時 00 分～	平成 25 年度 第 1 回 堺市子ども・子育て支援 推進庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度について</li> <li>・堺市子ども・子育て会議について</li> <li>・堺市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について</li> </ul>
平成 25 年 12 月 9 日(月) 午前 10 時 00 分～	平成 25 年度 第 2 回 堺市子ども・子育て支援 推進庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前児童ニーズ調査の結果について</li> <li>・就学児童ニーズ調査票について</li> </ul>
平成 26 年 3 月 17 日(月) 午前 10 時 00 分～	平成 25 年度 第 3 回 堺市子ども・子育て支援 推進庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査集計結果（案）について</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて</li> </ul>
平成 26 年 5 月 12 日(月) 午後 4 時 00 分～	平成 26 年度 第 1 回 堺市子ども・子育て支援 推進庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度について</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて</li> <li>・教育・保育施設の量の見込みについて</li> <li>・『（仮称）堺市子ども・子育て支援事業計画』の基本事項（案）について</li> </ul>
平成 26 年 7 月 30 日(水) 午前 10 時 00 分～	平成 26 年度 第 2 回 堺市子ども・子育て支援 推進庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保方策について</li> <li>・『（仮称）堺市子ども・子育て支援事業計画』の基本理念について</li> </ul>
平成 26 年 9 月 8 日(月) 午前 10 時 00 分～	平成 26 年度 第 3 回 堺市子ども・子育て支援 推進庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設の供給体制の確保方策について</li> <li>・『堺市子ども青少年育成計画』から引き継ぐ推進事業について</li> </ul>
平成 26 年 11 月 13 日(木) 午後 2 時 00 分～	平成 26 年度 第 4 回 堺市子ども・子育て支援 推進庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設の供給体制の確保方策について</li> <li>・『堺市子ども・子育て支援事業計画』（案）について</li> </ul>
平成 27 年 2 月 26 日(木) 午前 10 時 00 分～	平成 26 年度 第 5 回 堺市子ども・子育て支援 推進庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『堺市子ども・子育て支援事業計画』について</li> <li>・教育・保育施設等 利用定員（案）について</li> </ul>

**堺市子ども・子育て支援事業計画**  
**平成27年3月**

※本事業計画の本文に記載している所管は平成27年4月時点のものです。

---

編集・発行 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課  
教育委員会事務局学校管理部学校環境整備室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7104 FAX 072-228-7106

メール koki@city.sakai.lg.jp

<堺市行政資料番号 1-F3-14-0264>